

鳴沢村地域防災計画

令和4年1月

鳴 沢 村

目

次

〔目 次〕

総 則 編

第 1 章 計画の目的と編成	1
第 2 章 防災計画の性格	2
第 3 章 防災の基本方針	3

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第2節 鳴沢村の概況	14

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実計画	18
第2節 防災知識の普及計画	20
第3節 防災訓練計画	23
第4節 防災ボランティア育成強化計画	25
第5節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画	26
第6節 消防予防計画	27
第7節 風水害等災害予防対策計画	30
第8節 建築物災害予防対策計画	33
第9節 文化財災害予防対策計画	34
第10節 原子力災害予防対策計画	36
第11節 特殊災害予防対策計画	38
第12節 情報通信システム整備計画	40
第13節 防災拠点整備計画	42
第14節 要配慮者対策	43
第15節 孤立地区対策	48
第16節 雪害対策	49

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画	51
第2節 職員配備計画	57
第3節 応援要請計画	59
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	66
第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画	70
第6節 予報及び警報等の受理・伝達計画	75
第7節 被害状況等報告計画	84
第8節 災害広報計画	90
第9節 災害通信確保計画	92
第10節 水防対策計画	95
第11節 消防対策計画	102

第12節	原子力災害応急対策計	108
第13節	緊急輸送対策計画	110
第14節	交通対策計画	112
第15節	災害救助法による救助計画	119
第16節	避難対策計画	127
第17節	孤立地区に対する支援活動	136
第18節	医療対策計画	138
第19節	防疫対策計画	144
第20節	食料供給対策計画	146
第21節	生活必需物資供給対策計画	148
第22節	飲料水確保対策計画	150
第23節	応急教育対策計画	152
第24節	廃棄物処理計画	155
第25節	応急住宅対策計画	158
第26節	救出計画	160
第27節	死体の捜索、処理及び埋葬計画	162
第28節	障害物除去計画	164
第29節	生活関連事業等の応急対策計画	166
第30節	民生安定事業計画	170
第31節	防災ボランティア支援対策計画	175

第4章 災害復旧対策計画

第1節	災害復旧事業計画の作成	176
第2節	激甚災害の指定に関する計画	177

地 震 編

第1章 地震編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	178
---------------------------	-----

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画	186
第2節 大震火災対策推進計画	188
第3節 生活関連施設の安全対策推進計画	190
第4節 災害時被害軽減対策推進計画	193
第5節 広域応援体制整備計画	196
第6節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画	198
第7節 防災ボランティア育成強化計画	201
第8節 防災訓練計画	203
第9節 災害時要援護者対策の推進計画	203

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画	209
第2節 職員配備計画	211
第3節 地震災害情報等の収集伝達計画	214
第4節 消防対策計画	217
第5節 避難対策計画	220
第6節 応急教育対策計画	225
第7節 応急住宅対策計画	227
第8節 建築物応急対策	228
第9節 宅地対策	228

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的	229
第2節 東海地震観測情報時、東海地震注意情報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動	230
第3節 情報の内容と伝達	233
第4節 広報活動	237
第5節 避難活動	239
第6節 村民生活防災応急活動	241
第7節 防災関係機関の講じる措置	246
第8節 交通対策	250
第9節 事業所等対策計画	252

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	254
第2節	関係者との連絡協力の確保	255
第3節	時間差発生時における円滑な避難の確保等	256
第4節	防災訓練計画	258
第5節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	259

火 山 編

第1章 総論

第1節	地域防災計画・火山編の概要	260
第2節	活火山としての富士山	260
第3節	富士山との共生	260
第4節	富士山の現況等	260
第5節	想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	263
第6節	想定する火山災害	266
第7節	富士山の噴火警戒レベルの種類と発表基準	270

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	272
第2節	防災関連施設・地域防災力等の把握	272
第3節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発	273
第4節	火山観測・監視体制の整備	274
第5節	異常現象発見の通報・伝達	274
第6節	関係機関との連携体制の整備	275
第7節	防災訓練	275
第8節	火山専門家との協力体制の整備	276
第9節	噴火前に避難行動をすべき範囲	277
第10節	自主防災活動	278
第11節	各施設等の防災対応力の向上	278
第12節	避難に関する情報伝達体制の整備	279
第13節	避難活動体制の整備	279
第14節	家畜避難体制の整備	280
第15節	医療救護体制の整備	281
第16節	食糧及び生活必需品の調達	281
第17節	飲料水の確保、給水活動	281
第18節	防災ボランティア支援体制の整備	281
第19節	要配慮者支援体制の整備	282

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	283
第2節	村職員の配備体制	283
第3節	廃止基準	284

第4節	情報の伝達・収集・広報	284
第5節	避難行動	286
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	290
第7節	一時帰宅の実施	290
第8節	家畜避難	291
第9節	交通応急対策	291
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	292
第11節	降灰対策	292
第12節	被害拡大防止対策	292
第13節	災害救助法による支援	293
第14節	住宅供給の実施	293
第15節	残留者・行方不明者等の捜索	293
第16節	防災ボランティア支援対策	294
第17節	要配慮者支援対策	294

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	295
第2節	風評被害発生時の防止対策	295
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	295
第4節	恒久住宅等の供給・再建	295
第5節	義援金品募集配分計画	296
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	296
第7節	職業安定	296
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	296
第9節	火山資源の活用	296
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	297

資 料 編

〔防災協力機関・団体関係〕

○防災関係機関連絡先一覧	296
第1 村	296
第2 県関係出先機関	296
第3 指定行政機関	297
第4 指定地方行政機関	298
第5 指定公共機関	298
第6 指定地方公共機関	299
第7 市町村	299
第8 消防本部	300
第9 自衛隊	300
第10 その他公共的団体	301
○応援協定締結機関連絡先一覧	302
○鳴沢村防災会議委員名簿	303
○鳴沢村指定給水装置工事事業者一覧	304
○一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧	306

〔救援施設関係〕

○指定避難所及び指定緊急避難場所一覧	308
○東海地震事前避難対象地区及び避難場所一覧	309
○応急仮設住宅建設候補地一覧	309
○被災宅地危険度判定フロー	310
○被災建築物 応急危険度判定フロー	311
○県内医療救援病院一覧	312
○医療品等の保管場所一覧表	318
○緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧	319
○物資備蓄状況一覧	319
○応急給水用資機材保有状況一覧	320
○水道施設の概要	320
第1 簡易水道	320
第2 水源	320
○村防災行政無線設置場所一覧	321
(1) 県防災行政無線	321
(2) 消防無線	321

○災害用伝言ダイヤルの利用方法	322
-----------------	-----

〔消防関係〕

○消防力の現況	323
---------	-----

〔気象観測等関係〕

○気象情報関係資料	324
○異常気象時における道路等通行規制基準	326
○「東海地震に関連する情報」に伴う広報文例	327

〔応援受入施設関係〕

○飛行場外離着陸場等一覧	332
○ヘリコプター主要発着場一覧	332
○自衛隊宿泊予定施設一覧	332

〔山地等災害危険箇所関係〕

○急傾斜地危険区域一覧	333
○土石流危険溪流一覧	334
○山地災害危険地一覧	335
第1 崩壊土砂流出危険地区一覧	337
第2 山腹崩壊危険地区一覧	337

〔応援協定等関係〕

○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	338
○富士北麓災害時の相互応援に関する協定	341
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	343
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書 実施細目	345
○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	347
○山梨県常備消防相互応援協定書	349
○災害時における応急対策業務に関する細目協定書	351
○災害時における帰宅困難者支援に関する細目協定書	353
○災害時における資機材提供等の支援協力に関する細目協定書	369
○災害時における応急対策業務に関する細目協定書	383
○特設公衆電話設置に関する覚書	392
○鳴沢村部債行政無線の使用に関する協定書	396

〔条例等関係〕

○鳴沢村防災会議条例	402
○鳴沢村災害対策本部条例	404
○鳴沢村災害対策本部活動要領	405
○鳴沢村地震災害警戒本部条例	415
○山梨県消防特別救助隊設置・運営規程	416
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	419

〔様式関係〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	426
○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式	436
○各種救助に係る様式	439
○自衛隊災害派遣要請依頼書	452
○消防防災航空隊出場要請書	453
○放送要請様式	454
○鳴沢村で想定される東海地震被害	456
○避難促進施設一覧	468
○土砂災害警戒区域内の要配慮施設一覧	469

総則編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

鳴沢村及び周辺地域において発生が懸念されている災害として主に「東海地震」などの地震災害と、「富士山噴火」による火山災害があげられる。

当村は東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている。平成17年3月に政府の地震調査委員会により発表された予測では東海地震が今後30年以内に発生する確率は約84%とされており、当村にとっても対策が急務である。

富士山の噴火についても、平成12年10月に富士山の地下10～20 kmにおいて低周波地震が急増し、その後一旦減少したものの富士山の火山活動を如実に現しており、富士山北麓の半分を村域とする当村にとって憂慮すべき現象である。

洪水被害については本村には河川湖沼がないため歴史的にも被害はない。また村の面積の90%以上を山林で占められているが、その大部分が恩賜林で裾野型の地形であるため山崩れ等の災害も少ない。しかし一部において急峻な地形もあり、近年の地球温暖化などによる降雨の一極集中により、土砂災害などが発生しないとは限らない。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、村、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「鳴沢村地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本村の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、鳴沢村防災会議が策定する計画である。

第2 構成

この防災計画の構成は、次の5編からなる。

なお、地震編及び富士山火山編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一 般 災 害 編

地 震 編

富 士 山 火 山 編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 防災計画の性格

この防災計画は、村、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、村及び防災関係機関などがそれぞれの果たすべき役割や地域等の実態を踏まえつつ別に定める。

第2 防災計画の修正

この防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、山梨県防災会議が作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災、中越地震や東日本大震災などを教訓に、震度7を視野に入れた防災対策の推進を図るものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 村職員への周知徹底等

村の防災担当である総務課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課等との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成への助言・支援や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、村職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、村は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

防災とは、本村の村土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本村を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本村の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

災害に対する備えとして、村、県、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強い村土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山事業等による災害に強い村土の形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、防災関係機関の相互応援の円滑な実施、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、複数の機関等（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）による共同の防災訓練の実施等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の設置育成強化、ボラ

ンティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行なう。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震の予知情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本村の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は本村の被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため、村の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を防止するための消火等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 7 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 8 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 9 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 10 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 11 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 12 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 13 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 14 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。
- 15 ボランティア、義援物資・義援金、村外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

村は、国、県、他市町村等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施することとなっている。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行うものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施することとなっている。

また、村及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行うものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施することとなっている。

また、村及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施することとなっている。

また、村及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

注 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：N T T 東日本(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

村は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたる。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 災害に関する調査研究
- キ 自主防災組織等の設置・指導・育成
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害対策本部の設置及び運営
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ウ 警報の発令及び伝達
- エ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- オ 被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給
- カ 消防その他の応急措置
- キ 被災者の救出、救助その他の保護
- ク 応急教育の実施
- ケ 被災施設及び設備の応急復旧
- コ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- サ 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- シ 緊急輸送の確保
- ス 県その他関係機関に対する応援要請
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の改良復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- ウ 消防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 応急教育の実施
- カ 被災施設及び設備の応急復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ク 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 広域一時滞在に関する協定の締結
- サ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

- （ア）地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
- （イ）地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - （ア）預貯金等の中途解約等の特例措置
 - （イ）手形交換の特別措置
 - （ウ）休日営業の特例措置
 - （エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - （オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - （カ）保険料支払いの迅速化措置

- エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・盲学校・聾学校又は養護学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可
- (2) 関東農政局（甲府地域センター）
 - ア 応急食料の調達・供給対策
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な伝達
 - ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力の実施
 - エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施
 - カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
 - ア 電波及び有線電気通信の監理
 - イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
 - ウ 関東地方非常通信協議会を運営し、非常災害時に備えた非常通信訓練及び非常通信計画の策定並びに通信機器の定期点検等の指導
 - エ 災害時における移動通信機器（衛星携帯電話、MC A無線機）及び移動電源車の貸出し
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
 - カ 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、口頭等により許認可を行う臨機の措置を実施
- (7) 山梨労働局（都留労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊

設備の安全確保のための検査

- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行うものとする。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

- (ア) 災害対策の推進
- (イ) 危機管理体制の整備
- (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直前の対策
- (イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 政府本部への対応等
- (オ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (キ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (ク) 災害発生時における交通の確保等
- (ケ) 緊急輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備
- (シ) 被災者・被災事業者に対する措置
- (ス) 災害発生時における広報
- (セ) 自発的支援への対応

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 地域の復興
- (エ) 被災事業者等に対する支援措置

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整

- ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (1) 防災関係資機材の点検・整備
 - (2) 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）
 - ア 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対しての通信施設の優先利用
 - ウ 気象警報等の市町村長への伝達
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備

- イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本郵便株式会社
 - ア 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
 - (3) ガス供給機関（ミツウロコ(株)山梨支店、富士観光開発(株)生活設備部、清燃料瓦斯、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

- (5) 山梨県道路公社
 - ア 有料道路の耐震整備
 - イ 災害時の有料道路における輸送路の確保
 - ウ 有料道路の早期災害復旧
- 7 富士吉田警察署（鳴沢警察官駐在所）
 - ア 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 行方不明者の捜索
 - エ 死体の検視（見分）
 - オ 交通規制及び交通秩序の確保
 - カ 緊急通行（輸送）車両の確認及び証明書の交付
 - キ 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持
- 8 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
 - ア 建築物の防火安全措置
 - イ 火災予防措置
 - ウ 大規模火災対策及び消防力の強化
 - エ 危険物等の規制及び安全措置
 - オ 消防計画の作成指導
 - カ 救助、救急措置
 - キ 火災の鎮圧その他の災害の軽減措置
 - ク 災害に関する教育、広報
 - ケ 鳴沢村消防団との連絡調整
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農林業関係団体（農業協同組合、森林組合等農林業関係団体）
 - ア 村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 商工会等中小企業関係団体
 - ア 村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
 - (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施

- イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- 10 その他の公共的団体
 - (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、鳴沢村社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

第2節 鳴沢村の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本村は、富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する県境の村であり、東は富士吉田市、北東から西は富士河口湖町にそれぞれ接している。標高900mから1,000mの高冷地に鳴沢および大田和の二つの集落を形成、また宇富士山地区を中心に約3,000棟の別荘地がある。

本村全体の地形は国道139号線を中心とした集落から富士山二合目までは比較的平坦な緩傾斜であるが、富士山頂に向かうにしたがって急傾斜となっており、裾野型の地形をなしている。

南北方向に14.5km、東北方向に8km、総面積は89.56km²で、県土の約2.0%を占める。

2 地質

地質は富士溶岩流が基盤となり、地表2mは火山灰、砂礫等に覆われているが、標高が上がるにつれ溶岩は露出している。このため地質は比較的が堅固であるといわれている。反面、集落の接する足和田山は御坂山系の第三紀層より軟弱な地質を形成している。

3 気象

本村の平成17年における年間平均気温は10.5℃、月平均気温の最低は1月の-12.8℃、最高は6月の32.5℃で、年間降雨量は1161.5mm、積雪量は1月の58cmとなっている。

主として降水が夏期に集中する多雨冷涼型で、冬期の降雪量は比較的少ない土地柄となっている。

第2 社会的条件

1 人口

人口は、平成27年国勢調査によると、2,921人（男1,403人、女1,518人）で、全県人口の約0.3%を占める。人口密度は、1平方キロメートル当たり約32人である。

年齢別にみると、平成22年では15歳未満の総人口に占める割合は12.8%、15～64歳は57.9%、65歳以上は29.3%となっている。

人口の年齢別構成（平成27年）

単位（上段：人 下段：%）

	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成22年	373	1,691	853
	12.8	58.0	29.2

資料：平成27年国勢調査

人口密度（平成27年）

	総人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
鳴沢村	2,921	89.58	32.6

資料：平成27年国勢調査

昼夜間人口

	昼間人口（人）	夜間人口（人）	人口比率（％） 昼間／夜間
平成22年	3,165	2,964	106.8

資料：平成22年国勢調査

また、昼間人口は3,165人となっており、昼夜間人口比率は106.8%である（常住人口を夜間人口としている。）

流入超過人口は201人、本村を従業地・通学地として村外から流入している人口は1,154人となっている。

一方、村外を従業地・通学地として本村から流出している人口は、972人となっている。

2 産業

平成22年国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が9.5%、第2次産業が31.9%、第3次産業が58.6%となっており、第1次産業の割合の低下傾向、第3次産業の割合が上昇傾向は継続している。その一方で、これまで低下傾向にあった第2次産業の割合は平成17年の30.4%より若干上昇している。

3 土地利用

土地の利用状況は、宅地4.12km²（4.6%）、農用地1.84km²（2.1%）、森林等83.60km²（93.3%）となっており、宅地、農地の割合が低く、森林等の割合が高くなっている。

4 交通

(1) 公共交通

本村の、公共交通は、富士急バスによって運行され、河口湖駅・新富士駅と結ばれている。しかしながら、村民の交通手段は主として自家用車を利用するが多い。

(2) 道路交通

本村の道路交通状況は、国道139号が村北部を東西に横断している。

県道は、山梨県道714号（鳴沢富士河口湖線）が国道139号線大田和交差点から富士河口湖町大嵐まで、山梨県道71号（富士宮鳴沢線）が国道139号線ひばりヶ丘交差点から県境を越え、富士宮市までのびている。

村道は、平成17年現在で路線本数749本、実延長150,093m。農道は5路線、実延長2,877m、林道は茅つけ林道とその支線の2路線、実延長4,565mとなっている。

また、富士スバルラインが富士河口湖町船津から鳴沢村内を經由し、富士山五合目に通じている。

第3 災害の歴史

1 風水害

大正時代以降における山梨県的主要な災害は、次のとおりである。

災害発生日	被害の概要
1912(大正1.9.22~23)	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
1920(大正9.8.2~6)	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
1922(大正11.8.23~26)	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
1934(昭和9.9.18~21)	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人

1935(昭和10. 9. 21～26)	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
1936(昭和11. 9. 26～27)	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
1940(昭和15. 1. 29)	江草村(須玉町)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛び火
1940(昭和15. 5. 19)	猿橋大火
1945(昭和20. 10. 3～11)	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
1947(昭和22. 9. 13～15)	カスリン台風来襲、死者16人
1951(昭和26. 3. 6)	富士山麓に大雪しろ発生し、忍野村50年来の大被害
1952(昭和27. 6. 24)	ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
1954(昭和29. 11. 27～28)	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
1956(昭和31. 2. 27)	翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪31cm
1958(昭和33. 5. 13)	50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959(昭和34. 8. 14)	台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
1959(昭和34. 9. 26)	台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
1962(昭和37. 1. 22)	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
1966(昭和41. 7. 22)	甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
1966(昭和41. 9. 25)	台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
1973(昭和48. 4. 2)	昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
1976(昭和51. 6. 15)	甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
1978(昭和53. 7. 8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録この年、明治28年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
1980(昭和55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者12人
1982(昭和57. 8. 1～3)	台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
1983(昭和58. 8. 15～)	台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河口湖増水
1991(平成3. 8. 20～21)	台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明8人。本町においても被害あり
1991(平成3. 9. 18～19)	秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明2人
1991(平成3. 9. ～12)	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家13戸
1993(平成5. 6. ～9.)	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稻に甚大な冷害、被害額約20億円
1997(平成9. 3. 11～15)	勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積374.9ha、被害総額4億7千793万円
1998(平成10. 1. 8～16)	県下に3回にわたり大雪、14日～16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人、農業関係を中心に大きな被害発生被害額約73億19百万円
1998(平成10. 8. 26～31)	停滞前線と台風4号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生被害額・約29億9百万円
1998(平成10. 9. 15～16)	台風5号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、床上浸水43戸、床下浸水274戸被害額・約58億4千8百万円
2000(平成12. 9. 11～17)	9月11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の310mm(甲府市)を記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円
2001(平成13. 1. 25～28)	28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年1月に匹敵する大雪、死者2人
2001(平成13. 9. 8～11)	台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額62億81百万円
2002(平成14. 7. 10～11)	台風第6号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。床上浸水1棟、床下浸水51棟等 被害総額30億72百万円
2003(平成15. 8. 8. ～9)	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部損壊3棟等、被害総額約10億46百万円
2004(平成16. 10. 8～10)	台風22号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊2棟、床上浸水1棟等 被害総額19億2千万円

2004(平成16. 10. 20～21)	台風23号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による軽傷者1名、住家半壊2棟、床上浸水57棟、床下浸水253棟等 被害総額23億4千万円
2014(平成26. 2. 14～15)	南岸低気圧による大雪。河口湖観測所で累積降雪量142cmを記録。村の被害では、人的被害は0、住宅・工場・カーハウス等の倒壊53棟、ビニールハウス倒壊57棟
2017(平成29. 9. 18)	台風18号による非常に強い風。最大瞬間風速23.7m/s。村の被害では、人的被害なし、倒木12本、停電最大1,000軒
2017(平成29. 10. 22～23)	台風19号による猛烈な雨。役場雨量累計308mm、天神山雨量計352mm。土砂災害警戒情報発表。村の被害では、人的被害なし、宅地内浸水1件
2018(平成30. 9. 4～5)	台風21号による大雨。記録的短時間大雨情報発表 富士山西部付近で約100mm。村の被害なし
2018(平成30. 9. 30～10. 1)	台風24号による猛烈な風。最大瞬間風速41.9m/s。記録的短時間大雨情報発表 鳴沢村付近で約100mm、富士山西部付近で約120mm。土砂災害警戒情報発表。村の被害では、人的被害なし、倒木による家屋一部損壊1棟、電線切断による水道施設ほか別荘地大規模停電発生、全面復旧まで6日間
2019(令和元. 10. 12～13)	台風19号「令和元年東日本台風」による非常に強い風と猛烈な雨。最大瞬間風速28.5m/s、役場雨量累計334mm、天神山雨量計627mm。大雨特別警報発表。警戒レベル4避難勧告発表。土砂災害警戒区域等に在住の住民34名が総合センターに避難、人的被害なし。春日様から火の見やぐらまでの区間に土砂が約30cm堆積、停電約300軒

2 地震災害

大正時代以降に山梨県で発生した地震被害は、次のとおりである。

発生年月日	被害の概要
1915(大正4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4～5か所
1918(大正7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8か所
1923(大正12) 9. 1	関東大地震(M7.9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所
1924(大正13) 1. 15	丹沢地震(M7.3甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944(昭和19) 12. 7	東南海地震(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等(山梨日日新聞)
1976(昭和51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983(昭和58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震(M5.3)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実計画

第1 鳴沢村防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

鳴沢村防災会議条例第二条の定めに基づき、次の事務を行う。

- (1) 鳴沢村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 村長の諮問に応じて、村の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 組織

鳴沢村防災会議条例第三条の定めに基づき、次のとおり会長及び委員をもって組織する。

	会 長	村 長
鳴 沢 村 防 災 会 議	委 員	(1) 関係地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 (2)
		(2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 (2)
		(3) 富士吉田警察署長又はその指名する職員 (1)
		(4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者 (4)
		(5) 教育長 (1)
		(6) 消防団長 (1)
		(7) 富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員 (1)
		(8) 関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者 (4)
		(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるものの中から村長が任命する者 (2)
		(10) その他村長が必要と認め任命する者 (4人以内)
		※ ()内はそれぞれの定数

専門委員

資料編 ○ 鳴沢村防災会議委員名簿
○ 鳴沢村防災会議条例

第2 鳴沢村災害対策本部 (本編第3章第1節「応急活動体制計画」参照)

第3 鳴沢村地震災害警戒本部 (地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動」参照)

第4 自主防災組織

1 設置の推進

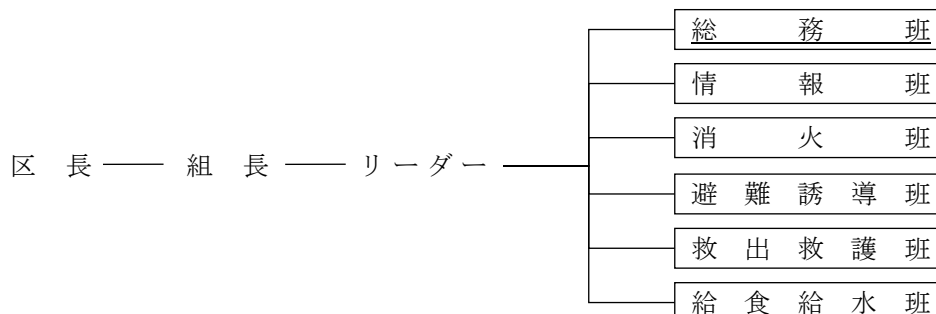
災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、組等を単位とした自主防災組織の設置を図る。

2 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 災害危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 ○ 避難所の開設・運営

3 村の行う指導

村は、次の措置を推進し、自主防災組織の充実強化に努める。なお、人材の育成にあたっては、女性の参画の促進に努める。

(1) 村による指導

- (2) 防災訓練を通じ、防災用資機材の使用方法、避難方法の習得
- (3) 消防本部で行う普通救命講習等への参加促進
- (4) 県立防災安全センター等を活用した研修会開催等による自主防災組織指導者の育成

第2節 防災知識の普及・教育計画

村職員及び一般住民等の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、村、県、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本第47条第1項に規定する災害予防責任者）は次により防災知識の普及・教育を図る。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 職員に対する防災教育

村の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、出先機関においても、適宜研修会等を開き、災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

2 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに災害危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

3 職員初動マニュアル等の配布

村は、災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、「職員初動マニュアル」等を作成・配布し、災害時における職員各自の任務等の習熟を図る。

「職員初動マニュアル」等の内容は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 職員としての心構え | ④ 災害対策本部の非常配備基準 |
| ② 災害時の行動方針 | ⑤ 各部班の初期応急活動業務 |
| ③ 初動体制の確立方法 | |

第2 住民に対する防災知識の普及

村の災害予防責任者は、次により住民に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 普及の方法

- (1) 広報紙の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料（洪水ハザードマップ等）の作成、配布
- (6) 防災訓練の実施

2 普及内容

- (1) 防災に関する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制

- (4) 災害予防措置
- (5) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識

第3 学校教育における防災教育

村の災害予防責任者は、次により幼児、児童・生徒の発達段階に即して計画的に実践的な防災教育を実施するとともに、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及・教育を図る。

- 1 教育課程内の指導
災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。
- 2 防災訓練
学校行事等の一環として実施し、避難行動等について習得させる。
- 3 課外活動における防災教育
防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

村は、社会教育の場において、その学習内容に防災教育を組み入れ、防災意識の高揚を図る。教育方法並びにその内容は、次のとおりである。

- (1) 講座
防災に関係の深い気象等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに構成する。
- (2) 実習
救助の方法、特に人工呼吸などに対する知識と技術について体得させる。
- (3) 話し合い学級
講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる。
- (4) 見学
防災関係機関、施設並びに災害現場などの見学を行う。
- (5) 印刷物
防災関係資料などを収集してパンフレットを作成、配布する。

第5 自動車運転者等に対する防災教育

村は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、交通安全運動期間等で防災教育を実施する。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

村は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第7 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。村は、村職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また住民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
---	----------	---

地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
展示品	101品目、119点
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室	400冊
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

山梨県立防災センター	中央市今福991	055-273-1048
------------	----------	--------------

第3節 防災訓練計画

災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、複合的な災害を視野に入れ、体制の整備強化と技術の向上及び知識の普及を目的として防災訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

村は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施する。

1 実施時期

〔防災週間〕の間及び村が適宜計画して行う。

2 実施内容

関係機関との協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

訓練重点事項

- | | | |
|---------------|-------------|--------|
| ・ 非常参集 | ・ 救出・救護 | ・ 応急復旧 |
| ・ 情報通信連絡 | ・ 消防 | ・ 炊き出し |
| ・ 災害対策本部設置・運営 | ・ 救援物資調達・輸送 | ・ その他 |
| ・ 避難・誘導 | ・ 防疫 | |
| ・ 避難所設置・運営 | ・ 給水 | |

第2 非常通信訓練

災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

1 参加機関

- (1) 県
- (2) 村
- (3) アマチュア無線

2 実施時期及び実施方法

関係機関との協議により、山梨県防災無線（地上系、衛星系）、鳴沢村防災行政無線等を使用してその都度定める。

第3 避難訓練

村は、災害から人命、身体を保護するため、学校、医療機関、工場、事業所、小売店その他消防法による防火対象物の管理者に対して、避難訓練を行うよう指導する。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者に対しても前記に準じて行うよう啓発する。

避難訓練を行う場合、外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講じるよう努める。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意して実施する。

- 1 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどし

て訓練を実施する。

- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 消防訓練

消防団は消防本部と協力し、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節、又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地区、又は訓練効果のある適当な場所を選んで実施する。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第5 自主防災組織訓練

自主防災組織は、村地域防災計画及び別に策定する自主防災組織防災計画に従い、訓練を行うものとする。訓練に当たっては、消防団員や防災関係職員等を派遣依頼して指導を受けるよう努めるものとする。

第6 防疫訓練

消防機関及び消防団は、災害時防疫体制の充実を図るため、訓練を実施する。

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図り、随時防疫演習を行う。

2 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第8 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第4節 防災ボランティア育成強化計画

防災ボランティアは、災害による被害の軽減等、効果的な災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

村は、県、村社会福祉協議会等との連携のもと、防災ボランティアの育成強化に努める。

第1 防災ボランティアの登録

村は、村社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアの登録を推進する。

第2 防災ボランティアの育成

1 活動内容の周知

村は、研修会の実施、村が実施する防災訓練への参加等により、災害時における防災ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した防災ボランティアの育成

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

村においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

村は、村社会福祉協議会と連携して地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 防災ボランティアの活動内容

1 防災ボランティアの活動内容

災害時に防災ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

— 主な活動内容 —

- | | |
|--------------------|----------------|
| ○ 災害・安否情報等の収集、伝達 | ○ 救援物資の仕分け |
| ○ 炊き出し | ○ 物資等の輸送 |
| ○ 応急救護活動 | ○ 避難所等における物資配布 |
| ○ 高齢者・障害者等への支援及び介助 | ○ 外国人への通訳 |

2 ボランティアセンターの設置

村は、災害時にボランティアによる活動を効果的に支援するために、ボランティアセンターを保健センターに設置する。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備・拡充を推進する。

第1 防災施設の整備

1 村役場

村は、災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 防災備蓄倉庫

「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本村の避難所生活者数等を参考にし、また本村の人口動態の変動等を勘案して、計画的に備蓄を図っていく。

資料編 ○物資備蓄計画

3 避難場所

村においては、資料編に掲載のとおり避難場所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化・耐震性不足、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な場所、建物等をあて、さらにバリアフリー化した施設など、障害者等にとって避難や避難生活が容易な施設を選定するよう考慮する。

資料編 ○指定避難場所一覧

第2 防災資機材の整備・点検

1 整備

村は、各種防災資機材の整備を引き続き進めるものとする。整備にあたっては、別に整備計画を定める。

2 点検

村は、防災資機材等を適切に保管するため、点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づき定期的に点検整備を実施する。

点検内容

資 機 材 等	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第6節 消防予防計画

第1 消防力の充実強化

1 村消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

村は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図る。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

さらに、富士五湖消防本部と連携を図るとともに、消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

村は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

村は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図る。

資料編 ○消防力の現況

2 地域の自主防災組織の充実強化

(1) 村は、自主防災組織の設置、育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を推進する。

(2) 村は、自主防災組織の救助救護資機材の充実を図る。

また、住民の応急手当に関する正しい知識や技術の普及、また応急手当指導員や応急手当普及員の養成に努め、地域における救急・救助体制の強化を推進する。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 村消防計画の策定

村は、消防機関が大規模災害発生時に迅速かつ的確に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 消防力等の整備 | ④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法 |
| ② 防災のための調査 | ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法 |
| ③ 防災教育訓練 | ⑥ その他災害対策に関する事項 |

を大綱とした「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2 火災予防対策の指導強化

1 建築同意制度の効果的活用

村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、必要

な指導を行うこととする。

2 一般家庭に対する指導

村は、防災パンフレット、防災ハンドブック等を作成・配布し、又は自主防災組織など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、今後新築される建物に対して、設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置を周知し、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

3 防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、村は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者を必ず選任させるものとする。

4 防火防災思想、知識の普及

村は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及を図る。

第3 林野火災予防計画

本村の総面積の約93.3%が森林等によって占められており、また一部が急峻な地形となっている。

林野火災は、ひとたび発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火しないため、森林関係者、関係機関、地域住民と連携・協力して、火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策の万全を期する。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

村は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

村は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図る。

(1) 防災管理計画

- ・特別警戒区域
- ・特別警戒時期
- ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

- ・消防分担区域
- ・出動計画
- ・防ぎょ鎮圧計画
- ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画
- ・防災訓練実施計画
- ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

村は、国、県、富士五湖消防本部、恩賜林保護組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図る。

5 関係職員の研修指導

村は、予防対策、消火対策について、より万全を期するため、巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第4 消防相互応援協定

村は、資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。村は、災害時において協定に基づき迅速に応援要請ができるよう、連絡体制・受入体制の整備に努めるとともに各種協定の締結推進を図る。

- | |
|--|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">○ 応援協定締結機関連絡先一覧○ 山梨県常備消防相互応援協定書○ 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定○ 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定○ 富士北麓災害時の相互応援に関する協定○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目○ 災害時における応急対策業務に関する細目協定書 |
|--|

第7節 風水害等災害予防対策計画

第1 山地の災害予防

本村の総面積のうち大部分を占める山地は、地形、地質などの特質から、崩壊に起因する災害が発生するおそれがあり、村内には崩壊土砂流出危険地区が5か所、山腹崩壊危険地区が5か所ある。

このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を実施し、又は県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地等に対し、県と協力の上必要な措置を行うものとする。

特に、福祉施設、医療機関、保育所等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

また、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるためには、森林の適正な管理が必要であることから、県が平成24年度から導入した森林環境税を活用する事業に、村は積極的に協力し、荒廃が進んでいる民有林の整備に努める。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

村内には地すべり防止区域は存在しないが、地すべりによる被害を防止・軽減するため、必要に応じて積極的な保全工事を施行する。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧

第2 砂防対策

本村の森林地域は、一部の急峻な地形に加え、地質的にも脆弱な地層があり、豪雨等の際に土石流や地すべりの発生する危険性がある。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

村内には土石流危険溪流が20溪流あるが、近年各地で土石流による災害が発生していることに鑑み、これらの土石流危険溪流に対し砂防ダムの設置等の砂防事業を推進するよう、県に働きかけていく。

2 地すべり防止対策

村内には、地すべり防止区域は存在しないが、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の

理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。

地すべり防止区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

- (1) 地すべり防止工事の施工
- (2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置
- (3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限
- (4) 防災パトロールの実施

資料編 ○土石流危険渓流一覧

第3 急傾斜地等危険地災害予防対策

本村は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も存在するため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

村は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜警戒区域の指定の促進

村内には、急傾斜警戒区域が21箇所を対象に、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を求めていく。

資料編 ○急傾斜地危険区域一覧

3 警戒避難体制の確立

村は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、また避難誘導員の配置や、土砂災害の前兆現象に基づく自主避難等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

村は、集中豪雨により災害発生のおそれがある場合に、危険地区の住民等が速やかに避難等の措置がとれるよう、平素から土砂災害等の前兆現象等を付記した土砂災害危険区域図やパンフレット等を作成・配布し、又は村ホームページに掲載するなど、急傾斜地等危険地の現状、予防措置等の認識を深めるよう、急傾斜地に関する知識の普及に努めるものとする。

6 防災のための集団移転促進事業

村及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の移転を促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

村及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の移転を促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第4 土砂災害警戒区域における措置

村は、県から土砂災害のおそれのある区域として「土砂災害警戒区域」に指定された場合には、次の措置を講じるものとする。

1 警戒避難体制の整備

村は、当該警戒区域における土砂災害を防止するため、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集及び伝達、避難、救助など、警戒避難体制の必要な整備に努める。

2 要配慮者が利用する施設利用者への措置

土砂災害警戒区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設利用者が円滑に警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、警報等の伝達方法を定めておく。

資料編 ○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

3 印刷物の配布等

村は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合に、当該警戒区域の住民が円滑に警戒避難を行えるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項等が記載されたハザードマップなどの印刷物を配布するなど必要な措置を講じるものとする。

4 国、県による緊急調査結果の周知

大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が緊急調査を行った場合、村は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

第5 農業災害予防対策

1 農地災害予防対策

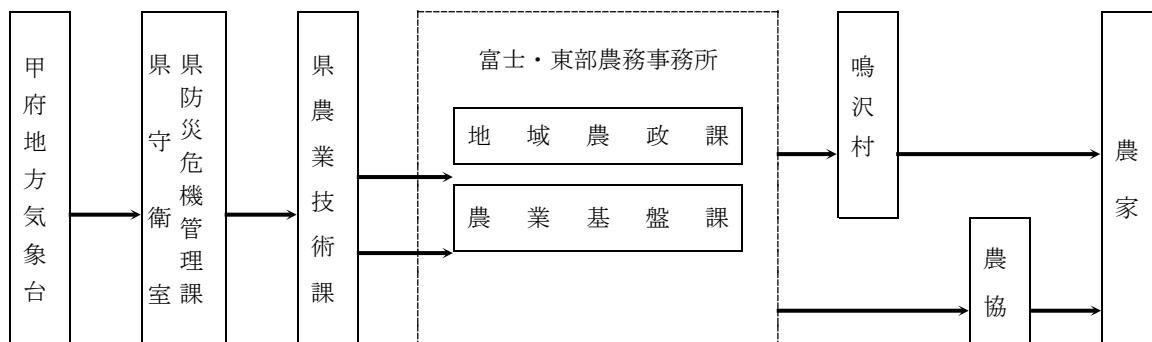
村は、農業用施設の巡視点検に努め適切な維持管理を図るとともに現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

2 農作物災害予防対策

農作物の災害予防については「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。ことに、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、予め警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風等による風水害に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

勤務時間外における農業関係気象情報等の伝達網



第8節 建築物災害予防対策計画

大火災等による建築物等の被害を軽減するため、建築基準法、消防法などに基づく建築物の不燃化に努めるとともに、公共施設については耐震耐火構造の建物にするよう努める。

第1 不燃建築物の建設促進対策

建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、村は建築物の構造制限等不燃建築物の建設について、必要な指導を行うこととする。

第2 公共施設災害予防計画

1 公共老朽建物の改築促進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物への改築を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害発生の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第9節 文化財災害予防対策計画

第1 保護の対象

村内には、富士山をはじめとする国指定文化財（天然記念物等）が4件、県指定が4件、村の指定が6件ある。村指定のうち建造物5件があり地域住民の心の財産である。また、後世に伝える文化遺産として災害から守らなければならない。

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化庁、県及び村の教育委員会は、「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 県及び村指定の文化財

「山梨県文化財保護条例」及び「鳴沢村文化財保護条例」により、県及び村がそれぞれ独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。この場合、同一物件が国、県、村指定と重なることはない。

3 文化財の管理責任

(1) 文化財の管理については、国、県及び村がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。

(2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、村教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また村指定文化財については村教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財災害予防対策

村は、関係法令の規定に基づき、次の対策を実施する。

- 1 消防用設備等の設置、適正な維持管理の指導
- 2 風水害等の災害に対する防災訓練、消火訓練の実施
- 3 所有者及び管理責任者に対する防災教育の実施

鳴沢村の文化財一覧

種別	名称	所在地	所有者 (管理責任者)	指定年月日
国指定 天然記念物	鳴沢氷穴	鳴沢村8533-1	鳴沢村	昭和4年12月17日
国指定 天然記念物	神座風穴 附蒲鉾穴及び眼鏡穴	鳴沢村鹿ノ頭8537	鳴沢村	昭和4年12月17日
国指定 天然記念物	大室洞穴	鳴沢村鹿ノ頭8537	鳴沢村	昭和4年12月17日
国指定 特別天然記念物	鳴沢の熔岩樹型	鳴沢村8531-1・29・30・59・6 19-4	鳴沢村	昭和27年3月29日
山梨県指定 天然記念物	鳴沢のアズキナシ	鳴沢村8545-1 (恩賜県有財 産内第26林班い1小班)	山梨県	平成3年5月30日
山梨県指定 有形民俗文化財	湯立ての釜4口	鳴沢村8073 鳴沢村7585-2	春日神社 魔王天神社	平成5年2月15日
山梨県指定 天然記念物	軽水風穴	鳴沢村鹿ノ頭8537 (恩賜県 有財産内第33林班と3小班)	山梨県	平成10年6月8日
山梨県指定 天然記念物	溶岩球(LAVA BALL)	鳴沢村鹿ノ頭8537 (恩賜県 有財産内第33林班に2小班)	山梨県	平成10年6月8日
鳴沢村指定 有形文化財 (歴史資料)	薬明王大権現石碑	鳴沢村3886		昭和56年9月21日
鳴沢村指定 有形文化財 (建造物)	八幡神社及び舞殿	鳴沢村3323	八幡神社	昭和56年9月21日
鳴沢村指定 有形文化財 (建造物)	春日神社	鳴沢村8073	春日神社	昭和56年9月21日
鳴沢村指定 無形民俗文化財	鳴沢の太々神楽		神楽継続保 存会	昭和57年7月16日
鳴沢村指定 有形文化財 (建造物)	魔王天神社	鳴沢村7585-2	魔王天神社	昭和57年7月16日
鳴沢村指定 有形民俗文化財	元禄裁許状	鳴沢村1575	鳴沢村	昭和58年2月28日

第10節 原子力災害予防対策計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね30km)

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」… 原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第1号に規定する災害(原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害)をいう。
- ・「原子力緊急事態」… 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」… 原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」… 原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」… 原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」… 原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合などをいう。
- ・「原子力緊急事態宣言」… 原子力事業所の区域付近において1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう(原災法第15条)。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

(平成23年12月現在)

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

村は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

村は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、村内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸し出しを受ける。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

村は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修

村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第 1 1 節 特殊災害予防対策計画

第 1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

村は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

村は、各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行う。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

各事業所は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

村は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、富士五湖消防本部と連携を図り、化学消防力の強化を図る。

第 2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施することとなっている。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 村の措置

村は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの勧告又は指示

第12節 情報通信システム整備計画

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

第1 村防災行政無線システムの整備

村は、災害情報を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、戸別受信機及び村役場を親局として各地区に固定系子局を設置している。

また、災害現場等との通信を確保するため、村役場に移動系基地局が配備されているほか、関係課等との通信を確保するため、村役場を基地局とした移動系無線が配備されている。

村は、通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備える。

なお、必要に応じ防災行政無線の改修を行い、災害情報を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう努める。

資料編 ○村防災行政無線設置場所一覧

第2 県防災行政無線システム

村は、災害時に、村役場に配備されている県防災行政無線を活用して、県・県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第3 消防無線

富士五湖広域行政事務組合消防本部東部出張所に消防無線が配備され、災害現場等との通信の確保を図っている。

災害時に有効かつ迅速に活用できるよう、定期点検とともに、通信訓練を通じて習熟に努める。

第4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTT東日本に災害時優先電話として登録している。

村は、平素から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 村ホームページの整備

災害時に村内の被災状況等の情報提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図る。

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特

に必要があるときは、警察署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について、具体的に協議しておくものとする。

村域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 警察無線……………富士吉田警察署
- 2 バス無線……………富士急行山梨バス（株）本社

第7 アマチュア無線局との協力体制の確立

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、村の情報収集体制を補完するため、平素から広報紙等を通じて、災害時に協力できる者の登録を公募するなどして村内のアマチュア無線団体と協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、村の情報収集体制の強化を推進する。

第13節 防災拠点整備計画

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。

第1 活動拠点の指定

村は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を村の活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

村の防災拠点		
① 災害対策活動拠点	⇒	村役場
② 避難拠点	⇒	指定避難場所
③ 福祉避難拠点	⇒	鳴沢小学校特別教室
④ 物資備蓄拠点	⇒	防災備蓄倉庫
⑤ 物資集積拠点	⇒	鳴沢村保健センター
⑥ 物資輸送拠点	⇒	飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場
⑦ 応援受入拠点	⇒	自衛隊宿泊予定施設
⑧ 医療活動拠点	⇒	鳴沢小学校
⑨ 消防活動拠点	⇒	村役場、各分団詰め所

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難場所一覧 ○ 飛行場外離着陸場等一覧 ○ ヘリコプター主要発着場一覧 ○ 自衛隊宿泊予定施設一覧
-----	---

第2 耐震化の推進

地域の活動拠点となる村役場、避難所が開設される学校その他の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

第3 活動拠点の整備

1 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

2 連絡手段の構築

災害時に防災拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

3 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

4 備蓄の推進

(1) 村庁舎等への備蓄

村庁舎等に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進する。

(2) 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校、公民館等の公共施設に避難所開設に必要な生活必需品、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

第14節 要配慮者対策

風水害等災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

平成18年3月に国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」、村で策定した「災害時要援護者マニュアル」（行動計画）に基づき、特に以下の点に重点をおいた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (2) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (3) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した要配慮者把握と避難誘導體制の確立

- (1) 自治会組織や関係委員、団体等を通じた要配慮者を把握するものとする。
- (2) 個々の要配慮者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」発表時や、村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 福祉避難所の指定に努めるものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 在宅の高齢者、障害者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、要援護者支援マニュアル等を作成・活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 村は、訓練を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、自主防災組織を通じて防災情報を伝達し、自主防災リーダーによる介助体制の確立に努める。

5 避難誘導體制

村は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

6 避難場所における対応

村は、避難場所を中心とした要配慮者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉

施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難場所において、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所などの点に留意して要配慮者専用スペースの確保に努めるものとする。

7 介護等を必要とする要配慮者対策

(1) 福祉避難所の整備等

村は、災害の状況により、一般の避難者との共同生活が困難な介護等を要する者に対しては、次の施設を福祉避難所として開設し、収容するため、当該施設に福祉避難所として必要な設備の整備に努める。次の施設を福祉避難所として開設し、収容するため、当該施設に福祉避難所として必要な設備の整備に努める。

また、村は、平素から村内の社会福祉施設等と、災害時における要配慮者の受入れ等の協力体制・連携体制の構築に努める。併せて、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時より連携に努めるものとする。

施設名	所在地	電話番号
鳴沢小学校特別教室	鳴沢村1585	0555-85-2015
鳴沢保育所	鳴沢村1553	0555-85-2481
特別養護老人ホーム 富士山荘	鳴沢村5061	0555-85-2878

(2) 福祉避難室の整備

村は、状況によって、指定避難所の一部の部屋等を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営計画等を作成する。

(3) 福祉避難所相談員の確保

村は、平素から村保健師、医療関係機関、施設の保健医療担当者等の中から、福祉避難所開設時に要配慮者の健康管理や相談等を担当する福祉避難所相談員を確保する。

8 被災者への情報伝達活動

村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

9 応急仮設住宅

村は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第2 外国人及び観光客対策

震災に対し知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及を図る。また、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳のボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図るものとする。

る。

さらに、村内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

第3 避難行動要支援者対策

第14節第1、第2に記述のとおり、これまで平成18年3月に国（内閣府等）が作成した「災害時要支援者の避難支援ガイドライン」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」に基づき要配慮者対策に取り組んできたところであるが、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、個人情報利用が法的に位置づけられるなど平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、平成25年8月に国（内閣府）が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定したことを受け、避難行動要支援者対策に努める。

1 避難行動要支援者の定義

- ・「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

- ・「避難行動要支援者」

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

2 避難行動要支援者名簿の作成

村長は、村内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

（ア）肢体不自由者 [身体障害者手帳1級から3級]

（イ）視覚障害者 [身体障害者手帳1級・2級]

（ウ）聴覚障害者 [身体障害者手帳2級]

（エ）知的障害者 [療育手帳所持者]

（オ）精神障害者 [精神保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証所持者]

（カ）ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）

（キ）高齢者のみの世帯

（ク）要介護高齢者（寝たきり、認知症のうち支援が必要な者）

（ケ）要介護認定3～5を受けている者

（コ）医療を必要とする者

（サ）その他村長が必要と認める者

（2）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村長は、避難行動要支援者に該当する者について、村の関係部局で把握している要介護高齢者

や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿について次の情報を記載する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(3) 名簿の更新に関する事項

村長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに村内に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録や社会福祉施設等への長期間の入院等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

(4) 避難支援等関係者となる者

村において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ①富士五湖消防本部
- ②鳴沢村消防団
- ③山梨県警察本部（富士吉田警察署）
- ④鳴沢村民生委員
- ⑤鳴沢村社会福祉協議会
- ⑥各自主防災組織
- ⑦その他村長が定める者

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために鳴沢村が求める措置及び鳴沢村が講ずる措置

鳴沢村は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ①避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき、守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ②避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関

係者に対し、情報セキュリティーに関する指導を十分に行う。

- ③避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

また、避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を、最小限に限定するなど指導する。

第15節 孤立地区対策

本村は、富士山の山麓にあり、土砂災害等により、孤立集落が発生しやすい地形条件となっている。そのため、孤立した場合に備えて、各地区において必要な対策を定める。

第1 孤立予想地域の事前把握

村は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

第2 孤立危険性に関する住民への周知

村は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

第3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、村防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

第4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

第5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

第6 食料等の備蓄の推進

村は、地域の住民の状況を把握したうえで、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

第16節 雪害対策

平成26年2月14日の大雪により、大きな被害が発生、村内全域の各ライフラインに大きな影響を及ぼした。

こうした豪雪においても、生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、軽減を図るため、関係機関と協力し、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などの対策を実施する。

第1 災害対策体制の確立

1 雪害対策体制の確立

- (1) 村は、県、甲府地方気象台等から気象警報、積雪情報等を入手し、応急活動体制（本部班、情報収集班、救出班、避難所運営班）を確立する。また、状況に応じて速やかに災害対策本部に移行する。
- (2) 時間の経過とともに状況が変化していくため、朝、昼、晩と1日に3回は本部会議を開催し、道路や集落の孤立の状況等について情報を共有し、必要な対応策を講じるものとする。
- (3) 応急対策の実施に当たっては、県と連絡をとりながら、避難、救出、給水、食料供給等に万全の措置を講ずるものとする。
- (4) 住民の問い合わせ等に対応できるよう、窓口を開設する。応急対策の実施に当たっては、県と連絡をとりながら、避難、救出、給水、食料供給等に万全の措置を講ずるものとする。
- (5) ひとり暮らし高齢者、身体障害者等の世帯で特に救援を要する世帯が積雪による家屋の倒壊等の事故から守るため、自主防災会、民生委員等の協力を得て災害事故防止に努める。

2 自衛隊への災害派遣要請

雪害の状況により必要があると認める場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第2 情報の収集及び伝達

- (1) 村は、気象情報を収集し、被害情報を早期に把握するため、職員による情報収集、自主防災会等からの情報収集により、情報収集・分析を行う。
- (2) 大雪警報、道路交通情報等の伝達に当たっては、村防災行政無線の他、電話やメール等、多様な通信手段を活用して行う。

第3 道路交通の確保

1 交通規制の実施

道路管理者は、積雪状況により、他の道路管理者と連絡調整を図りながら、速やかに交通規制を行うとともに、地域住民、ドライバー等に対し、積極的に広報活動を行うものとする。

2 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者と連携して、移動作業を行うものとする。

3 排雪

雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

第4 雪崩等安全対策

1 雪崩対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、ドライバー等に対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
- (2) 道路管理者は、気象情報を把握し、雪崩発生が予想される場合には、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

2 雪庇対策

施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊急な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 鳴沢村災害対策本部の設置

災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、鳴沢村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

1 村本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に村本部を設置する。

- ① 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- ② 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- ③ 震度5弱以上の地震が村内に発生したとき。
- ④ 噴火警報が発表されたとき。
- ⑤ その他、村長が必要と認めるとき。

2 村本部廃止の時期

村本部は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

村本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	電話、口頭
村出先機関	村防災行政無線、電話、FAX、連絡員
村議会	電話、口頭
富士五湖広域行政事務組合 消防本部	県防災行政無線、電話、FAX
一般住民	村防災行政無線、広報車、村ホームページ、CATV
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX
富士吉田警察署	電話、連絡員
報道機関	電話、FAX、文書

4 村本部の標識の掲出

村本部を設置した場合は、村役場正面玄関に「鳴沢村災害対策本部」の標識を掲げる。

また、本部長、副本部長、部長、副部長、班長、班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用し、自動車を使用する際には所定の標旗を掲げるものとする。

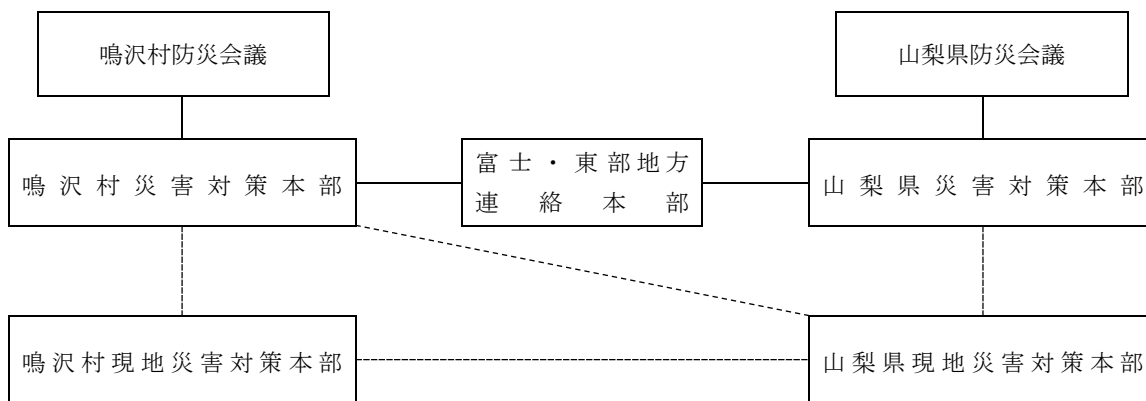
5 村本部の設置場所

村本部は、村庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、「鳴沢村保健センター」に設置する。

第2 村本部の概要

村本部の応急活動体制は、「鳴沢村災害対策本部活動要領」に定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

1 鳴沢村の防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 村本部の編成



3 村本部の分担任務

(1) 本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、村長をもって充て、村本部の事務を総括し、村職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副村長を置いている時は副村長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。副村長を置いていない時は教育長を充てる。

(3) 本部員

本部員は、次の者をもって充てる。

本 部 員		
教 育 長	警 察 官	村 役 場 課 長 職
河 口 湖 消 防 署 長	消 防 団 団 長	消 防 団 副 団 長

(4) 対策部、班

ア 村本部に対策部及び班を置き、対策部に対策部長、班に班長を置く。

イ 対策部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

ウ 班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理にあたる。

エ 各班に属する職員は、当該班員となり、上司の命を受けて応急対策に当たる。村本部の分掌事

務は資料編に別に定める。文章事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

オ 他班の応援が必要な場合は、次により他班からの応援を得て、災害応急対策を行う。

(ア) 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

明 示 事 項

- | | |
|------------|-----------|
| ① 応援内容 | ④ 出動場所 |
| ② 応援を要する人数 | ⑤ その他必要事項 |
| ③ 応援を要する日時 | |

(イ) 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

4 本部長の職務代理

本部長（村長）が出張中、又は災害を被るなど、本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代理するものとする。

- 第1順位 教育長（副村長を設置している場合は副村長）
- 第2順位 総務課長
- 第3順位 企画課長

5 本部員会議

- (1) 村本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

- ① 初期応急対策方針の決定に関する事。
- ② 村本部の配備体制の決定・切り替えに関する事。
- ③ 県、他市町村等への応援要請に関する事。
- ④ 自衛隊の災害派遣要請依頼に関する事。
- ⑤ 災害救助法の適用に関する事。
- ⑥ 村本部の廃止に関する事。
- ⑦ その他災害対策の重要事項に関する事。

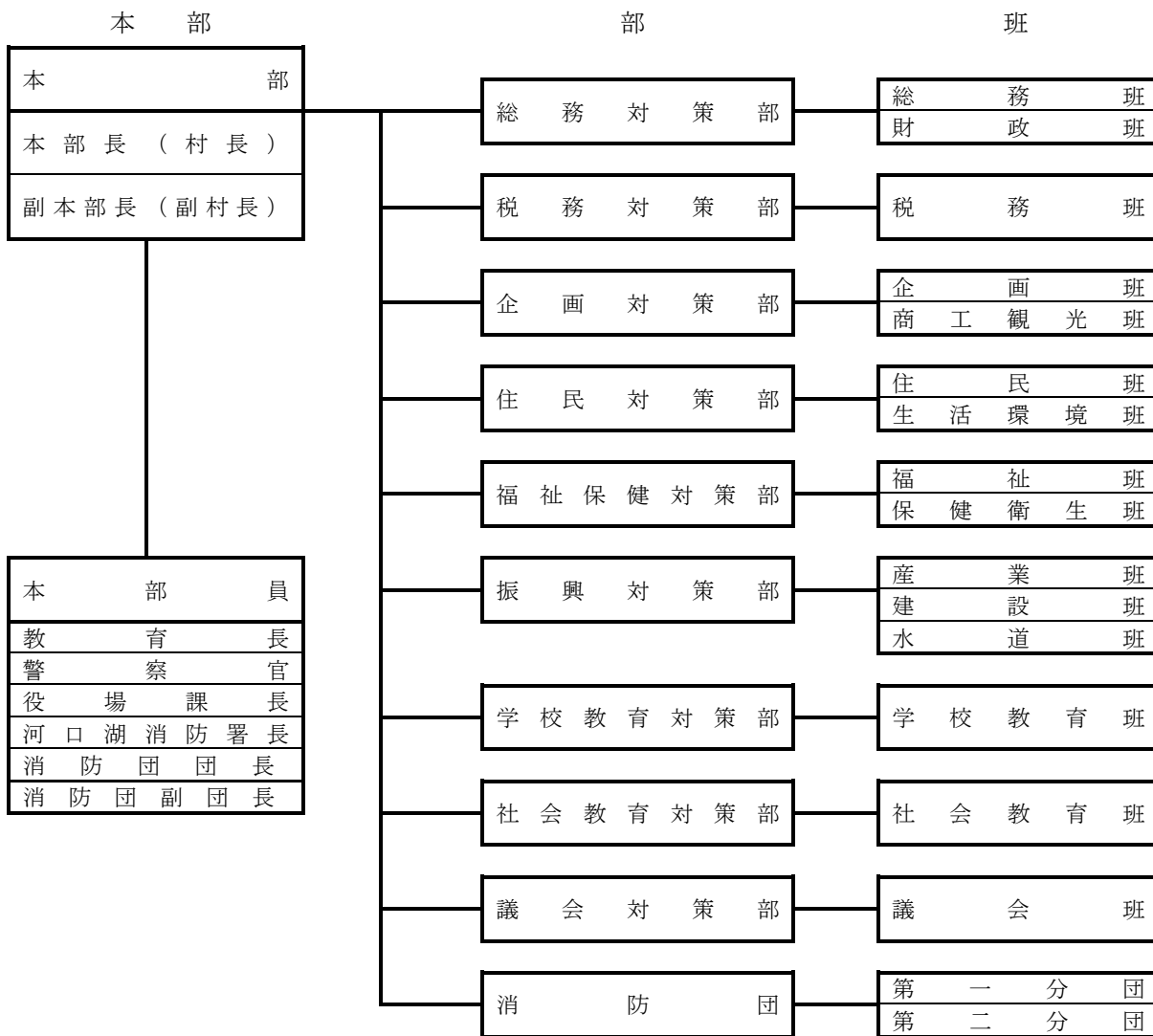
6 村本部の組織及び分掌事務

村本部の組織及び分掌事務は、資料編に掲載の「鳴沢村災害対策本部活動要領」に定めるところによるものとするが、村本部が分掌する事務の主なもの、次のとおりである。

- ① 災害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④ 県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑥ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑦ 緊急輸送道路の確保
- ⑧ 施設及び設備の応急復旧
- ⑨ 交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
- ⑩ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

資料編 ○鳴沢村災害対策本部活動要領

鳴沢村災害対策本部の編成



配備基準

	配備基準	配備内容	配備の要領
第一配備	①〔一般災害〕 (1) 大雨注意報 (2) 大雪注意報 ②〔一般地震〕震度3	気象情報等を十分注視するとともに、必要に応じて応急対策活動に着手するものとする。	(1) 次の課は1名以上の配備 総務 (2) 勤務時間以外は宿日直者が対応 (3) 総務課長及び消防防災担当職員は自宅待機 (4) 前記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置
第二配備	①〔一般災害〕 (1) 大雨警報 (2) 暴風(雷)警報 (3) 大雪警報	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	(1) 次の課は1～3名以上の配備 総務・振興 (2) 前記以外の課は自宅待機するとともに、所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置
第三配備	①〔一般災害〕 (1) 土砂災害の危険度分布「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕※夜間から翌日早朝に予想される場合を含む。 ②〔富士山火山〕噴火警戒レベル3	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	(1) 次の課は2～3名以上の配備 総務・振興・福祉保健課・住民課 (2) 前記以外の課は自宅待機するとともに、総務対策部長(総務課長)又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置
第四配備	①〔一般災害〕 (1) 台風接近 (2) 被害が予測される警報 (3) 土砂災害警戒情報 (4) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)※夜間から翌日早朝に予想される場合を含む。 (5) 土砂災害の前兆現象が発見された場合 ②〔一般地震〕震度4 ③〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報(調査中) ④〔富士山火山〕噴火警戒レベル4以上 ⑤ 災害対策本部を設置したとき又は本部長が指示したとき	各部門は応急対策活動が円滑に行いうるものとする。	(1) 次の課は2～3名以上の配備 総務・振興・福祉保健課・住民課 (2) 前記以外の課は自宅待機するとともに、総務対策部長(総務課長)又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置

第五 配備	① 〔一般災害〕 (1) 気象特別警報（大雨特別警報・大雪特別警報） (2) 大規模災害発生時 ② 〔一般地震〕 震度5弱以上 ③ 〔南海トラフ地震〕 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） ④ 〔富士山火山〕 噴火警戒レベル4以上	各部門は応急対策活動が円滑に行いうるものとする。	各所属所員人員（所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもってあたる。
----------	---	--------------------------	---

※配備の詳細については別途定める

7 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長（村長）は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。
- (5) 県の現地災害対策本部との連携

村本部は、村内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を「鳴沢村役場会議室」に受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

8 村庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、村庁舎等が被災したことにより、村が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（富士・東部地域県民センター）職員を本村に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

(2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 村本部の配備基準

村本部の配備基準は、「鳴沢村災害対策本部活動要領」に定めるところによる。

資料編 ○鳴沢村災害対策本部活動要領

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想され、又は災害が発生した場合は、「鳴沢村災害対策本部活動要領」に定める配備基準に基づいた自動配置とする。

総務対策部長（総務課長）は、口頭、電話等により職員への配備体制の周知の徹底を図り、該当職員は、速やかに配備につくものとする。

なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（村長）が配備基準と異なった配備体制を指示した場合は、総務対策部長は、直ちに次の措置を行うものとする。

- (1) 総務対策部長は、本部長の指示する配備体制を口頭、電話等により職員への周知を図るとともに、富士五湖広域行政事務組合消防本部・医療機関等に連絡する。
- (2) 各対策部長は、直ちに各班長に連絡し、班員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。
- (3) 配備の指示を受けた職員は、速やかに所定の場所へ配備につき、指示された業務に従事する。
- (4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報や村本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- (5) 班員の服務等

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

- ① 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、村本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ 災害現場に出動する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。
- ⑥ 自らの言動で来庁者等に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。

2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等においても、「鳴沢村災害対策本部活動要領」に定める配備基準に基づいた自動配置とする。該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

- (1) 当直者は、突発的な事故等が発生したという連絡があった場合は、直ちに電話等により総務課長に報告する。
- (2) 当直者から報告を受けた総務課長は、直ちに村長（本部長）に報告し、本部長の指示を副村長・

教育長・各部長・富士五湖消防本部・山梨赤十字病院に連絡する。

- (3) 各部長（対策部長）は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により必要とする職員に緊急参集を指示する。
- (4) 参集を指示された班員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。
- (5) その他の職員は、テレビの気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。

参集時の留意事項

- ① 参集時期
配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。
- ② 参集困難な場合の措置
病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。
また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- ③ 参集時の服装等
応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。
- ④ 参集途上の情報収集
参集途上においては、可能な限り溪流の出水状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、第3章第1節第2「村本部の概要」を準用する。

第3節 応援要請計画

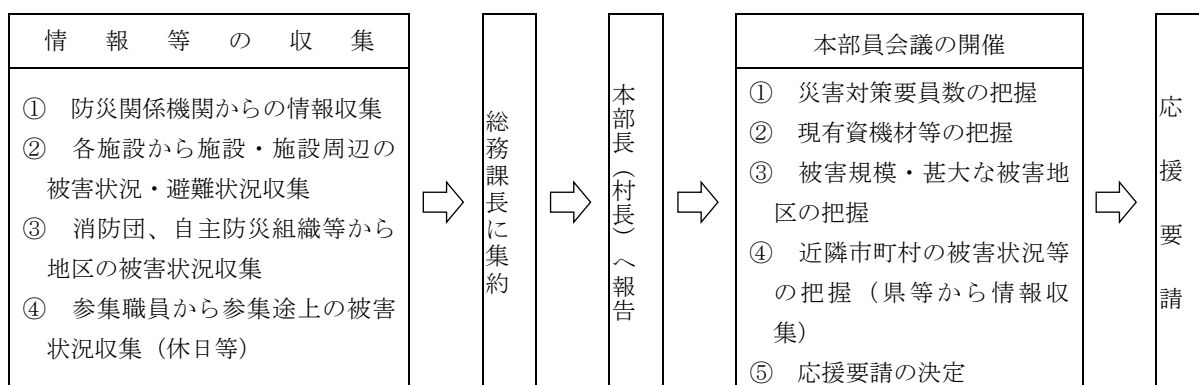
災害発生時に際し、村のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

村長は、大規模災害が発生した場合は、次により本村の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の防災関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては、参集職員から参集途上の被害状況を収集

応 援 要 請 決 定 フ ロ ー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。また、災害対策基本法第68条の規定により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。(災害対策基本法第68条)

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

村長は、災害対策基本法第29条の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、村長は知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

- 1 村長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 村長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定等に基づく要請

村は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ公共団体と相互応援協定及び覚書等を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	山梨県	航空機による物資・人員等の緊急搬送、林野火災等の消火活動、水難事故等の人命救助等
山梨県常備消防相互応援協定	消防本部・消防署を置く県内市町村及び一部事務組合	大規模な火災、事故その他災害発生時における防ぎよ、救助等に要する人員・機械器具等の応援
環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	〔山梨県〕富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町 〔静岡県〕沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町	1 被害が予想される圏域外への避難誘導活動 2 被害者及び避難者の救出・救護活動 3 被災者等受入施設の提供 4 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供 5 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供 6 応急復旧活動 7 長期の避難生活が見込まれる被災者等への仮設住宅の提供 8 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ 9 災害ボランティアの斡旋 10 1～9の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供 11 その他要請のあった事項
富士北麓災害時の相互応援に関する協定	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町	1 被災者収容施設の提供 2 圏外避難のための被災者に対する避難誘導 3 救援・救助活動及び非難活動に必要な車両等の提供 4 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供 5 救出、応急復旧に必要な資機材の提供 6 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供 7 長期被害に及ぶ場合の被災者の(仮設)住宅提供 8 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣 9 災害ボランティアの斡旋 10 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ 11 1～10に掲げるもののほか、要請のあった事項
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定書	〔山梨県〕富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口	1 生活必需品や資機材の供給 2 被災者の救助 3 被災者を受け入れる施設の提供 4 応急措置や復旧活動に必要な職員の派遣

	湖町 〔神奈川県〕小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 〔静岡県〕沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町	
--	--	--

※ 応援協定名・協定締結先の市町村名は、協定締結当時のもの

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ○山梨県常備消防相互応援協定書 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 ○富士北麓災害時の相互応援に関する協定 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目 ○災害時における応急対策業務に関する細目協定書
-----	--

2 自衛隊の災害派遣要請

村長は、大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 県消防防災ヘリコプターの出動要請

村長は、災害発生時に際し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

4 民間事業所等に対する協力要請

大規模災害が発生し、応急復旧の支援や救援物資等の応援が必要と判断した場合は、必要とする救援の種類に応じて、応援を求めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（(株)吉番屋、(株)オートバックスセブン、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)デイリーヤマザキ、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、(株)モスフードサービス、(株)吉野家） ○災害時における資機材提供等の支援協力に関する協定書（NPO法人山梨県地震対策四駆隊） ○廃棄物搬入受入承諾書（オリックス資源循環(株)） ○災害時における応急対策業務に関する細目協定書（(社)山梨県建設業協会都留支部） ○特設公衆電話設置に関する覚書（東日本電信電話(株)） ○鳴沢村防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド(株)） ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書（山梨県土地家屋調査士会、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）
-----	--

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

村は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、「総務対策部」に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の救援物資集積予定施設の中から、災害発生場所等を勘案して適切な施設を選定し、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行う。

救援物資集積予定施設

施設名	所在地	電話番号
鳴沢村屋内テニスコート場	8531番地100	0555-85-3617

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編 ○自衛隊宿泊予定施設一覧

第6 広域一時滞在

1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第16節避難対策計画 第9市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第16節避難対策計画 6 避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、村内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、村長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。(災害対策基本法第86条の2第6項)

エ 県内広域一時滞在の終了

村長は、県内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。(災害対策基本法第86条の2第7項)

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

村長は、広域一時滞在の必要があると認める市町村長(協議元市町村長)又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。(災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項)

イ 受け入れ決定の通知等

村長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項)

ウ 県内広域一時滞在の終了

村長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなつた旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の2第8項)

(3) 知事からの助言

村長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の村長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

村長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在(県外広域一時滞在)の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。(災害対策基本法第86条の3第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

村長よりアの要求があつたときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の3第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

村長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の3第10項)

オ 県外広域一時滞在の終了

村長は、県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の3第11項及び12項)

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

村長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。(災害対策基本法第86条の3第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

村長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。(災害対策基本法第86条の3第6項及び7項)

ウ 広域一時滞在の終了

村長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなつた旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。(災害対策基本法第86条の3第14項)

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、村長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、村が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を村長に引き継ぎをおこなう。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長より3(1)アの要求がない場合にあつても、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の5)

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の保護のため、必要があると認める場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること
緊 急 性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の 障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、 救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資 の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者

付、譲与	で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請の要求等

1 知事への災害派遣要請の要求

村長は、村の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後、速やかに文書を提出する。

明記事項			
① 災害の情况及び派遣を要請する事由	③ 派遣を希望する区域及び活動内容	② 派遣を希望する期間	④ その他参考となるべき事項

(1) 提出（連絡）先

山梨県総務部防災危機管理課（0552—23—1430）

(2) 提出部数

1部

資料編 ○自衛隊災害派遣要請依頼書

2 県への要求不能時の応急措置

村長は知事への要求ができない場合には、その旨及び村の地域に係わる災害の状況を大臣又はその指定する者（第1特科隊長）に通知するものとする。

この場合において、当該通知を受けた大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

緊急時の通知先

部隊名	電話番号	F A X	県防災行政無線番号	
			(衛星系)	(地上系)
陸上自衛隊第1特科隊	(昼)0555—84—3135、3136 (内線238) (夜)0555—84—3135 (内線280又は302)	0555—84—3135、 3136 (内線239)	916—435	95—220—1 —051

3 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第4 災害派遣部隊の受入体制

1 他の機関との競合重複の排除

本部長は、知事と協議、連携して、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

2 作業計画及び資機材の準備

本部長は、知事と協議、連携して、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付ける。

作業計画の作成基準

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 作業箇所及び作業内容 | ③ 資材の種類別保管（調達）場所 |
| ② 作業の優先順位 | ④ 部隊との連絡責任者・連絡方法及び連絡場所 |

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を「総務対策部」に設置する。

4 派遣部隊の受入れ

本部長は、派遣された部隊に対し、あらかじめヘリコプター発着場及び派遣部隊の宿泊予定施設として定めている施設の中から、被災場所、施設の被害状況等を勘案し、適切な施設を選定して準備を行う。

なお、自衛隊宿泊予定施設の中には、避難所に指定されている施設もあるので、災害時には施設の被害状況及び各避難所における避難状況等を迅速に把握し、状況によっては当該施設に避難した住民を他の避難所へ誘導、あるいは他の施設中から適切な施設を自衛隊の宿泊施設とするものとする。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

第5 災害派遣部隊の撤収要請

村長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立ち入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 村長の職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

第1 要請の範囲

村長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 村の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができるものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
非 代 替 性	県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急要請基準

県消防防災ヘリコプターの緊急要請基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎよ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、県消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資器材等の搬送手段がない場合、又は県消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、県消防防災ヘリコプターによる火災防ぎよ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 山岳遭難等における人命救助
- イ 自動車専用道路上の事故における人命救助

ウ その他、県消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

ア 県が定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合

イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航要請の方法

本部長は、山梨県総務部防災危機管理課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出場要請書」により、ファクシミリを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項

- ① 災害の種別
- ② 災害の発生場所及び災害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

資料 編 ○消防防災航空隊出場要請書

第4 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、本部長は消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 消防本部への連絡窓口の設置
- 2 離着陸場所の確保及び安全対策
- 3 消火薬剤等の確保
- 4 その他必要な事項

資料 編 ○飛行場外離着陸場等一覧

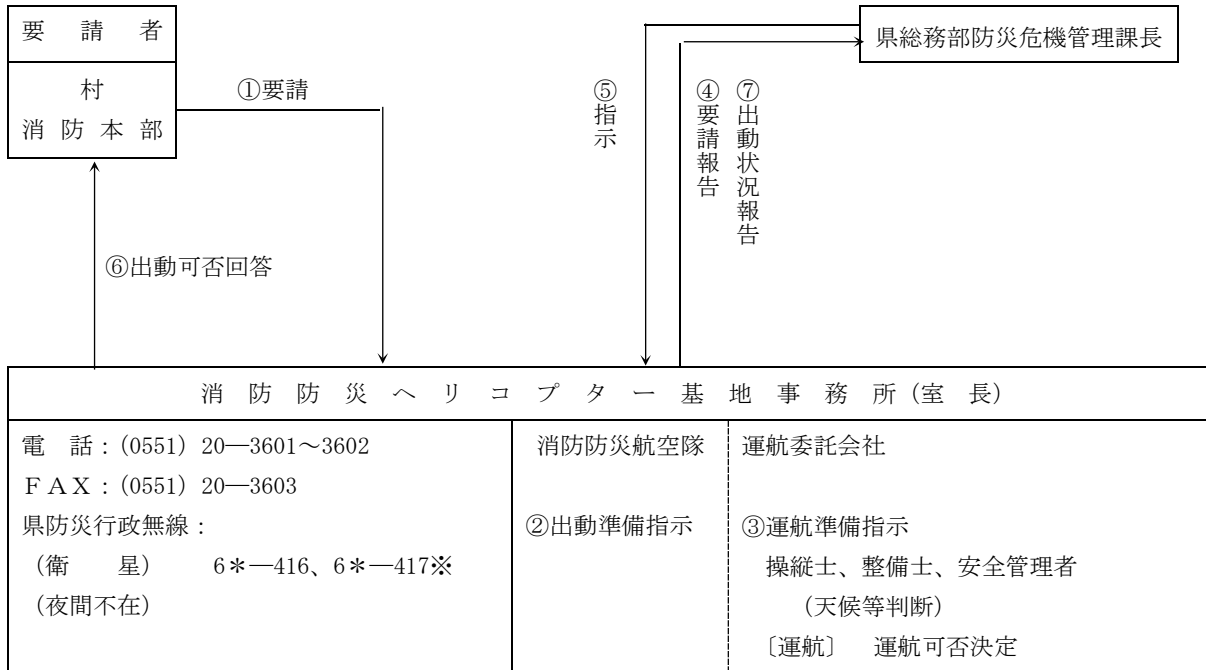
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

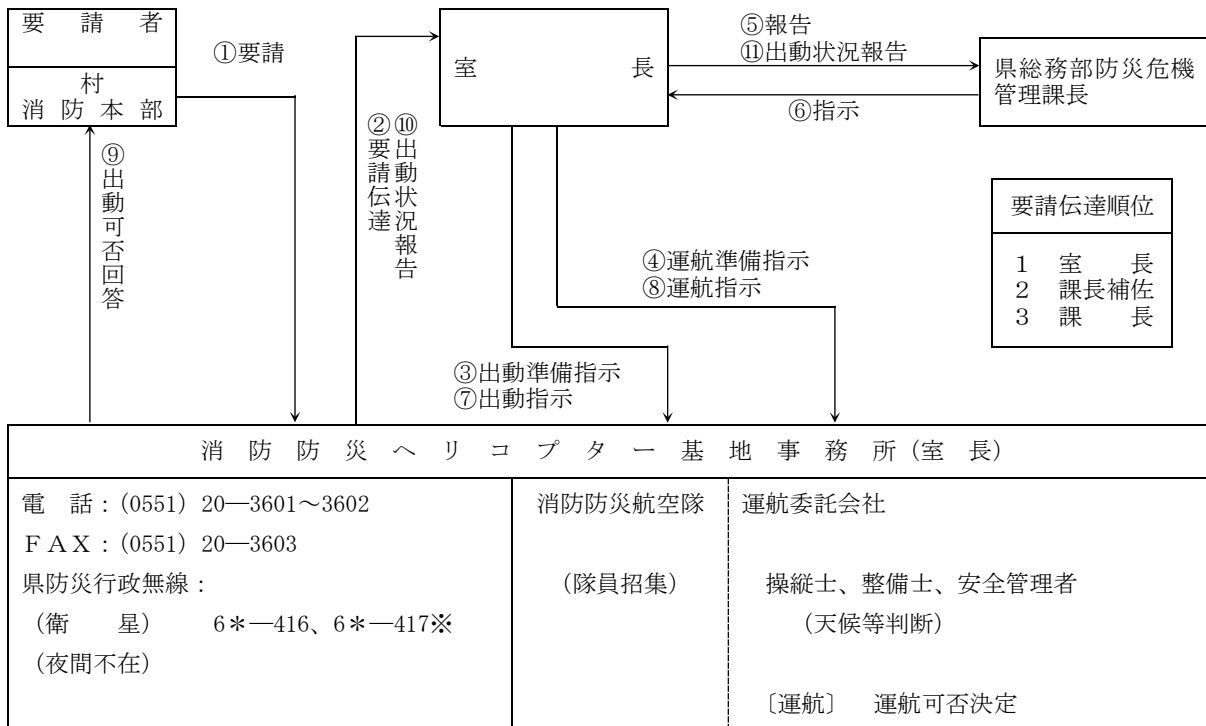
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図

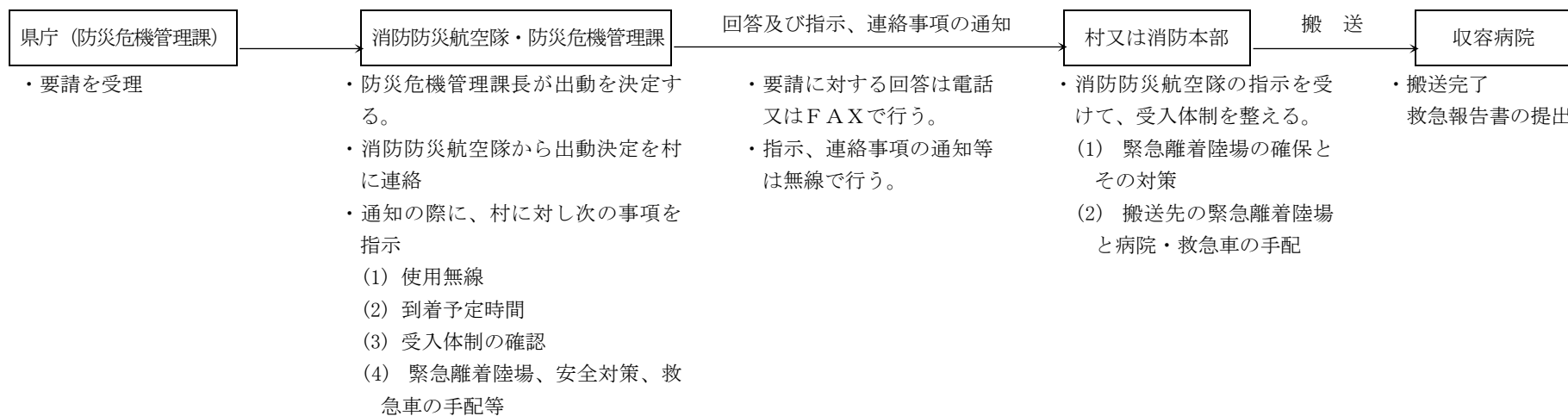
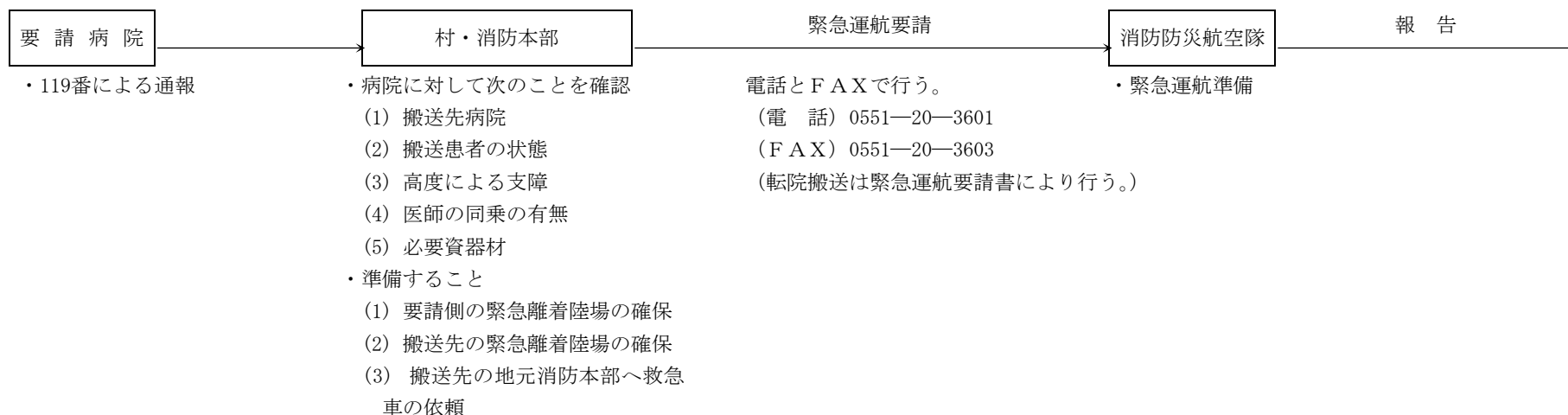


(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表 2

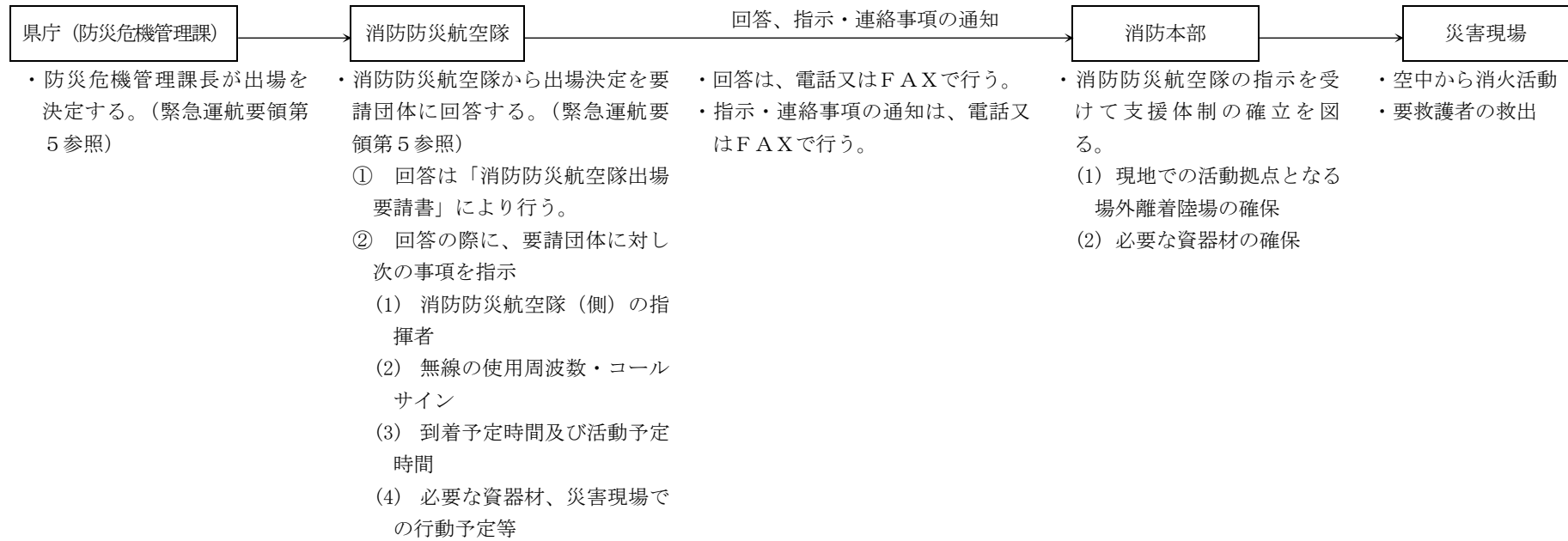
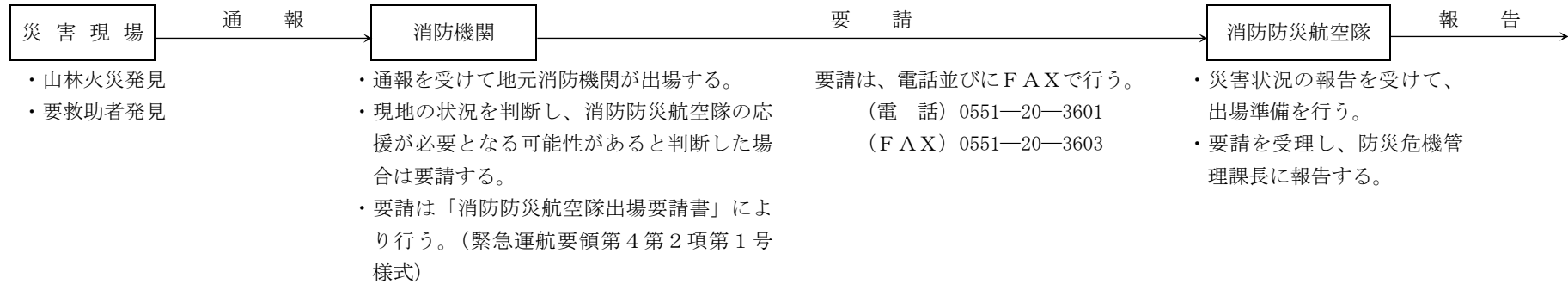
救急搬送の流れ（転院搬送の場合）

※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出場までの流れ
(山林火災・人命救助の場合)



第6節 予報及び警報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生防止又は軽減を図る。

第1 予報・警報の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類

種類	概要
府県天気予報	5時、11時、17時に発表する予報発表時から明後日の風、天気、降水確率、気温等の予報
天気分布予報	日本全国を5km四方の格子に分け、それぞれについて3時間単位の気象状態(天気、降水量、気温、降雪量、最高気温、最低気温)を、5時、11時、17時に明日の24時までを分布図形式で行う予報
地域時系列予報	天気予報の対象地域と同じ発表単位(山梨県では中・西部および東部・富士五湖)を対象に、気象状態(天気、気温、風向、風速)を府県天気予報に併せて明日24時まで図形式表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報(含む、信頼度)
注意報	気象等により災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告する予報
府県気象情報	気象予報等について、警報・注意報に先立って注意喚起する場合や、注意報、警報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(山梨県では中・西部と東部・富士五湖)で毎日05時、11時、17時に発表し、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(県単位)で毎日11時に発表される情報
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析し、かつ、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布において警戒レベル4相当に達している場合に府県気象情報の一種として発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村を対象に発表する情報
顕著な大雨に関する情報	線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況であり、かつ、土砂災害の危険度分布で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過している場合等に発表する府県気象情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報

※予報区とは、予報および警報・注意報対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報等の種類と発表基準

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 甲府地方気象台

鳴沢村	府県予報区		山梨県	
	一次細分区域		東部・富士五湖	
市町村等をまとめた地域		富士五湖		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	155
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	111
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%で実効湿度50% ^{*2}	
	なだれ		1.表層なだれ:24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2.全層なだれ:積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温		夏期:最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期:最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下	
霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷		著しい着氷が予想される場合		
着雪		著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は河口湖特別地域気象観測所の値。

＜大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方＞

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の表面雨量指数基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨

量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

- (6) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

1km四方毎の基準値については、別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

- (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (8) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (9) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<府県版、市町村版参考資料>

表面雨量指数：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照

(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報及び顕著な大雨に関する情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所、又は解析雨量で、1時間に100mm以上を観測又は解析し、かつ、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布において警戒レベル4相当に達している場合
顕著な大雨に関する山梨県気象情報	1. 解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500平方km以上

	2. 1. の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） 3. 1. の領域内の最大値が150mm以上 4. 大雨警報（土砂災害）の危険度分布において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨 特別警報の土壤雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水警報の危険度分布において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過
--	--

(5) 特別警報の基準と指標（発表条件）

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える場合に発表する。降水量、台風や同程度の温帯低気圧の中心気圧・最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

（令和2年8月24日施行）

現象の種類	特別警報の基準		指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）
高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合	
波浪	気圧により	高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

・大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※1がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※1 1時間に概ね30ミリ以上の雨

・大雨特別警報（浸水害）

①48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

②3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。

上記①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、

浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大危険度が出現している市町村に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

（補足）山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

（令和3年3月25日現在）

一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	348	107	221
中・西部	中北地域	韮崎市	365	107	223
中・西部	中北地域	南アルプス市	394	106	229
中・西部	中北地域	北杜市	326	98	204
中・西部	中北地域	甲斐市	333	99	211
中・西部	中北地域	中央市	384	117	238
中・西部	中北地域	昭和町	351	113	221
中・西部	峡東地域	山梨市	319	99	201
中・西部	峡東地域	笛吹市	379	111	231
中・西部	峡東地域	甲州市	387	107	223
中・西部	峡南地域	市川三郷町	466	133	272
中・西部	峡南地域	早川町	556	148	292
中・西部	峡南地域	身延町	617	180	333
中・西部	峡南地域	南部町	638	190	345
中・西部	峡南地域	富士川町	455	130	256
東部・富士五湖	東部	都留市	569	163	288
東部・富士五湖	東部	大月市	519	141	271
東部・富士五湖	東部	上野原市	555	149	287
東部・富士五湖	東部	道志村	670	188	322
東部・富士五湖	東部	小菅村	529	133	280
東部・富士五湖	東部	丹波山村	498	123	267
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	618	194	334
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	442	128	249
東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	549	175	305
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	582	189	323
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	642	193	340
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	492	148	283

イ 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

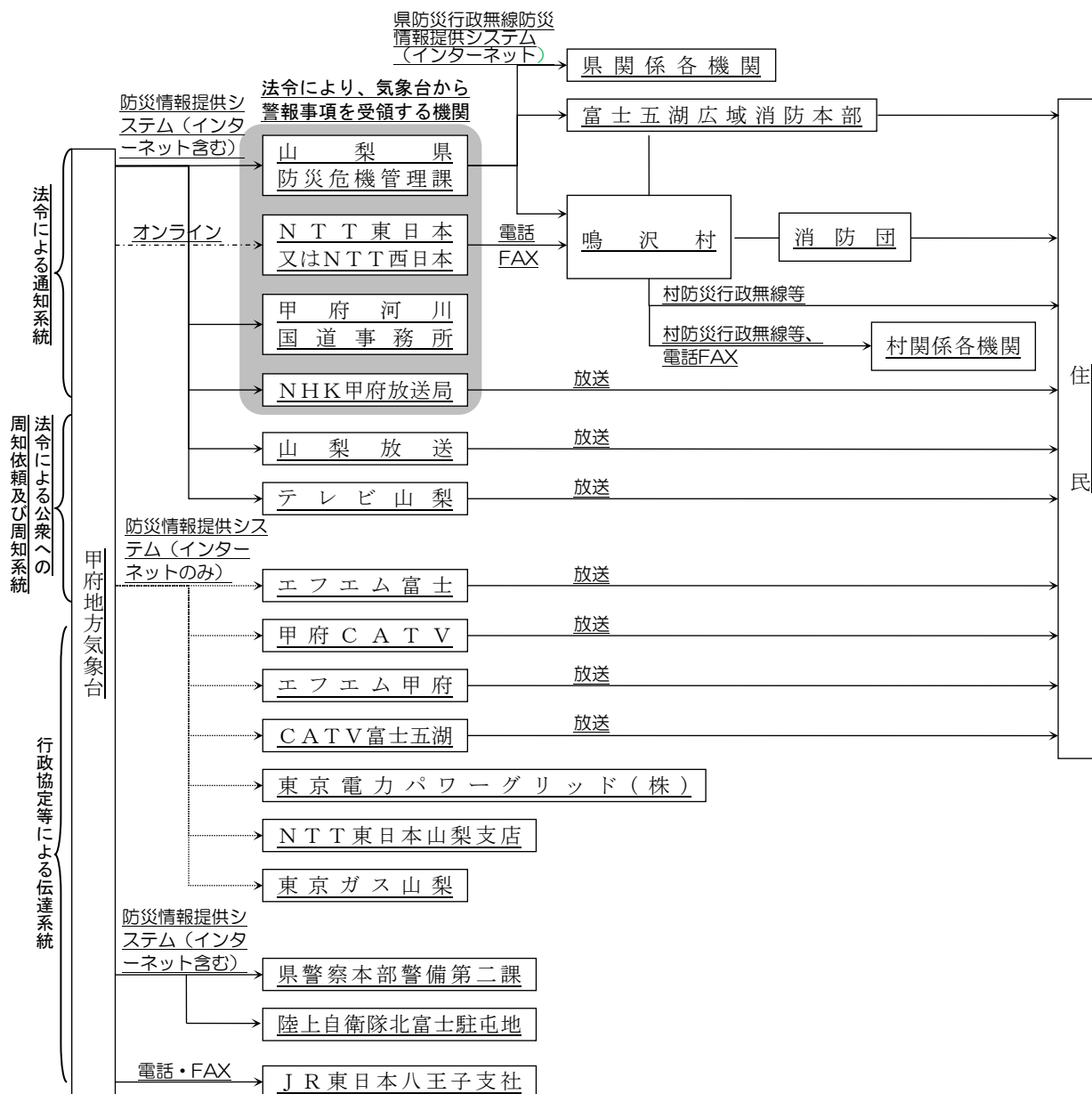
ウ 雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備 考
山梨県	甲府	48	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	88	

(6) 甲府地方気象台の伝達経路



(注) すべての注意報、警報は、全機関（NTT東日本又はNTT西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される）に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

※防災情報提供システム（インターネット）

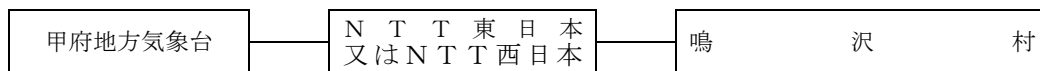
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県・市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

通常の通信経路途絶時の伝達手段

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、次の伝達手段により伝達する。

機関名	障害発生時等		伝達手段 1	伝達手段 2	伝達手段 3
	連絡先	加入電話	代替FAX	加入電話	村防災行政無線
* 山 梨 県 (防災危機管理課)	昼 情報通信担当 夜 守衛室	223-1433 223-1399	223-1439 223-1753	223-1433 223-1399	9-220-1-008 (県防災行政無線)
鳴沢村消防団本部	消防団長	—	—	—	—
鳴沢村消防団第一分団	指揮班長	—	—	—	—
鳴沢村消防団第二分団	指揮班長	—	—	—	—
鳴 沢 保 育 所	保育所長	85-2481	85-3706	85-2481	—
鳴 沢 小 学 校	小学校長	85-2015	85-3369	85-2015	—
道の駅なるさわ	昼 道の駅物産館 夜 農協組合長	85-3366 85-2215	—	85-3366 85-2215	—
鳴沢村総合センター	管理人	85-3300	—	85-3300	—
勤労者体育センター	管理人	85-3800	—	85-3800	—
鳴沢いきやりの湯	所長	85-3663	85-3663	85-3663	—
富士桜高原別荘村 第3次管理事務所	昼 管理事務所 夜 管理事務所 (宿直者)	86-3211	86-4463	86-3211	—
京王富士スバル高原別 荘地第1次管理事務所	昼 管理事務所	86-3541	86-3541	86-3541	—
京王富士スバル高原別 荘地第2次管理事務所	昼 管理事務所	86-3253	86-3253	86-3253	—
丸紅別荘管理事務所	昼 管理事務所 夜 管理事務所	86-3526	86-4500	86-3526	—
蝶理別荘管理事務所	昼 管理事務所 夜 所長	85-2287 090-3599-3362	85-2502	85-2287 090-3599-3362	—
鳴 沢 村 第 一 区	第一区長	—	—	—	—
鳴 沢 村 第 二 区	第二区長	8—	—	—	—

(7) NTT東日本、NTT西日本の扱う気象警報の伝達



2 村の発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるときは、「鳴沢村火災警報に関する規則」に基づき、村長が火災警報を発令する。

(注) 甲府地方気象台は乾燥注意報・強風注意報を発表したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

第2 予報及び警報等の伝達

1 村職員への伝達

予報・警報等の周知伝達にあたっては、村庁舎は口頭等により、村関係出先機関については、電話等により速やかに行う。

2 住民その他関係団体への通報

住民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに予報・警報を伝達し、被害発生の防止に努める。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 村防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) 村ホームページ
- (5) 防災情報配信システム

第3 異常現象発見時の通報、伝達

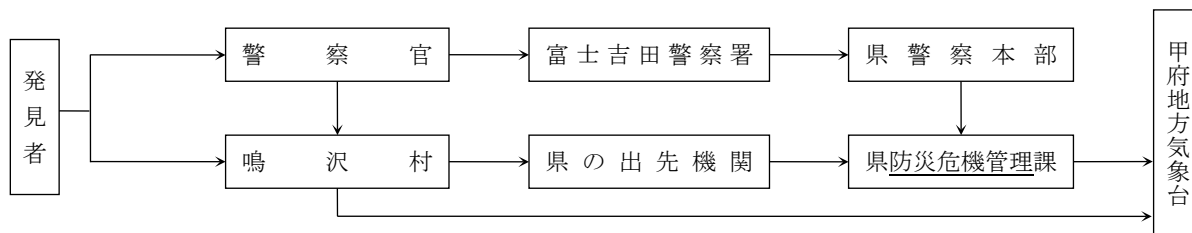
1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 前兆現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村長または警察官に通報するとともに主意の人に知らせ、早めに避難する。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村長又は警察官に通報する。通報を受けた村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (3) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

区 分	主 な 異 常 現 象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

3 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、村は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

1 各対策部班における被害状況調査

各対策部班は、関係団体等の協力を得て、所管施設等の被害状況調査を実施し、被害状況を村本部に報告する。

2 日本郵政グループ郵便局（株）鳴沢郵便局との連携強化

村は、村内郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、村及び村内の各郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、村内及び村周辺の被災状況等を把握する。

3 関係機関からの情報収集

村は、消防、警察、富士・東部地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集・伝達する。

4 地理空間情報の活用

情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

5 県への応援要請

被害が甚大なため、村において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 被害状況等の取りまとめ

各対策部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務対策部長（総務班）が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接連絡するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

〈県への報告先〉

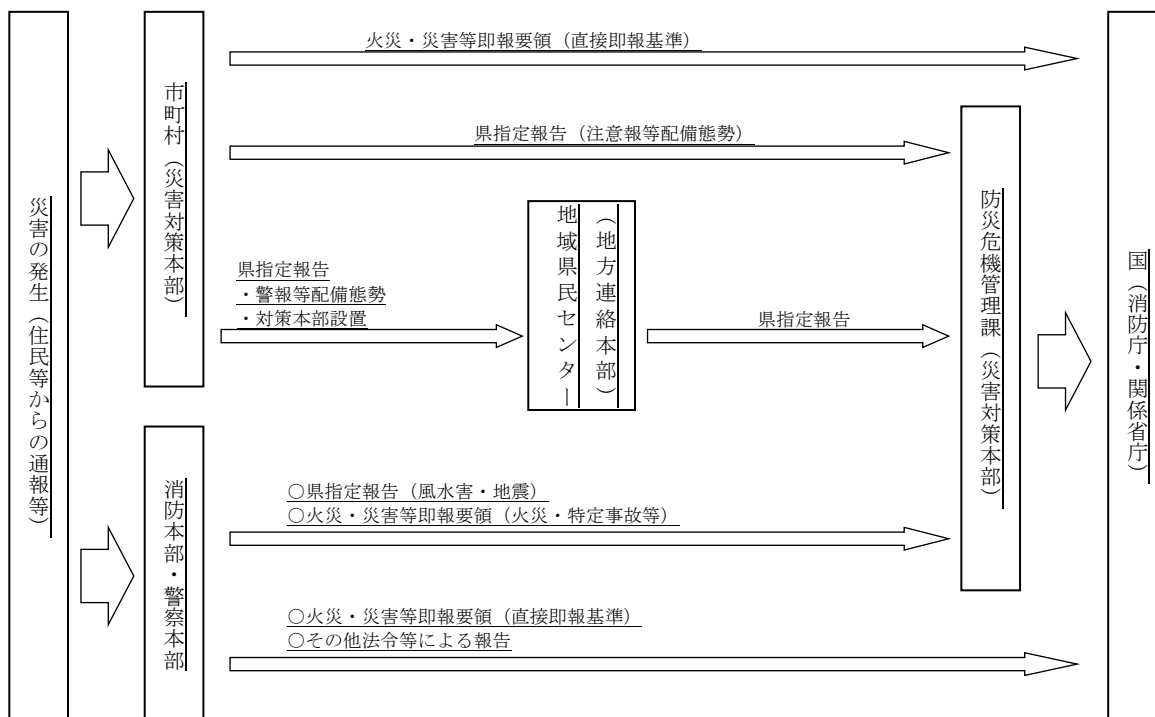
名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線
県 総 務 部 防 災 危 機 管 理 課	055—223—1430	055—223—1439	(地上系) 無線発信—99—2513 (衛星系) 6*—200—2513※
富 士 ・ 東 部 地 域 県 民 セ ン タ ー (都 留 市)	0554—45—7801	0554—45—7804	(衛星系) 6*—※

〈消防庁への報告先〉

回線別	区 分	通常時 (9:30~18:15) ※消防庁応急対策室		夜間 (18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室	
		電 話	F A X	電 話	F A X
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527		03—5253—7777	
	F A X	03—5253—7537		03—5253—7553	
消 防 防 災 無 線	電 話	96—90—49013		96—90—49102	
	F A X	96—90—49033		96—90—49036	
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	916—048—500—90—49013		916—048—500—90—49102	
	F A X	916—048—500—90—49033		916—048—500—90—49036	

(2) 報告ルート

ア 被害状況伝達系統



イ 注意報等配備態勢 (大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報発表時及び震度3の地震観測時)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準]
人、建物	村	村→防災危機管理課→消防庁等
農産物	村	村→富士・東部農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	村 富士・東部農務	村→富士・東部農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課

	事務所	
林業施設	村ほか	村ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁建築、崖崩れ	各管理者	{ 管理者→ 富士・東部建設事務所 →各主管課→治水課 下水道事務所 } →防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	村 各事業者	村・各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

ウ 警報等配備態勢（大雨警報、洪水警報、暴風警報発表時及び震度4の地震観測時）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村、富士・東部地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	村	村→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	村	村 { 富士・東部保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課 富士・東部林務環境事務所→森林環境総務課 } →防災危機管理課
農水産物	村	村→富士・東部農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	村 富士・東部農務事務所	村→富士・東部農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	村 富士・東部林務環境事務所	村→富士・東部林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、建築、崖崩れ	各管理者	富士・東部建設事務所 管理者→下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 管理者→ { 富士・東部建設事務所 } →各主管課→治水課 下水道事務所 } →防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	村 各事業者	村・各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

エ 災害警戒本部配備態勢（災害対策本部設置時）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織 事業者・管理者 村	住民等→村→富士・東部地方連絡本部→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

（臨時火山情報（噴火の可能性））

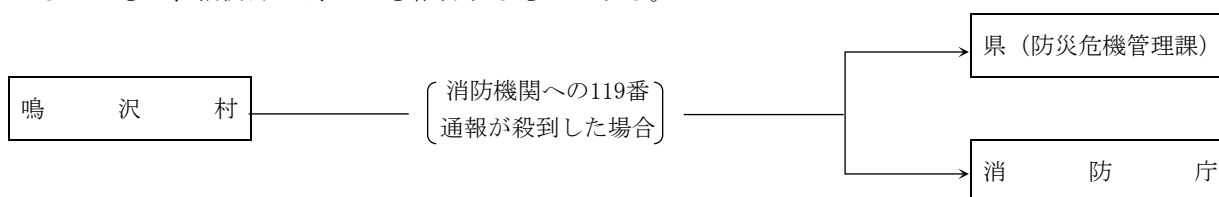
被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村・富士・東部地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→消防防災課
その他情報	村 各管理者等	村・各管理者→各出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	村 各事業者	村・各事業者→防災危機管理課

オ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→商工企画課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	村→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→管財課→防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

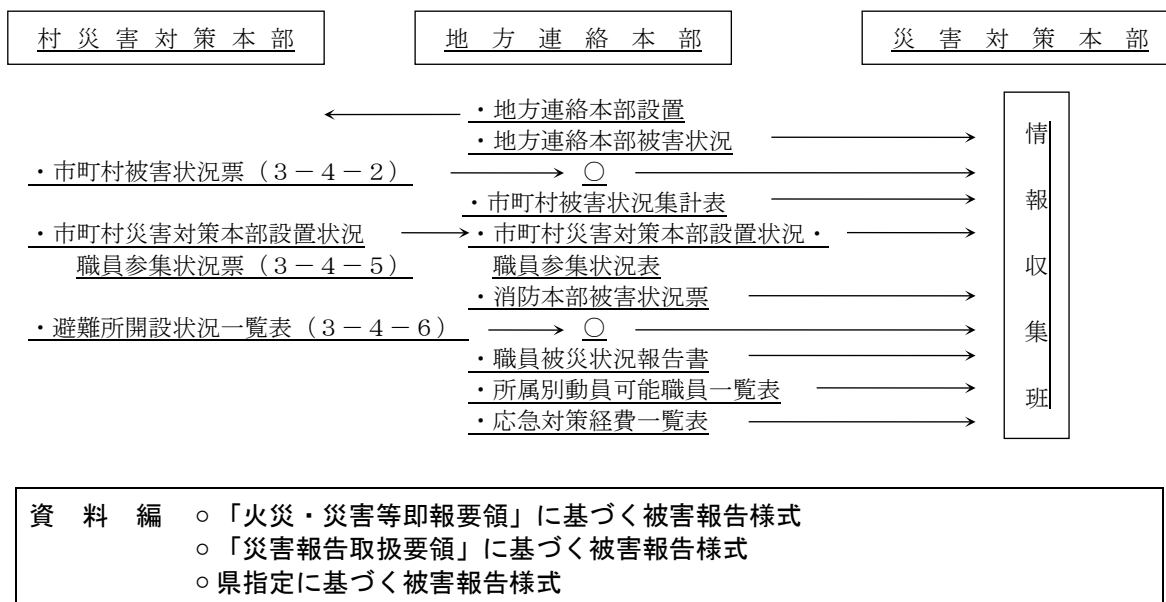


3 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の様式・種類

村は、県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。



第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全壊、流失)	住家その住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 棟数及び世帯数、人員を報告する。なお、被害戸数は「独立して家庭生活を営むことができる建物、又は完全に区画された建物の一部」を単位とする。
9	住家半壊 (半焼)	住家その住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
11	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもので、但し、軽微なものは除く
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、J R、N T T等の管理する建物
15	非住家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流失埋没	畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物等

23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭等
25	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
26	道路	一般国道、県道、市町村道
27	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
28	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
29	崖崩れ	新生崩壊地、拡大崩壊地
30	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
31	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
32	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
33	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
34	被災者	被災世帯の構成員

第8節 災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を提供し、混乱の未然防止及び住民の生命の安全確保に努める。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、企画対策部において行う。

企画対策部は、正確な災害情報、村域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うにあたっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災組織等の協力による戸別訪問、村ホームページへの外国語併記による広報など乳幼児・障害者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

※要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な避難が特に困難な人を指す。

具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人などが想定される。

第2 広報の方法

災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行う。

- 1 村防災行政無線
- 2 防災情報配信システム
- 3 広報車の巡回放送
- 4 村ホームページへの掲載
- 5 CATVによる放送
- 6 臨時広報紙・チラシの配布
- 7 掲示板への掲示等

第3 広報内容

広報は、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、聴覚障害者に対しては、村ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の準備情報、勧告、指示事項
- 3 災害情報及び村の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に必要な注意事項
- 7 その他必要な事項

第4 住民からの問い合わせへの対応

村（総務対策部・住民福祉対策部）は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を村役場に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、災害伝言ダイヤル・災害時伝言板等を活用して情報提供体制の構築を図る。

第9節 災害通信確保計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信を迅速かつ適切に行うため、村の所有する通信施設を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。

第1 災害時における通信の方法

本村の通信施設としては、次の施設が設置されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告する。

1 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関等とを有機的に結んでいる。

村は、県防災行政無線を活用して県へ被害報告、応援要請等を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

2 村防災行政無線（固定系・移動系）

村は、各地区住民等への広報、村本部、医療機関等、また災害現場との通信連絡等のため、村防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

資料編 ○村防災行政無線設置場所一覧

3 消防無線

村は、火災等が発生した場合には、富士五湖消防本部、各消防と連携を図って消防無線を活用し、火災現場等との通信の確保を図る。

4 加入電話

村出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時、電話が輻輳し、かかりにくいときは、災害時優先電話を活用する。

非常通話電話番号

期間名	所在地	加入電話番号、局名、番号
鳴沢村役場	鳴沢村1575	0555-85-2312 0555-85-2765
鳴沢小学校	鳴沢村1585	0555-85-2015
大田和公民館	鳴沢村3864	0555-85-2104
総合センター	鳴沢村1451-21	0555-85-3300

第2 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたNTT東日本に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第3 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第4 特設公衆電話の設置

村は、東日本電信電話（株）と「災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する覚書」を締結しており、村内8か所に災害時用公衆電話を設置している。

第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

村域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 警察無線……………富士吉田警察署
- 2 消防無線……………富士五湖消防本部
- 3 バス無線……………富士急行バス（株）本社

第6 放送の要請

村長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送要請を求めることができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまがないときは、村長が直接放送局に対して放送要請することができる。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
N H K (甲府放送局)	S 58. 7. 1	(055) 255—2113	9—220—1—058	放送部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 090—1555—8222	9—220—1—066	報道制作局報道部 (昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長宅
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜 080—3126—4455	9—220—1—067	放送部
エフエム富士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	9—220—1—068	—

資料編 ○放送要請様式

第7 インターネットシステムの活用

県は、各種災害情報をインターネットにより提供する。

甲府地方气象台は、各種気象情報をインターネットにより提供することとなっている。

村は、平素から気象・防災・道路情報等をホームページに掲載しているが、災害発生時においても災害情報等の伝達手段として有効に活用する。

山 梨 県 庁URL	⇒	http://www.pref.yamanashi.jp/
甲府地方気象台URL	⇒	http://www.tokyo-jma.go.jp/home/kofu/
鳴沢村役場URL	⇒	http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/

第8 アマチュア無線の活用

村は、災害により通信連絡が困難になった場合、又は村の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、村内のアマチュア無線団体に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取り扱いや運用について検討に努めるものとする。

第9 急使による連絡

村は、通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡することとし、要員を確保する。

第10節 水防対策計画

第1 目的

鳴沢村の地域には、河川は存在しないものの土石流等による水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2 水防事務の処理

洪水等に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を維持するため、洪水等についての水防活動の必要性があると認めるときから、洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3 水防本部の設置及び組織事務分担

村の水防体制は、第3章「災害応急対策計画」第1節「応急活動体制計画」第2-6「村本部の組織及び分掌事務」「鳴沢村災害対策本部の編成」に準拠する。

1 村水防対策本部

水防管理者は、その危険が除去するまでの間、村に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

2 本部組織

(1) 組織系統

水防本部の組織は、鳴沢村災害対策本部に準じるものとする。

(2) 水防事務分掌

水防本部の事務分掌は、鳴沢村災害対策本部に準じるものとする。

第4 水防活動の非常配備

1 本部長が、本部職員、消防団等を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

(1) 村長が自らの判断により必要と認める場合

(2) 緊急にその他必要があるとして知事から指示があった場合

2 本部員の非常配備

本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとして、村は、あらかじめその態勢を整備しておくものとする。

3 本部職員（消防団員）の非常配備

(1) 待機

団長は、本部会議の状況により、副団長に団員が直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう、待機命令を発するものとする。

待機命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。

ア 大雨及び洪水に関する注意報並びに警報が通知されたとき。

イ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。

(2) 準備

分団長等は、所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。

準備命令は、本部長が必要と認めるとき、発するものとする。

(3) 出動

消防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。

出動命令は、

- ア 本部長が必要と認めるとき。
- イ 自ら出動の必要を認めたとき。

4 報告

次の場合には、本部長は、都留建設部水防支部に報告するものとする。

- (1) 消防団が出動したとき。この場合、本部長は、その所轄区域内に出動信号を発するとともに、所轄地区警察に通報するものとする。
- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第5 水防作業

1 水防工法

水防工法はそれぞれの状況に応じた工法とし、工法は県水防計画水防工法を用いるものとする。

2 水防上の心得

- (1) 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が退避する場合における避難要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したなら命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は終始敢闘精神を持ち、上司の命令に従い団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は住民が混乱するような言語を用いてはならない。

第6 水防巡視及び水防信号

1 水防巡視

本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各溪流等の区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員に対して巡視を行うよう指示するものとする。

2 水防信号

水防信号は、山梨県水防信号規則（昭和24年山梨県規則第52号）の規定に基づき次により行うものとする。

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者の出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

水防信号が発せられる際の措置は、次によるものとする。

信号の種類	措 置 事 項
第一信号	一般住民に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当る。
第二信号	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第三信号	各分団員のほか、必要により一般住民の出勤を求める。
第四信号	富士吉田警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

第7 水防資材並びに輸送の確保

1 水防資機材の整備

各溪流の区域を管轄する各分団は、各地域の状況に応じて水防に必要な資機材を整備しておくものとする。

2 水防資機材の調達

水防資機材確保のため、各防ぎよに必要な資機材を整備するとともに、資機材業者等を把握し、緊急時に備える。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該各地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

3 輸送の確保

水防本部は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材・作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。また、非常時に交通支障箇所等を連絡できる措置を講じてお

く。

道路支障箇所については、道路管理者、市町村長、警察署長等はそれぞれ連絡をとりあう。

第8 水防活動等

1 消防団の活動

洪水等に際し水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を維持するため、洪水等について水防活動の必要性があると認めたときから、洪水等による危険が除去される間、この計画に基づいて活動するものとする。

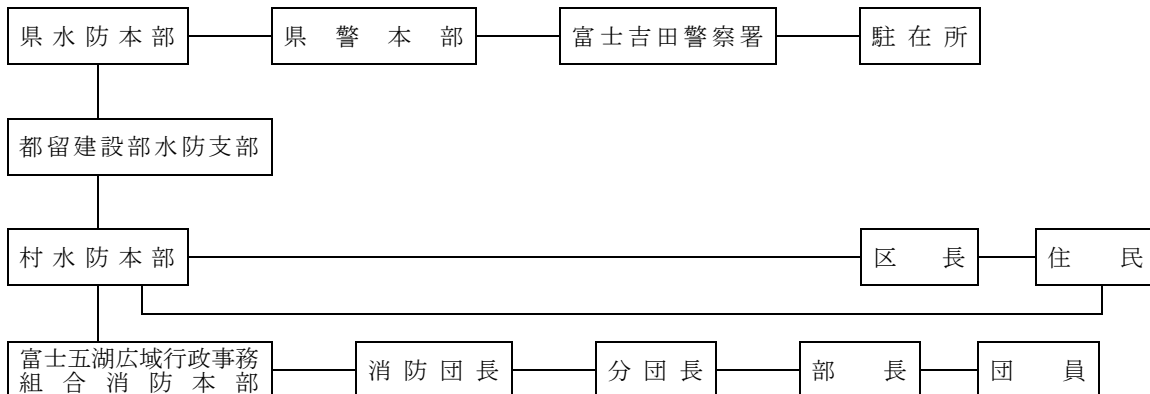
2 水防受持区域

分団の水防受持区域は、各分団の各地区の管轄区域によるものとし、次のように定める。

なお、団長は、必要に応じ他の分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

区 域	担 当 分 団
鳴 沢 地 区	第1分団
大 田 和 地 区	第2分団

3 水防に関する連絡系統図



5 出水等の可能性のある場所の巡視

- (1) 各分団長は、本部長からの通知を受けたときは、随時、村内を巡視し、水害発生の恐れがないかを本部長に報告するものとする。
- (2) 各分団長は、村内を巡視し、出水等のおそれを察知したときは、直ちにその状況を本部長に報告するとともに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当らせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、出水等の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導するとともに、その旨を本部長に報告するものとする。

第9 避難のための立退き

1 立退き等の指示

本部長は、洪水等の発生の危機にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を通信連絡系統により指示する。

2 立退き計画の作成

本部長は、当該区域を管理する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き

先、経路等に必要な措置を講じておく。

立退き計画の主たる事項は、次のとおりとする。

- (1) 立退きを要する人口、世帯数
- (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
- (3) 立退きのための指導員編成

3 警察署長への通知

本部長は、1の立退き又は準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第10 水防活動報告

1 本部長への報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防実施状況報告書により水防本部長に報告するものとする。

2 県建設事務所水防支部長への報告

(1) 緊急報告事項

本部長が都留建設部水防支部長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- ア 消防団を出動させたとき。
- イ 他の水防管理者等に応援を要求したとき。
- ウ 破堤、氾濫したとき。
- エ 洪水増減の状況
- オ 応援の状況
- カ その他必要と認める事態を生じたとき。

(2) 水防てん末報告

水防が終結したときは、遅滞なく「水防実施状況報告書」(別記様式)により都留建設部水防支部長に報告する。

第11 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示するものとする。

公用負担命令権限証	
身分・所属	
氏 名	
上記の者に	の区域における水防法第28
条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者	
鳴沢村長	

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれを行うものとする。

公用負担命令書			
第 号			
目的物	種類	員数	
負担の内容	使用	収用	人分等
年 月 日			
	鳴沢村長	何	某
	事務取扱者	何	某
何 某 殿			

第12 災害補償

1 公務災害補償

消防団長又は消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防管理者が損害を補償するものとする。

2 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防管理者はその者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(水防法第45条)。

別記様式

水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所

毎に作成するもの

(作成責任者)



管理団体名								指定非指定の別				
水防実施時の台風名又は豪雨名							報告年月日	年 月 日				
場所	川 右 岸 地先 m							人 件 費	管理団体名	県支出分	合計	
日時	自 至 月 月 日 日								手 当	円	円	円
出動人員数	水防団員	消防団員	その 他		計		そ の 他	円	円	円		
	人	人	人		人		計	円	円	円		
水防作業の概況及工法	工法 箇所 m							物 件 費	資 材 費	円	円	円
									器 材 費	円	円	円
									燃 料 費	円	円	円
									雑 費	円	円	円
									計	円	円	円
合 計								円	円	円		
水防の効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	か ます 俵	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人	む し ろ	枚	枚	枚
被害									な わ	kg	kg	kg
									丸 太	本	本	本
								そ の 他				

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年令所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備 考	

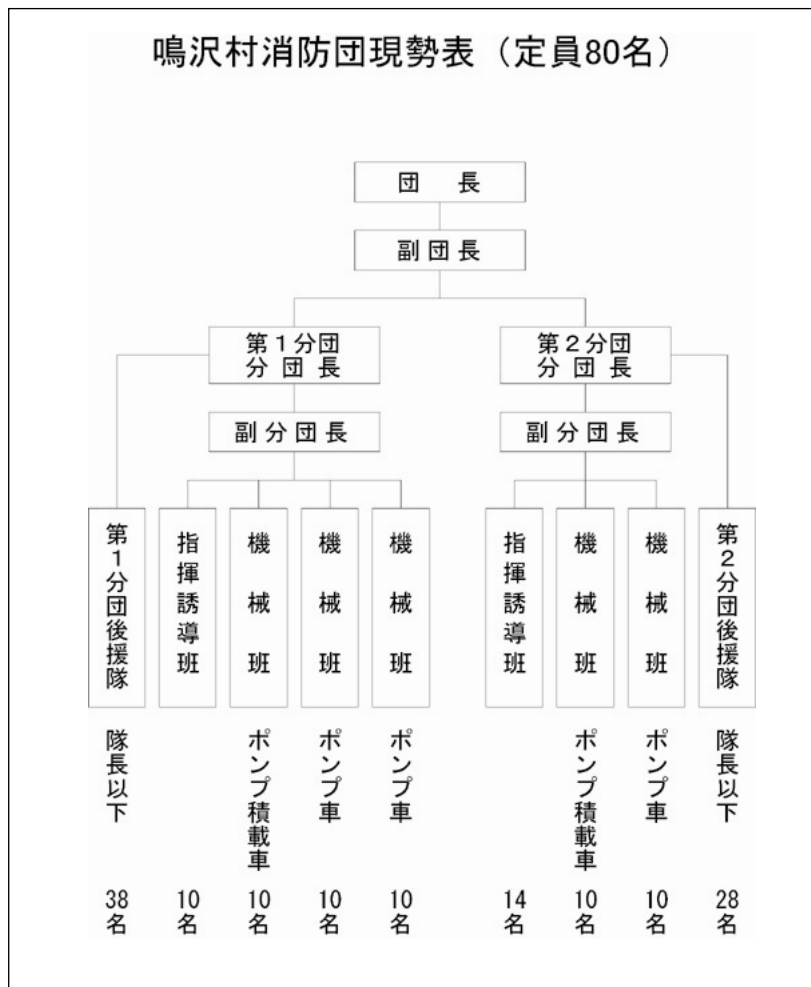
第 1 1 節 消防対策計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第 1 組織

1 鳴沢村消防団

非常備消防の消防団は、現在消防団本部のほか2分団で編成され、地域に密着した消防活動を行っている。



第2 消防活動計画

1 村及び消防団の活動計画

(1) 村

ア 村は、火災発生直後の消防団員の初動体制、初動消火活動の実施計画を定める。

イ 村は、火災発生直後に、住民に対して火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 村は、火災を早期発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

2 消防団の活動計画

(1) 団本部

ア 災害が発生し、その応急対策を実施する段階において、村役場に団本部を設置する。

イ 団長は、団本部を統轄し、消防署との連絡を密にして消防活動の指揮統轄に当たる。

ウ 本部員は、団本部に集合し、情報の収集を行うとともに、各分団との連絡活動に当たる。

3 消防団の活動区域

消防団は、その管轄区域の災害を防ぎよすることを活動の前提とし、自主防災組織と協力して自衛自守することを目的とする。

ただし、他地区に大災害が発生した場合は、出動区分に従い防ぎよ活動に協力するものとする。

4 消防団活動の掌握

消防団長は、村内における火災等災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団活動の全般を指揮監督するとともに、消防団の総力をあげ災害に対処する。

5 分団の警戒活動

(1) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

拡声器、メガホン等を利用して火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、機を失することなく付近の住民を指導督励して初期消火を行う。

(2) 人命救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、付近住民を指導督励して救出活動を行い、傷病者等を発見した場合は、付近住民の協力を要請して最寄りの病院等へ搬送する。

(3) 消防機関への通報

火災及び救急事故等を覚知したときは、付近住民の協力を得て消火又は救出するとともに消防署へ通報する。

(4) 避難の指示

避難勧告又は指示がなされた場合は、避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底する。

(5) 消防署隊への協力

災害現場において消防署隊員から応援の要請を受けた場合は、積極的に協力し、消防隊の誘導、その他応援活動に当たる。

(6) その他の活動

ア 危険物、可燃性ガスが流出した場合は、その管理者等に必要な措置を指示するとともに、付近の火気使用制限、通行制限の警戒活動を行う。

イ 火災による飛火があると判断したときは、風下方面の住民に対して飛火の警戒及び飛火消火に

ついて指示するとともに、飛火火災を発見したときは、付近住民を指導督励して消火に当たる。

6 ポンプ隊の活動

- (1) 分団管轄区域内において火災が発生した場合は、直ちに火災の防ぎよに当たる。複数の火災が発生したときは、危険地域及び木造建築物、密集地域の火災を優先して出動する。
- (2) 消防署隊の到着後は、当該指揮者の指示により、相互に協力して消火活動を行い火災の早期鎮火に努めるとともに、消防署隊が作戦上転戦命令により転戦する場合は、火災現場における事後処理を行う。

第3 災害時対策

村及び消防団は、各種防災機関と連携して次のように対処するものとする。

1 消防活動方針

大規模災害が発生した場合は、火災の拡大により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防活動方針は次の3点として、現有消防力の全力をあげて活動に当たる。

- (1) 火災の防止（出火防止）
- (2) 火災の早期鎮圧と拡大防止（延焼防止）
- (3) 人命の安全確保

2 消防活動体制の整備

大規模災害が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり、活動体制を整える。

- (1) 高所監視員の配置
あらかじめ定めた高所に監視員を配備させ、火災の早期発見に努める。
- (2) 車両の安全確保
分団車庫が倒壊等の危険がある場合は、直ちに車両を移動する。
- (3) 被害状況の把握及び報告
管轄区域内の被害状況を的確に収集し、村本部へ報告する。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に防ぎよする。

- (1) 消火可能地域優先の原則
同位防ぎよ区に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防ぎよする。
- (2) 住家密集地火災防ぎよ優先の原則
多数の防ぎよ隊を必要とする場合は、住家密集地に面する部分及び住家密集地への延焼火災の防ぎよを優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよに当たる。
- (3) 重要防ぎよ施設優先の原則
重要防ぎよ施設周辺と他の住家密集地から同時に出火した場合は、重要防ぎよ施設の確保に必要な活動を行う。
- (4) 避難地、避難路確保優先の原則
延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とし、避難地、避難路の確保及び防ぎよを行う。

第4 火災防ぎよ活動計画

村及び消防団は、各種防災機関と連携して次のように対処するものとする。

1 防ぎよ方針

火災の発生は、火災の規模・原因、地震の規模、震源地からの距離、地盤等の自然条件のほか、地域の社会条件及び構造等によってもたらされ、第1次災害の程度によって大きく影響される。したがって、防ぎよに当たっての基本方針は、地域を災害から守るため、発生した火災の早期鎮圧と人命の安全を最重点とする防ぎよ方針により対処する。

2 消防隊の出動計画

火災発生後の消防隊の出動については、第1、第2出動として火災防ぎよを行う。

(1) 消防団の出動区分

消防団が出動する区分は、別に定める。

(2) 出動の順位

出動は、原則として次の順位によるものとし、火災の様相等これに従い難しい場合は、所属長の命によることとする。

ア 異なるランクの防ぎよ区で、消火可能地域と消防活動困難地域に同時に火災が発生した場合は、消火可能地域を優先すること。

イ 同位の防ぎよ区で、重要防ぎよ施設周辺とそれ以外の区域に火災が同時に発生した場合は、重要防ぎよ施設周辺を優先すること。

3 消防隊の運用

限られた消防力で同時に発生する多くの火災に最も効率的な防ぎよを行うためには、初期においてどのような防ぎよ行動を開始すべきであるかを判断することが、団長又は分団長として最も重要なことである。火災の規模・原因、地震の規模、震災の規模等と消防力とを比較検討して、次のように計画する。

(1) 攻撃防ぎよ計画

地震等による第2次災害（火災）の発生件数が少ないか、小規模で消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される火災の防ぎよ体制での出動範囲は、第1防ぎよ区、第2防ぎよ区とも第1出動とする。

(2) 重点防ぎよ計画

重点防ぎよは、通常火点周囲の公共建物（重要対象物）を守備する戦術である。したがって、重点防ぎよは火点周辺に重要対象物が点在する場合、第2出動指令で出動させ、第1出動部隊は火点を直接攻撃し、第2出動で出動した部隊が周辺の重要対象物の飛火警戒等の守備に当たる。

(3) 集中防ぎよ計画

集中防ぎよは、地震等により火災が数か所から発生した場合の防ぎよ体制で、消防力を上回る火災を消防隊個々の防ぎよでは効果がない場合、消防隊が集中して一定区域の火災を消火し、他の火災の延焼を阻止する。この場合の出動範囲は第2出動とする。

(4) (1)～(3)の火災現場要領は、次によるものとする。

ア 放水は、努めて大口径ノズルを使用して強力に行う。

イ 攻撃的現場活動のときは、延焼危険が大である方面から順次包囲態勢をとり延焼防止するものとし、守勢的現場活動のときは、予備注水を行い延焼の阻止を図る。

ウ 火災の態様、風向、風速等に留意し、常に転戦路を確保する。

エ 防災組織団体に積極的に協力を求め、震災消防活動の支援、飛火の警戒消火に当たらせる。

4 転戦

(1) 転戦の時機

転戦は他への延焼危険がほぼなくなった時点とし、部分的な延焼及び残火処理は、管轄消防団員又は地域住民に行わせる。

(2) 転戦時の処置

速やかに転戦を要する場合は、指揮者の判断により転戦先での防ぎよに必要なホースを収納し、転戦途上に詰所がある場合は、立寄って不足ホースを補充して転戦する。

5 延焼防止線の防ぎよ

(1) 横風からの防ぎよ

火勢が熾烈な場合は、火流の風下寄りの両側面から火流を攻撃して、逐次火流の中を狭めながら最終的に延焼阻止線において阻止する。

(2) 風下における防ぎよ

風下における延焼阻止線の防ぎよは、部分破壊を併用しながら前面街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め、最終的には道路上で阻止する。

(3) 飛火警戒の徹底

延焼阻止線設定に当たっては、防ぎよ組織等あらゆる手段を用いて飛火警戒を徹底し、頭越しに延焼突破されることのないよう配慮する。

6 避難の勧告と避難命令の伝達

(1) 避難の勧告

火災現場責任者は、火災等の状況が多数住民に大きな被害を及ぼすおそれがあるときは、本部長の指示により避難勧告する。

(2) 避難命令の伝達

避難命令が発令された場合、当該地域に出動している消防隊は、車載拡声器等で当該住民に周知する。

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ事業者に県消防防災ヘリコプター等の出動を要請する。

2 林野火災防ぎよ計画の樹立等

村長又は消防長は、林野火災防ぎよにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎよ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずる。

(1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）

(2) 出動順路及び防ぎよ担当区域

(3) 携行する消防資器材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

(5) 隊員の安全確保

① 気象状況の急変による事故防止

② 落石、転落等による事故防止

③ 進入、退路の明確化

- ④ 隊及び隊員相互の連携
- ⑤ 地理精通者の確保
- ⑥ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資器材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

第6 消防応援要請

1 要請の条件

村長は、次の状況にある場合は、「山梨県常備消防相互応援協定」等により、他の消防本部の消防長や協定締結市町村長に応援を求めるものとする。

応援要請の条件

- ① 消防本部の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認めるとき。
- ② 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。
- ③ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。

2 要請時の留意事項

村長は、次の事項に留意して他の消防機関に応援を要請するものとする。

- (1) 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容
- (2) 集結場所への連絡員の派遣
- (3) 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

<p>資料 編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援協定締結機関連絡先一覧 ○ 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ○ 山梨県常備消防相互応援協定書 ○ 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 ○ 富士北麓災害時の相互応援に関する協定 ○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書 ○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目

3 応援部隊の誘導計画

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の終結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

第12節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本村が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

村は、県を通じて国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、村内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 原子力緊急事態宣言発出後

村は、県を通じて国、県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、村内関係機関等への情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議の上、一時的に避難所を確保するとともに、村営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本村に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(「防災指針」より抜粋)

第4 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

村は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第5 住民等への的確な情報伝達活動

村は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第6 風評被害等の影響への対策

村は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第7 除染活動の実施・支援

村内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第13節 緊急輸送対策計画

災害時における被災者の避難、応急対策要員の輸送、緊急物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

村長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、村で対処できないときは、県、他市町村、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の道路施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- 1 自動車による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 人力による搬送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ① 村所有の車両（消防用自動車も含む）等の使用
- ② 公共的団体所有の車両の使用
- ③ 営業者用の車両の使用
- ④ その他自家用車両の使用

(2) 車両の確保

ア 村有車両

災害時における村有自動車の集中管理及び配備は、総務対策部が行い、各対策部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務対策部に依頼するものとする。

総務対策部は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるところによる。

イ その他の車両

各対策部からの要請により、村有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務対策部は、直ちに村内の公共的団体の自動車、又は状況により輸送機関等の営業用自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 応援協力要請

村内で自動車の確保が困難な場合には、他市町村に応援を要請する。

2 自衛隊航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

3 県防災ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法は、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところによる。

ヘリコプター発着場所

名称	所在地	広さ（巾×長さ）	施設管理者
生き生き広場	鳴沢村8531-45	120×100（m）	村長

4 人力による搬送

前各号による輸送が不可能な場合には、賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う。

第4 緊急輸送道路の確保

1 県による緊急輸送道路の指定状況

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

村域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区分	道路種別	路線名	起終点	延長（km）
第一次緊急輸送道路	一般国道	国道139号	前原交差点～河口湖消防署西部出張所	100.3
第二次緊急輸送道路	一般県道	河口湖鳴沢線	長塚～前原交差点	5.6

2 緊急輸送路の確保

村は、迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所と連携し、山梨県建設業協会等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び村の重要路線（次に示す村の防災活動拠点間を結ぶ村道）を優先して道路啓開を行い、緊急輸送路の確保を図る。

また、状況によっては、迂回路を設置し、緊急輸送を行う。

村の防災活動拠点

- 村役場
- 消防署・各出張所
- 避難地・避難所
- その他防災上重要施設
- 飛行場外離着陸場等
- 防災備蓄倉庫
- 救援物資集積所

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難場所一覧 ○ 飛行場外離着陸場等一覧 ○ ヘリコプター主要発着場一覧
-----	--

第14節 交通対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象状況等の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所への標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 村長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合は、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、総務対策部は道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、総務対策部は、速やかに村本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 村は、総務対策部等から収集した情報を富士吉田警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、山梨県建設業協力会等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては富士吉田警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

村域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○異常気象時における道路等通行規制基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 村長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

富士吉田警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

なお、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	139号 南都留郡富士河口湖町（県境）から大月市大月町2丁目（20号分岐点）（富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く）
県	上記以外の国道、県道及び林道
村	村道・農道・林道

4 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示するものとする。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行うものとする。

5 交通規制の措置

(1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

- ① 規制の対象
- ② 規制する区域又は区間
- ③ 規制する期間

(2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な

事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

6 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7 警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

(1) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

(1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、富士吉田警察署及び交通検問所等において実施するものとする。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本村においても庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

資料編 ○緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧

3 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略される。

4 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

5 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用人は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は県公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規

則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付されるものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

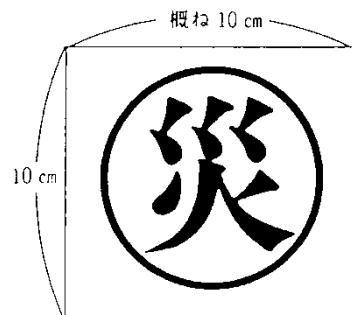
村は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、村防災行政無線、村ホームページ等を活用して、交通情報等に関する広報を迅速かつ的確に実施する。

広 報 内 容

- 道路被害状況及び交通状況等の交通情報
- 交通規制の実施状況
- 車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

第6 災害出動車両の富士山有料道路の取扱い

- (1) 村は、富士山有料道路管理者又は富士五湖消防本部から、救助補助、水防活動等の要請があった場合、その求めに応じて、消防団等の派遣を行う。
- (2) 派遣に際し、有料道路を通行する車両については、道路管理者の定める様式でもって手続きを行うものとする。
- (3) 通行する当該車両は、道路管理者の定める様式に従って通行するものとする。



別図

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



第15節 災害救助法による救助計画

一定規模以上の災害が発生した場合、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本村における適用基準は概ね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本村の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	住家滅失世帯数
2,921人〔平成27年度国勢調査〕 (5,000人未満)	30世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本村の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	住家滅失世帯数
2,921人〔平成27年度国勢調査〕 (5,000人未満)	15世帯

適用基準

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 村の被害が、(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第2 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、村域における災害が前記第1の「1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる場合は、村長は、直ちに知事に災害救助法の適用を申請する。



- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第3 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、村長は知事が行う救助を補助する。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事は、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。この場合、知事は村長が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施期間を村長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第4 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのおりである。

- ・ 地区別被害状況調査表……………様式1
- ・ 世帯別被害調査表……………様式2
- ・ 救助活動の種類別実施状況……………様式3
- ・ 被災世帯調査原票……………様式4
- ・ 救助の種目別物資受払状況……………様式5
- ・ 避難所設置及び収容状況……………様式6
- ・ 応急仮設住宅台帳……………様式7
- ・ 炊き出し給与状況……………様式8
- ・ 飲料水の供給簿……………様式9
- ・ 物資の給与状況……………様式10
- ・ 救護班活動状況……………様式11
- ・ 病院診療所医療実施状況……………様式12
- ・ 助産台帳……………様式13
- ・ 被災者救出状況記録簿……………様式14
- ・ 住宅応急修理記録簿……………様式15
- ・ 学用品の給与台帳……………様式16
- ・ 埋葬台帳……………様式17
- ・ 死体搜索状況記録簿……………様式18
- ・ 死体処理台帳……………様式19
- ・ 障害物の除去状況……………様式20
- ・ 輸送記録簿……………様式21
- ・ 貸金職員等雇上台帳……………様式22

資料編 ○各種救助に係る様式

第5 災害救助法による救助

1 避難（住民対策部）

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難場所

学校、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難場所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、村で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

設置の方法別	季 別 夏期（4月～9月）	冬期（10月～3月）
避難所設置費	1人1日当たり310円以内	別に定める額を加算する
備 考	天幕借上料、便所設置費等全ての経費を含む。	

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理（振興対策部）

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、村長の協力を得て選定する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限	備 考
1戸当たり 平均29.7m ²	1戸当たり 2,530,000円以内	災害発生の日か ら20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸 送費、事務費

エ 供与期間

建設工事が完了してから2か年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

(ア) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
 イ 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1戸当たり 平均547,000円以内	災害発生の日から1 か月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

(3) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

3 炊き出しその他による食品の給与（振興対策部・福祉保健対策部）

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,040円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

炊出し協力団体一覧表

団体名	性格	代表者名	構成員数	所管区域
鳴沢地区婦人会	任意組織	会長	43人	鳴沢地区
大田和地区婦人会	任意組織	会長	23人	大田和地区

炊出し予定施設及び機材等の整備状況一覧表

施設名	管轄区域	炊出し能力（1回当たり）	機材の整備状況
第1区倉庫	鳴沢地区	1,150食	kg炊釜7基
大田和公民館	大田和地区	2,200食	kg炊釜17基
勤労青年センター倉庫	鳴沢地区	750食	kg炊釜3基

村指定米穀取扱業者一覧表

地区	店名	事業主名	常時取扱数量	TEL
大田和	農協大田和支所	組合長	300kg	0555 (85) 2411
鳴沢	農協鳴沢支所	組合長	665kg	0555 (85) 2009
鳴沢	おきむら屋	渡辺啓徳	350kg	0555 (85) 2005

4 飲料水の供給（水道班）

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費

5 生活必需品の給付又は貸与（総務対策部・住民対策部）

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全 全 流	壊 焼 失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
		冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
		冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

注：夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）

6 医療（福祉保健対策部）

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産（福祉保健対策部）

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出（総務対策部・消防団）

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生日から3日以内

9 障害物の除去（総務対策部・振興対策部・消防団）

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生日から10日以内	1世帯当たり 133,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

10 輸送（総務対策部）

(1) 輸送の範囲

ア 被災者を避難させるための輸送
イ 医療及び助産のための輸送
ウ 被災者救出のための輸送
エ 飲料水供給のための輸送
オ 救済用物資の輸送

カ 死体の捜索のための輸送

キ 死体の処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(3) 費用

当該地域における通常の実費

11 死体の捜索（総務対策部・消防団）

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索期間 災害発生の日から10日以内

(3) 費用 捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

12 死体の処理（総務対策部・住民対策部）

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,400円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,200円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

13 死体の埋葬（住民対策部）

(1) 死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり206,000円以内	1体当たり164,800円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

14 学用品の給与（学校教育対策部）

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒：教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,100円以内 中学校生徒 1人当たり 4,400円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり 4,800円以内

資 料 編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第16節 避難対策計画

災害が発生する恐れがある場合で、人的被害が発生する恐れがある場合において、迅速な避難に資するために、高齢者等避難を発令するとともに、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを勧告・指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

第1 避難基準

村内及び周辺地域において災害の発生が予想される場合、又は、災害が発生した場合に住民を避難させるための避難基準を以下のとおり定める。

村は、以下の基準を参考に、気象状況や災害発生状況などを勘案し、必要な対応を行うものとする。

1 避難情報等と居住者がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から立退き避難する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から立退き避難する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 発令基準

避難情報	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (土砂災害)	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情

	報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など) (夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示 (土砂災害)	<p>○土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>○土砂災害の危険度分布で「非常に危険 (うす紫) 」 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) となった場合</p> <p>○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p> <p>○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>○土砂災害の前兆現象 (山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等) が 発見された場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (土砂災害)	<p>(災害が切迫)</p> <p>○大雨特別警報 (土砂災害) (警戒レベル5相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (災害発生を確認)</p> <p>○土砂災害の発生が確認された場合</p>

第2 高齢者等避難

- (1) 村長は、災害等人的被害が発生する恐れがある場合、高齢者等避難を発令する。
- (2) 村は、高齢者等避難が発令された場合、別に定める災害時要援護者避難支援プランに基づいて、要配慮者の避難を開始する。
- (3) 住民は、高齢者等避難が発令された場合、以下の準備に努めるものとする。

第3 避難指示

1 実施責任者

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、村長は、消防吏員に避難のための立退きの指示を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
指示	村長	災害全般	知事	災害対策基本法第60条第1項
〃	知事	〃	村長	災害対策基本法第60条第5項
〃	警察官	〃	村長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
〃	知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	水防管理者 (村長)	洪水	警察署長	水防法第29条
〃	自衛官	災害全般	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

2 各実施責任者における避難指示の実施時期等

(1) 村長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、村長は立退きを

指示する。

なお、立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで村長に通知があったときは、村長は知事にその旨を報告する。

(2) 知事の指示

知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって行う。

(3) 水防管理者（村長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（村長）は、立退きを指示する。この場合、警察署長に速やかに通知する。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、村長が指示できないと認められるとき、又は村長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を村長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 情報伝達の内容

情報伝達は、次の例により行う。

避難情報等	防災行政無線の伝達文例
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (土砂災害)</p>	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</p> <p>■こちらは、鳴沢村です。</p> <p>■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</p> <p>■それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p> <p>■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (土砂災害)</p>	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</p> <p>■こちらは、鳴沢村です。</p> <p>■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>

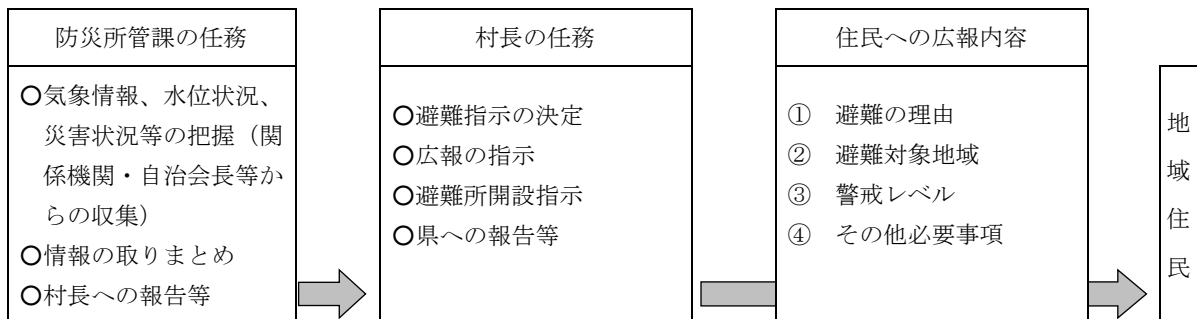
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (土砂災害)	(土砂災害発生が切迫している状況) ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■こちらは、鳴沢村です。 ■鳴沢村に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域 に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
	(土砂災害発生を確認した状況) ■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！） ■こちらは、鳴沢村です。 ■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

4 情報伝達方法

村本部は、次の伝達方法を活用し、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。

- ① TV 放送（ケーブルテレビを含む）
- ② ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
- ③ 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声子局、戸別受信機）
- ④ 緊急速報メール
- ⑤ ツイッター等の SNS（Social Networking Service）
- ⑥ 広報車、消防団による広報
- ⑦ 電話、FAX、登録制メール
- ⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

避難指示の流れ



5 高齢者等避難の発令

高齢者・障害者等の要配慮は、避難所への移動に時間がかかるため、村は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により、避難指示を発令する前に高齢者等避難を発令し、災害危険地域等にいる要配慮者を速やかに避難させるものとする。

6 避難計画の作成

村が避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。

- ① 防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
- ② 災害別・地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- ③ 危険地域、危険物施設等の所在場所
- ④ 避難指示を行う基準及び伝達方法
- ⑤ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ⑥ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ⑦ 障害者や高齢者など要配慮者に対する避難支援計画の具体化（要配慮者一人ひとりの避難支援プランの策定）

第4 避難場所

避難場所には、次のとおり「指定緊急避難場所」と「指定避難所」がある。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集 合 地 (一次避難地)	自主防災組織ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
二 次 避 難 地	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中高等学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

2 指定避難所

区 分	定 義
指 定 避 難 所	<p>災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。</p> <p>※ 指定避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山崩れ・崖崩れ等の危険が見込まれる施設は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を指定避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。

資料編 ○ 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

第5 避難誘導

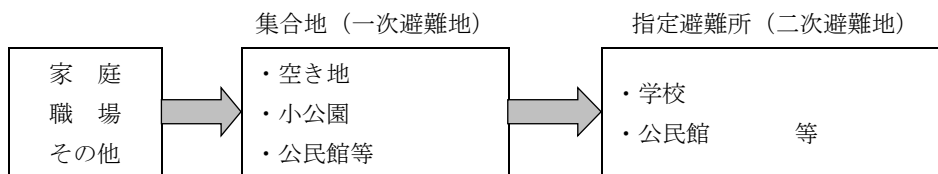
1 避難誘導方法

村は、要所に誘導員（消防団員）を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障害者や高齢者等の要配慮者については、自主防災組織等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。

2 住民の措置

住民は、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持ち出し品を所持し、戸締まり等をした後、自主防災組織単位で、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行うこととする。その後に気象状況や村の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等の指定緊急避難場所に避難し、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行い、状況により指定避難所に避難することとする。

なお、大雨、洪水時等、状況によっては指定避難所に直接避難することとする。



3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、防犯に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第6 指定避難所の開設及び運営

指定避難所の開設・運営にあたっては、避難所開設・運用ガイドライン等を踏まえ、施設の実情に合

わせた運用を行う。

1 指定避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、村は被災者を一時的に収容し、保護するため指定避難所を開設する。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、村は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
 なお、指定避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を指定避難所に指定する場合は、村教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。
- (3) 村長は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、指定避難所に収容する者を誘導、保護する。

2 指定避難所の管理運営

(1) 指定避難所への職員派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、指定避難所管理職員（住民対策部）は、直ちに指定避難所に出動し、当該施設管理者と自主防災組織等と協力して避難所の管理運営にあたる。
 なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

(2) 指定避難所管理職員の責務

指定避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたる。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

なお、指定避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板を設置するなど避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。感染症蔓延化における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。また、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応する等の措置を行うものとする。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮して運営するよう努める。さらに、必要に応じて要配慮者の福祉施設への入所や各種支援を行うものの配置など、支援体制の強化に努める。

(3) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、村管理職員と緊密な連携のもと、指定避難所の管理運営に努める。

(4) 避難者等による自主運営の推進

村は、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者自らの組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう支援する。

3 要配慮者対策

村は、指定避難所開設時には、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について要配慮者には十分配慮するものとする。

なお、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が厳しく、介護が必要な者等については、福祉避難所を指定避難所とし、その家族と共同避難生活をするにより要援護者の負担軽減

減を図る。

(1) 福祉避難所の開設

次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
鳴沢小学校（特別教室）	鳴沢村1585	0555-85-2015
特別養護老人ホーム 富士山荘	鳴沢村5061	0555-85-2878
鳴沢保育所	鳴沢村1553	0555-85-2481

(2) 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

(3) 福祉避難所相談員の常駐

福祉避難所等の運営にあたっては、村保健師、医療関係者、施設の保健医療担当者等から選任された福祉避難所相談員を常駐させ、避難した要配慮者や村内の要配慮者の健康管理や相談等にあたらせるものとする。

(4) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は語学ボランティアの派遣などの対応を図る。

第7 警戒区域の設定

1 村長の措置

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 警察官、自衛官の措置

村長等が現場にいないとき、又は村長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項及び第3項の規定により、村長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により村長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施する。

第8 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な別荘滞在者、通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、村、警察、道路管理者、バス事業者等関係機関は、相互に密接な連携をとり、必要かつ的確な措置をとる。

村は、帰宅困難者や滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

また、食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは村において斡旋などの便宜を図るものとする。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘

導し保護する。

第9 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

村は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、村営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第10 村外への避難

村内指定避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に、村外避難所への避難を要請する。

資料編 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
 ○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

第11 被災動物等の救護対策

村は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施
- 5 動物伝染病等のまん延防止措置
- 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

第12 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、避難に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第17節 孤立地区に対する支援活動

村は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

第1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

村は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、村防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

第2 避難基準・避難行動

1 避難基準

村は、本章第16節「避難対策計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。避難判断の基準は次のとおりとする。

- 24時間の降水量が50mmを超えたとき
- 大雨警報、洪水警報が発令されたとき
- 特別警報が発令されたとき
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき
(湧水・地下水が濁り始めた、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)

2 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、自家の2階以上または最寄りの避難所に避難する。避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに村に災害や避難の状況等を報告する。

第3 孤立地区の把握

村は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、村防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて富士・東部地域県民センターを通じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

第4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

第5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

第6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

第7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第8 緊急支援物資の確保・搬送

村は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、村のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等対して、必要な物資の供給を要請する。

第18節 医療対策計画

災害時に被災地の住民に対して応急の医療を施し、もって人身の保全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行い、村長はこれを補助し、知事から救助の実施を通知された場合は村長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

(1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において山梨赤十字病院、富士五湖広域行政事務組合消防本部のほか、県、富士吉田医師会等の関係機関等から次の情報を収集し、関係部署に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況（場所、人数等）
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺市町村の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

村は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、村防災行政無線、広報車、CATV等により地域住民に提供する。

2 医療救護班の出動等

災害により人的被害が発生した場合には、保健所やDMATに村内への派遣を要請するとともに、村は、応急医療活動を実施する。なお、被災状況によっては、地域災害拠点病院・災害支援病院に対して患者の受け入れを要請するものとする。

また、村のみでは迅速な対応が困難な場合には、県地区救護対策本部（富士・東部保健所）に応援を要請する。

- | | |
|------------|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none">○ 村内医療機関一覧○ 県内医療救護病院一覧○ 医療品等の保管場所一覧 |
|------------|---|

3 応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

区 分	応 急 医 療 救 護 業 務
住民環境対策部	① 傷病者の応急処置 ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ※） ③ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ④ 助産救護 ⑤ 死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力
	① 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 ② 軽症患者や転送困難な患者等の治療 ③ 検視・検案に際しての協力
医療機関 (他自治体に 援 要 請)	① 被害情報の収集及び伝達 ② 応需情報（診療可能状況）の報告 ③ 傷病者の検査及びトリアージ ④ 重症患者の後方医療機関への搬送 ⑤ 傷病者の処置及び治療 ⑥ 助産救護 ⑦ 医療救護班、医療スタッフの派遣 ⑧ 死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力 ※村が主体的に応急救護業務を行うことを原則とするが、必要に応じて他自治体・医療機関に援要請することがある。

※ 「トリアージ」とは、患者の重症度や緊急度によって治療の優先順位を決めること。通常は、1枚のトリアージ・タグ（ふだ）に、重症度・緊急度に応じて色分けされ、状態部分を切り残すことにより優先順位が分かるようになっている。

4 医療救護所の設置

応急医療は、村で策定した「医療救護所設置マニュアル」に基づき医療救護所を設置するとともに、医療救護班を出動し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。※村が主体的に応急救護業務を行うことを原則とするが、必要に応じて他自治体・医療機関に援要請することがある。

(1) 設置場所

医療救護所は、被災現場や村が開設した避難所等に設置する。

(2) 設置時の留意事項

医療救護所は、次の点に留意して設置する。

- ア 被災傷病者の発生及び避難状況
- イ 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ウ 被災地の医療機関の稼動状況
- エ 医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し
- オ 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

(3) 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を村防災行政無線、広報車、CATV等を活用して地域住民に周知する。

5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には村内薬店等から調達する。なお、調達が不可能な場合は、県に対し供給の応援を要請する。また、輸血用血液の供給は、保存期間が短いことを考慮して山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

6 傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送方法

ア 医療救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、村の公用車両等を利用して搬送する。

イ 重症者等の場合は、必要に応じて、県に県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、消防対策部は、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握………あらかじめ村内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、都留警察署等からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況等

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区 分	指 定 状 況
災害拠点病院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として二次医療圏に1病院、県下で8病院が指定されている。
災害支援病院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で29病院が指定されている。

本村を含む富士・東部医療圏における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院の指定状況は次のとおりである。

区 分	病 院 名	医療救護班編成数	一 般 病 床 数
地域災害拠点病院	富士吉田市立病院	1班	250床
	大月市立中央病院		183床
基幹災害支援病院	山梨赤十字病院	5班	224床

村内医療機関

名 称	所在地	電話番号
安富歯科医院	鳴沢村鳴沢2150	0555-85-3955

村は、重症患者等の受入体制を確保するとともに、状況に応じて上記の医療機関に迅速に搬送ができるよう、搬送体制の確立を図る。

なお、重篤な救急患者の受入れや医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりである。

区 分	病 院 名	一 般 病 床 数	備 考
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	649床	・重傷・重篤な救急患者の受入 ・広域搬送拠点 等
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	566床	・重傷・重篤な患者の救急救命医療 ・医療スタッフ全県派遣 等
	山梨赤十字病院	224床	・富士北麓における傷病者の受入、搬送の拠点 ・広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣 等

7 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、県及び関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

8 歯科医療対策

歯科医師会、村内歯科医療機関の協力を得て、医療救護所等において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動の実施に努めるものとする。

9 精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、近隣自治体医療機関・基幹災害拠点病院・基幹災害支援病院に協力を依頼して精神救護活動を行うものとする。対応が困難な場合等には、富士東部地区医療救護対策本部・富士・東部保健所に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

10 地域保健対策

医療救護班のほかに、保健所、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハビリチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策

を実施する。

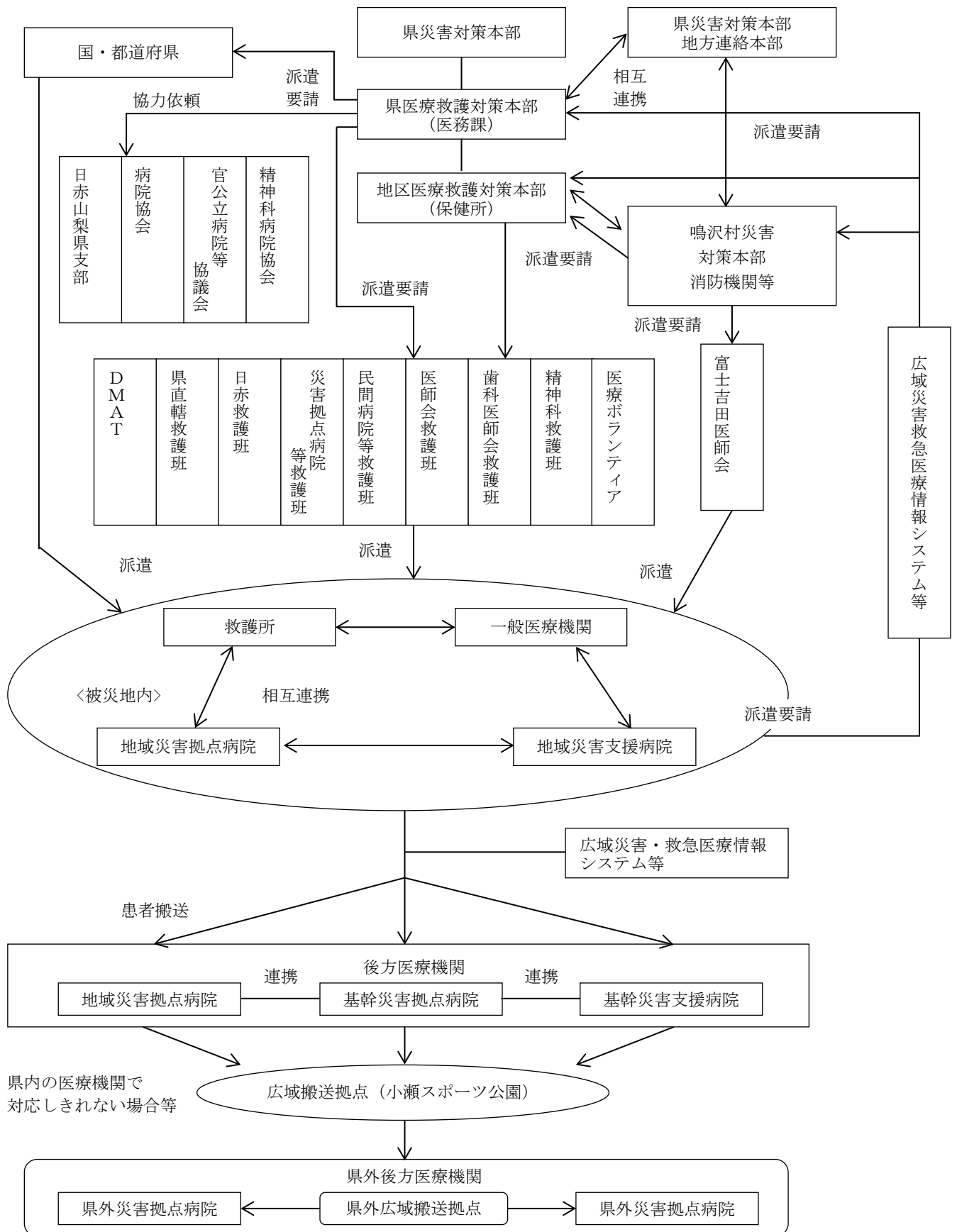
第3 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



第19節 防疫対策計画

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を確実に実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、村長が実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 村の防疫組織

- (1) 災害発生に際しては、関係保健所等と緊密な連絡をとり、実情に即応した指導協力を得て行う。
- (2) 伝染病予防法に定められた検病調査等は、同法に定めるところにより実施するものとする。
- (3) 防疫の実施に当たっては、村内の衛生組合等関係機関の協力を得て、情報の適確な把握に努めるものとする。
- (4) 防疫部の編成

班の種類別	課長	係員	器具・用具等	備考
防疫係	住民対策部長	住民対策部員	煙霧機（電動）3台 煙霧機（エンジン付）5台	役場配置

2 感染症予防業務の実施方法

村は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては、同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。村は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施す

る。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図る。

5 広報等の実施

村は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、村防災行政無線、北富士有線テレビ放送、広報車による巡回放送、またパンフレットの配布等を行う。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤の確保

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、村保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、村が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 県への応援要請

村内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、県に斡旋を要請する。

第20節 食料供給対策計画

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保及び炊き出しの実施、その他食品の提供は、村長が実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合には村長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容された者であること
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできないものであること
- (3) その他旅館宿泊人、一般家庭来訪者、旅行者等特に給与を必要と認められる者であること

2 供給品目

炊出し、その他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

3 被災者等への供給基準

被災者等に対して供給する基準は、次のとおりとする。

- (1) 炊出し、その他による食品の給与は、主食費、副食費、燃料費等の費用として1日1人1,010円の範囲内で支給するものとする。

第3 食料の供給計画

1 備蓄物資の提供

村内の防災備蓄倉庫に備蓄している食料を被災者等に提供する。

2 米穀の調達

村は、次により必要量の米穀を調達するものとする。

- (1) 村内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 知事への供給通知

村内で必要量の米穀が調達できない場合は、知事に対して給食を必要とする事情及び必要とする応急用米穀の数量を「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」により通知し、必要量を確保する。

(3) 災害救助法適用時の場合

ア 本部長は、必要量を把握のうえ、「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」を作成し、知事に対して災害救助用米穀の供給を要請する。

イ 知事との連絡がつかないときは、農林水産省生産局長に対して「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」により災害救助用米穀の供給を要請する。

ウ イにより災害救助用米穀を受領した場合、本部長は、「災害米穀購入報告書」を速やかに知事に提出する。

3 弁当及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適切と判断した場合、備蓄している乾パンの放出のほか、村内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また商工会等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

4 副食、調味料等の確保

村（振興対策部）は、村内の食料販売業者、また商工会等に協力を要請し、確保する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

第4 食品集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料は、次の施設を救援物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、振興対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しは、避難地又は避難所で行うものとするが、状況により効率的と判断した場合は、「学校給食センター」を活用し、実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、村職員（振興対策部班）をもってあてるほか、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとする。

炊出し予定施設及び機材等の整備状況一覧表

施設名	管轄区域	炊出し能力（1回当たり）	機材の整備状況
第1区倉庫	鳴沢地区	1,150食	kg炊釜7基
大田和公民館	大田和地区	2,200食	kg炊釜17基
勤労青年センター倉庫	鳴沢地区	750食	kg炊釜3基

第6 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、食品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第21節 生活必需物資供給対策計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を喪失又は損傷し、生活必需物資を直ちに入手できない者に対し、一時の急場をしのぐ程度の生活必需物資を給与又は貸与し、被災者の生活の確保を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は村長が行う。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

- (1) 災害により住家に被害を受けた者で、住家の被害程度は、全焼・全壊・流失・半焼・及び床上浸水である。
- (2) 被服・寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を失った者。
- (3) 被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

品 目	備 考
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
被 服	洋服・作業衣・子供服
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類
見 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食 器	茶わん・皿・箸等の類
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

3 必要物資の把握

村（振興対策部）は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、電話、急使等により、村本部に報告する。

4 備蓄物資の給与等

村（振興対策部）は、他対策部の協力を得て、直ちに防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等の生活必需物資を被災者に給与又は貸与する。

5 生活必需物資の確保

(1) 村内業者等からの調達

村（振興対策部）は、鳴沢村農協、村内商工業者等に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。

(2) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、村及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

6 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止に向け、関係機関への要請に努める。

第3 救援物資集積所の確保

他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資は、次の施設を救援物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等の管理は、村職員、自主防災組織やボランティア等の協力を得て行うものとする。

なお、集積所に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

救援物資集積所予定施設

施設名	所在地	電話番号
鳴沢村屋内テニスコート場	8531番地100	0555-85-3617

第4 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、生活必需品の給・貸与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第5 災害救助法の適用に当たらない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」に基づき、県から被災者への生活必需品の給与及び見舞金等の支給が、また適用区域外の被災者への見舞金等の支給が行われるため、村は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請する。

第22節 飲料水確保対策計画

災害のため飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要量の飲料水の供給を行うとともに、給水施設の早期応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は村長が行う。

第2 給水活動

1 給水方法

(1) 給水は、簡水対策部が吉田保健所等の指示協力に基づいて、村内関係機関（消防）の協力を求めて実施するものとする。

給水担当及び協力団体等

地区名	給水実施担当者	関係機関（消防）協力団体
鳴沢地区	第1区長	第1分団長
大田和地区	第2区長	第2分団長

2 飲料水の確保

飲料水が汚染したと認められるときは、富士東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。

3 供給の方法

(1) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等又は樽、桶を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(2) ろ水器による給水

防火水槽等をろ水器によりろ過し、消毒のうえ給水を実施するものとする。

(3) 簡易ろ過槽による給水

現地において、樽または桶等により、ろ過装置を設け、防火水槽水をろ過し、消毒のうえ給水を実施するものとする。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

4 応急給水用資機材等の確保

応急給水用資機材は、村保有のものを活用するものとするが、不足する場合には、村内業者あるいは他市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

資料編 ○ 応急給水用資機材保有状況一覧

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

2 応急復旧後の検査

配水管路の破損箇所への復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

振興対策部は、災害発生後、直ちに水道施設・設備の被害状況を調査し、村本部に報告する。また、電力の供給状況等についても把握する。

2 応急復旧活動の実施

応急復旧にあたっては、早期に、かつ効率的な復旧ができるよう、優先順位等を定めた応急復旧計画を策定し、指定水道工事店等の協力を得て実施する。

復旧作業従事者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編 ○水道施設の概要
○鳴沢村指定給水装置工事事業者一覧

第5 広報の実施

広報を行う場合には、わかりやすく間違いのないよう広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、村防災行政無線、広報車、村ホームページ、CATV等により断水状況、復旧見込み又水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、村防災行政無線、広報車、村ホームページ、CATV等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第23節 応急教育対策計画

災害により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒への学用品の給与等を行い、応急教育を実施する。

第1 実施責任者

- (1) 村立の学校における災害応急教育は、鳴沢村教育委員会が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は、知事の補助機関として村長が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

教育委員会は、予め災害を予想して、概ね次のような方法により学校教育活動が罹災のため中断することのないよう、応急教育実施の予定場所の確保計画を作成しておくものとする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 空き教室、屋内運動場等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設の利用 ② 応急仮校舎の利用 ③ 最寄りの校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校の利用 ② 応急仮校舎の建築
村内の大部分が被災したとき	① 応急仮校舎の建築 ② 公民館等の公共施設の利用 ③ 村外の避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校の利用

2 教職員の確保

教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を考える。
- (3) 欠員（欠席）が多数のため、(1)・(2)の方途が講じられない場合は、県教育委員会に協力を要請するものとする。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切な処置を行う。

2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者等に連絡する。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は村教育委員会と協議し、要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添うなど児童・生徒の安全確保に努めるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行うものとする。なお、この場合、速やかに村教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、村教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

(2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行うものとする。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、立入り禁止措置、迂回路の選定等の適切な措置を行うものとする。

6 学校給食の措置

一定の地域は学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不能となったときは、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

(1) 他の給食施設、設備の活用対策について

(2) 給食物資及び作業員の確保対策について

7 避難所管理運営への支援

学校内に避難所が開設された場合は、校長は、村及び村教育委員会との事前協議に基づき、避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

村（文教対策部）は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障を来した児童・生徒に対し、被害の実情に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、学用品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第24節 廃棄物処理計画

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適切に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は村長が行うものとするが、被害甚大で村で処理不可能の場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、村は平時から大量の廃棄物の発生に備え、一時保管場所の確保に努めるものとする。

第2 廃棄物処理量の算出基準

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、概ね次のとおりである。

区 分	算 出 基 準
粗 大 ご み 発 生 量	被害棟数×粗大ごみ発生源単位 (1.03 t/棟)
し 尿 発 生 量	(避難住民数+断水世帯人口)×発生源単位 (1.21/人・日)
がれき発生量 (t)	1棟あたりの平均床面積 (㎡) × 発生源単位 × 解体建築物の棟数 がれき発生源単位：木造 0.696t/㎡ 鉄筋 1.107t/㎡ 鉄骨 0.712t/㎡

第3 ごみ処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、住民対策部は、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

- (1) 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、委託・許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。
- (2) 収集場所は指定のごみ集積場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

資 料 編 ○一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧

3 収集順位

環境衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要度の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) ごみはごみ処理施設で処理するものとするが、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理又は焼却処理を行う。
- (2) 収集及び処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」に定める基準に従って行う。

5 一時集積場の選定

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、次の施設をごみの一時集積場として確保し、集積するものとする。当該施設のみでは対応が困難な場合、又は道路交通の寸断等により搬送が困難な場合には、避難地のうち避難の完了した公共用地の中からごみの一時集積場を確保し、収集したごみを集積する。一時集積場を選定する際には、次に掲げる点に留意して選定する。

なお、一時集積場については定期的な消毒を行うなど、衛生面の管理に留意する。

一時集積場の選定条件

- ① 他の応急対策事業に支障のないこと。
- ② 環境衛生に支障がないこと。
- ③ 搬入に便利なこと。
- ④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。

ごみの一時集積場

候補地名称	所在地
J Aなるさわ集出荷場裏	鳴沢村8531番地2

6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、村防災行政無線、広報車、村ホームページ、CATV等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

第4 し尿処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、住民対策部は、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

3 処理方法

(1) し尿はし尿処理施設で処理するものとする。

4 仮設トイレの設置

村（住民対策部）は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。

なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を村防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第5 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時に、家屋の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生した場合には、被害の状況等から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場等を確保する。

2 処理順位

道路上等に排出された災害廃棄物など、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとする。

処理にあたっては、山梨県建設業協会等の協力を得て迅速に行う。

3 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋などの災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物の発生量、道路状況等を勘案し、避難地のうち避難所への避難が完了した場所の中から仮置場を確保する。

4 分別収集体制の構築等

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、排出時における分別が重要となるため、分別収集体制を構築するとともに、地域住民に対して分別の徹底を図る。

5 災害廃棄物のリサイクル

村は、災害廃棄物の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

第6 応援協力要請

村のみではごみ・し尿の処理業務が不可能又は困難な場合は、富士・東部林務環境事務所環境課に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、村は、民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について、迅速かつ積極的な協力が得られるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。

第7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋設等を行う。

第25節 応急住宅対策計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅計画の建設及び応急処理は、村長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときには、村長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときには、村長が行うものとする。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家が無い者
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

(2) 応急修理を受ける者

災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定

村は、既に仮設住宅の建設候補地を選定しているが、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地の中から適切な場所に、かつ迅速に建設するものとする。

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、他の建設用地を選定するものとするが、選定にあたっては、次の事項等に留意して選定する。

応急仮設住宅の建設場所は、公有地が望ましいが、やむを得ない場合は私有地も含めて選定を行い、そのためには選定する土地所有者との協議をあらかじめ行っておくものとする。

建設場所の選定条件

- ① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所
- ② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、児童・生徒の教育に支障のない場所
- ③ 被災者の生業の見通しに配慮した場所
- ④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

資料編 ○ 応急仮設住宅建設候補地一覧

3 実施方法

村は、山梨県建設業協会等の協力により応急仮設住宅の建設又は被災住宅の応急修理を行う。

4 建設時の要配慮者対策

応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するよう努める。

また、状況によっては、介護事業等に利用しやすい構造及び設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する高齢者等を収容する福祉仮設住宅を設置することとする。

5 県への応援要請

村本部は、災害救助法が適用された場合には、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、建設を県の災害対策本部へ要請する。

6 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を設け、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ区長、民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

7 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第3 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅の供与又は応急修理の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第26節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるものを捜索し、又は救出して保護するものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、村長が行うを原則とする。ただし、村で対処できないときは、富士五湖広域行政組合消防本部又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行い、知事から実施を通知された場合は村長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とし、例えば、次のような状況にある者である。

- 1 家屋流出の際ともに流されたり、地震の際倒壊家屋の下敷きになったような場合
- 2 登山者が多数遭難したような場合

第3 救出活動

1 関係機関との連携による救出活動

災害により救出を必要とする事態が発生したときは、富士五湖広域行政組合消防本部や警察等の関係機関と緊急連絡をとり、速やかに救出活動を実施する。

救出活動は、消防団を中心とし、関係機関・団体、地域住民等の協力を得て行うものとする。

2 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、山梨県建設業協会の、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合は、速やかに村内の被害状況を把握し、次の措置を行う。

(1) 応援協定等に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合は、村内関係業者等の協力を得て、要員や重機等の資機材を確保するものとするが、それでもなお不足する場合は、応援協定を締結している消防本部や他市町村等から必要な要員又は資機材を緊急要請し、迅速な救出活動を行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救助者の救助を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none">○ 応援協定締結機関連絡先一覧○ 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定○ 山梨県常備消防相互応援協定書○ 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定○ 富士北麓災害時の相互応援に関する協定○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目
-----	--

○災害時における応急対策業務に関する細目協定書

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに村及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 死体の搜索、処理及び埋葬計画

災害により死亡していると推定される者の搜索、また死亡した者に対してその遺族が混乱期のため処理及び埋葬等を行うことが困難な場合、又は死亡者の遺族がない場合の死体の処理、埋葬について応急的な対応を行うものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は村長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口

家族等からの行方不明者の搜索依頼・受付は、村役場に設置される住民相談窓口で行い、富士吉田警察署と連携を図りながら対処する。なお、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、村消防職員、消防団員のほか、富士吉田警察署等に協力を要請し、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、村本部及び富士吉田警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の処理

1 処理方法

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

(4) 死体の検案書を引継ぎ、死体処理台帳を作成する。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び住民福祉対策部による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 死体収容（安置）所の開設

(1) 本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。

死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

(2) 死体収容（安置）所の開設にあたっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必

要な資機器材を確保する。

4 身元確認

富士吉田警察署、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第4 死体の埋葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、死体の応急的な埋葬を実施する。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、「富士五湖聖苑」において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、死体の捜索・処理・埋葬に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図る。また、道路上あるいは河川に障害物がある場合は迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生の防ぎよを図る。

第1 実施責任者

1 住宅関係障害物

障害物の除去は、基本的には村が実施する。ただし、村で対処できないときは、県又は他市町村に応援を要請して実施する。また、災害救助法が適用された場合は、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は村長が行う。

2 道路等関係障害物

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の管理者がそれぞれ除去する。

第2 障害物除去の要領

1 住宅関係障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること

(2) 除去順位の決定

村は、障害物の除去を必要とする住家を調査するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえ、除去の順位を決定する。

2 道路等関係障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、村所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また、水害のおそれがある場合は、当該維持管理者に通報し、障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、住民対策部が担当し、山梨県建設業協力会等の協力を得て速やかに実施する。

村のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県又は他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、避難地のうち避難所への避難が完了した場所の中から障害物の集積場所を確保し、集積する。なお、選定する際には、道路交通の便や住民の日常生活等にも十分留意する。

適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらな

いよう所有者との間で十分協議する。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

ごみの一時集積場

候補地名称	所在地
J Aなるさわ集出荷場裏	鳴沢村8531番地2

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第29節 生活関連事業等の応急対策計画

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)）

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 被害の発生が予想される場合 被害が発生した場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。) 東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 警戒宣言が発せられた場合 県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、災害対策本部を速やかに設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応することとなっている。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努めることとなっている。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じるものとする。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じるものとする。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じるものとする。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知することとなっている。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立するものとする。

第2 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めるときは、速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果、応急修理不可能なときは、仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めるときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果、異常を認めるときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第3 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置することとなっている。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

第4 危険物等応急保安対策

1 火薬類の応急対策

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

(2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講じる。

(3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに、警察官に通報する。

2 高圧ガスの応急対策

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講じるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3 危険物の応急対策

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- (4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。
- (5) 村は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難等の指示又は勧告をする。
- (6) 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

4 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、富士・東部保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講じる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、そ

の場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第5 郵政業務応急対策

日本郵便株式会社及び同管内所在の郵便局は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行うものとする。

1 郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し災害救助法が発動されたときは、無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示するものとする。対象者は、避難施設に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行うものとする。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除することとなっている。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

(3) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止するものとする。

2 電報・電話関係

村に災害救助法が発動された場合、村内の郵便局から被災者が発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容としNTT東日本が定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除するものとする。

3 為替貯金関係

村内の郵便局長は、村に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知するものとする。

4 簡易保険・郵便年金関係

村内の郵便局長は、村に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知するものとする。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは、通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施するものとする。

第30節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする

る。

第2 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	接又は間接に被害を被った中小企業者	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直	既往貸付の残高に拘らず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	10年以内 (2年以内の措置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を求める	特別利率を適用する場合は市町村長の発行する罹災証明書が必要。
国民金融公庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率。ただし、特災利率についてはその都度定める。	1 直接被害者は原則として市町村長の発行する罹災証明書が必要。 2 災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで。		
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金			組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率。ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。			設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	東日本大震災復興融資	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	

2 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度（県建築指導課）

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

1 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で村長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

2 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

（平成21年1月26日現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	300万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年1.15%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を農林漁業金融公庫が貸し付ける。

第5 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対象者	被災低所得世帯	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯 (所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金(災害援護資金)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 〔うち災害状況に応じて 2年以内の据置〕	10年以内 (うち3年据置)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年3%	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	鳴沢村(県は全額村に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。)	県

第6 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第7 労働力確保対策

1 公共職業安定所の労働力の確保対策

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
- (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

2 村の災害応急対策求人確保対策

(1) 雇上げ方法

村長は、必要な労働力を確保する場合には、富士吉田公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

明 示 事 項

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 職種別所要求人の数 | ④ 宿泊施設の状況 |
| ② 作業場所及び作業内容 | ⑤ 必要とする期間 |
| ③ 作業時間、賃金等の労働条件 | ⑥ その他必要な事項 |

(2) 賃金水準

災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第8 罹災証明書の交付等

村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

第9 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、村は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第3 1 節 防災ボランティア支援対策計画

第1 防災・災害ボランティアの受け入れ

村、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第2 防災・災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。

また、防災ボランティア活動の推進を図るため、山梨県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

第4章 災害復旧対策計画

第1節 災害復旧事業計画の作成

第1 計画の方針

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

第2 災害復旧事業計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (2) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 簡易水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

第2 激甚災害に関する調査協力

- 1 知事は、村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。

地震編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとする。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 村

村は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村が行うこととした事務を除くほか、村長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 地震防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- (3) 大規模な地震防災訓練の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (6) 地震防災上必要な調査研究及び被害想定を作成
- (7) 建築物等耐震対策の強化促進
- (8) 地震防災応急計画の作成指導
- (9) 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- (10) 大震火災対策の推進
- (11) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震等大規模地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置

- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 村の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 県その他関係機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力

第2 富士五湖消防本部

- 1 建築物の防火安全措置
- 2 火災予防措置
- 3 大震火災対策及び消防力の強化
- 4 危険物等の規制及び安全措置
- 5 消防計画、地震防災計画の作成指導
- 6 救助、応急措置
- 7 火災の鎮圧その他の災害の軽減措置
- 8 地震に関する教育及び広報
- 9 鳴沢村消防団との連絡調整

第3 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営

- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 他機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第4 指定地方行政機関

1 関東財務局（甲府財務事務所）

- (1) 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- (2) 日本銀行甲府支店との協議の基づく金融措置
 - ア 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - イ 手形交換の特例措置
 - ウ 休日営業の特例措置
 - エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - カ 保険料支払いの迅速化措置
- (3) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

2 関東農政局（甲府地域センター）

- (1) 主要食料等の在庫状況把握

3 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給

4 関東運輸局（山梨運輸支局）

- (1) 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- (2) 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

5 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- (1) 東海地震に関連する情報等の通報
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- (3) 地震情報の発表と伝達
- (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置

6 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 防災及び災害対策用無線局開設・整備についての指導
- (3) 関東地方非常通信協議会を運営し、非常災害時に備えた非常通信訓練及び非常通信計画の策定並びに通信機器の定期点検等の指導
- (4) 災害時における移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線機）及び移動電源車の貸出し
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
- (6) 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、口頭等により許認可を行う臨機の措置を実施

7 山梨労働局（都留労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止

8 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

- (1) 防災上必要な教育及び訓練
- (2) 通信施設等の整備
- (3) 公共施設等の整備
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知
- (5) 官庁施設の災害予防措置
- (6) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (7) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- (8) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- (9) 災害時における復旧資材の確保
- (10) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- (11) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- (12) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報

第5 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

1 平素における準備

- (1) 防災関係資料の整備

- (2) 関係機関との連絡・調整
 - (3) 災害派遣計画の作成
 - (4) 防災に関する教育訓練
 - (5) その他
 - ア 防災関係資機材の点検・整備
 - イ 隊員の非常参集態勢の整備
- 2 災害派遣の準備
- (1) 県地震災害警戒本部会議への参加
 - (2) 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - (3) 災害派遣初動の準備
 - (4) 災害等情報の収集
 - (5) 通信の確保
 - (6) 要請等の確認及び派遣要領の決定
- 3 災害派遣の実施
- 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- 4 撤収及び撤収後の措置

第6 指定公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
- (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 列車運転規制措置
 - (3) 旅客の避難、救護体制の確立
 - (4) 列車の運行状況等の広報
 - (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- 2 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）
- (1) 主要通信の確保
 - (2) 通信疎通状況等の広報
 - (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (4) 気象警報等の市町村長への伝達
- 3 日本赤十字社（山梨県支部）
- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - (2) 応援救護班の体制確立とその準備
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (4) 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - (7) 義援金の募集及び配分
- 4 日本放送協会（甲府放送局）

- (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
- (2) 非常組織の整備
- (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- (4) 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道
- 5 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
 - (1) 東海地震等に関する情報の伝達
 - (2) 利用者への広報
 - (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - (4) 緊急輸送を確保するための措置
- 6 日本通運株式会社（山梨支店）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- 7 東京電力パワーグリッド(株)
 - (1) 電力供給施設の災害予防措置
 - (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 8 日本郵便株式会社
 - (1) 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局窓口業務の維持
 - (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第7 指定地方公共機関

- 1 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
 - (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - (3) 日本放送協会に準ずる措置
- 2 輸送機関（富士急山梨バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - (3) 各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- 3 ガス供給機関（日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）

- (1) ガス供給施設の保安整備
 - (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - (3) 被災地に対するガス供給体制の確立
- 4 医師会（富士吉田医師会）
- (1) 被災者に対する救護活動の実施
 - (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 5 山梨県道路公社
- (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 有料道路の利用者への広報
 - (3) 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
 - (4) 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

第8 富士吉田警察署

- 1 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- 2 被災者の救出、救護
- 3 行方不明者の捜索
- 4 死体の検視（見分）
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 緊急通行（輸送）車両の確認及び証明書の交付
- 7 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 農林業関係団体（鳴沢村農業協同組合、富士北麓森林組合）
 - (1) 農林産物等の災害応急対策の指導
 - (2) 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - (3) 農林業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - (4) 農作物の供給調整体制の確立
- 2 商工会等中小企業関係団体
 - (1) 村が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- 3 病院等医療施設の管理者
 - (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - (2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- 4 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - (1) 児童・生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - (4) 災害時における収容者の保護受入れの準備
 - (5) 火気使用及び実験学習の中止

(6) 応急医薬品の整備

5 公共施設等の施設管理者

(1) 避難訓練の実施

(2) 災害時における応急対策

第10 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、鳴沢村社会福祉協議会）

(1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

(2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保

2 山梨県ボランティア協会

(1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

(2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保

○鳴沢村で想定される東海地震被害

本村で想定される被害については、資料編に掲載する。

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

村は、関係機関と協力して、道路、公園などの地域の基盤として公共施設を整備するとともに、良好な集落の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」では、東海地震発生時には国道139号等において、まれに被害が発生する可能性はあるものの、緊急輸送には大きな影響はないとされている。しかし、当該調査・想定は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象としているため、村道については対象外となっている。森林地区等の村道の中には、狭隘で、急カーブの路線もあるため、想定外の被害発生も危惧される。

道路、橋梁の耐震性の強化などの対策は、これまでも計画的に講じてきたが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

1 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

2 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、重要度に応じた道路橋梁の整備を図る。

また、今後、新設する橋梁については、常に最新の国の設計基準に基づいて整備を行う。

第2 土砂災害危険箇所対策

県の調査によると、村内には危険性の高いとされる急傾斜地崩壊危険箇所が21か所、地すべり危険箇所は存在しない。

村は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害危険箇所の実態調査結果等に基づき実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所については、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努める。

1 土石流危険渓流の災害防止

村内には土石流危険渓流が20渓流あるが、危険が予想される渓流に対し、砂防堰堤、渓流保全工等一連の砂防事業を積極的に推進するよう県に働きかけ、地域の安全と避難路及び緊急輸送道路の確保を図る。

資料編 ○土石流危険渓流一覧

2 急傾斜地等災害危険地の災害防止

村内には、急傾斜地崩壊危険箇所が21か所ある。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図り、急傾斜地等災害危険地における災害発生の防止を推進する。

資料編 ○急傾斜地危険区域一覧

3 地すべり等防止法による災害防止

村内には、地すべり危険箇所は存在しない。

4 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

村は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

東海地震の警戒宣言発令時に事前に避難が必要となる土砂災害危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

(2) 指定避難所の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する指定避難所を併せて指定する。

イ 指定避難所の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

5 地域住民への周知

村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

第3 公共・公益施設等の液状化対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、村は、県が作成・公表する液状化の危険度を示すマップの内容を踏まえて、住民に情報の提供を行う。

第4 まちづくり対策

1 公園の整備

公園や緑地は、災害時における延焼防止、避難地や救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っている。

今後も小規模の公園も含めて住宅地内の緑地空間の確保及び保全を図る。

第5 住民への情報提供

村及び県は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷

物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第2節 大震火災対策推進計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 建築同意制度の効果的活用

村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、必要な指導を行う。

2 家庭に対する指導

村は、防災のしおり等を配布し、また自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

- ① 地震防災に関する知識の修得
- ② 家庭における防火防災計画の策定
- ③ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び対震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進

3 防火防災思想、知識の普及強化

村は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 村は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応できるよう、防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、防災訓練等を通じて、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(2) 村は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化を図り、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 村は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、プール等も消防水利として利用できるよう、年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民等に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

2 消防力等の充実整備

(1) 消防力の充実整備

村は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

資料編	○ 消防力の現況 ○ 消防防災施設等実施計画
-----	---------------------------

(2) 消防応援体制の確立

村は、資料編に掲載のとおり消防相互応援協定を締結している。

大規模地震発生時に同時に多発する火災等に対処するため、平素から協定締結市町村等との合同防災訓練等を実施し、応援体制の強化、確立を図る。

資料編	○ 応援協定締結機関連絡先一覧 ○ 山梨県常備消防相互応援協定書
-----	-------------------------------------

第3節 生活関連施設の安全対策推進計画

水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、各施設の耐震性の確保など安全対策を推進する。

第1 水道施設安全対策の推進

振興課は、簡易水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を図る。

1 水道水の確保

- (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に布設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

- 2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。
- また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、水の備蓄の他、給水タンク等の整備に努める。

第2 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施するものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第3 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
 - (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
 - (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
 - (4) 保安要員の確保
- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓蒙
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第4 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の多ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 特設公衆電話の設置
- 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。
- 4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

 - (1) 可搬型移動無線機
 - (2) 車載型衛星通信地球局
 - (3) 非常用移動電話局装置
 - (4) 移動電源車及び可搬型電源装置

- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第4節 災害時被害軽減対策推進計画

大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、建築物の耐震性の確保対策、施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、村の整備計画に併せて改築の促進を図る。なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 村有施設の耐震診断・耐震補強

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された村有建物のうち、災害応急活動の拠点となる村庁舎、指定避難所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

なお、小学校の校舎の耐震化は完了しているが、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物や構造物等については、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の留意事項

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施する。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第2 一般建築物災害予防対策

村は、地震による建築物の破壊等の被害を軽減するために以下の対策を講ずる。

1 既存木造一般住宅の耐震診断の促進

村は、広報紙等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造一般住宅の耐震診断の実施を促進し、震災に強い街づくりを推進する。

広報紙等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造一般住宅の耐震診断の実施を促進し、震災に強い街づくりを推進する。

2 県が実施する無料耐震診断及び耐震改修補助の活用

村は、昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅に対して、無料の耐震診断を実施するとともに、当該耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事に対して補助を行っている。

当該事業について、広報紙等により住民に周知、活用を図り、地震に強い街づくりに努める。

3 簡易耐震診断の実施促進

村は、広報紙等により県ホームページに掲載されている「簡易耐震診断表」の周知を図り、住民自らによる自宅自己診断の実施を推進する。

4 地震相談窓口の利用

村は、必要により、総務課に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じる。

なお、県は、建築指導課、各振興局建築部及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、村は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図る。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。

また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨する。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、村は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 村の措置

村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第5節 広域応援体制整備計画

大規模地震発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

資料編に掲げるとおり、本村においては、自治体・事業者等と災害時における応援協定を締結している。

資料編 ○ 応援協定締結機関連絡先一覧

- 1 本村と各都市間と締結している協定は、資料編に掲げるとおりであり、援助の種類は主として以下のとおりである。
 - (1) 食料、飲料水、生活必需品の提供
 - (2) 食料、飲料水、生活必需品の供給に必要な資機材の提供
 - (3) 被災者の救助・救出に必要な車輛、資機材、物資等の提供
 - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供

第2 協定の充実等

- 1 協定内容の見直し
村は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定内容を適宜見直し、内容の充実、具体化に努める。
また、村は、今後食料品、日用品の流通備蓄を目的に協定締結を推進する。
- 2 防災訓練等の実施
村は、平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。
- 3 協定締結の推進
村は、近隣市町村と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

第3 応援要請等の整備

- 1 応援要請手続等の周知
村は、災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図る。
- 2 受入体制の整備
村は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務課は平素から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めておくなど、受入体制の整備を図る。また、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアル整備を行うとともに、職員に必要な研修、訓練を実施することで、周知徹底を図る。
- 3 その他
村は、応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援要請計画」の定めるところ

るによる。

第6節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画

大規模地震による被害を最小限にするため、以下に定める事項により、村職員及び住民に対して必要な教育を実施することで、防災知識の普及促進を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第1 防災知識の普及

1 村職員に対する教育

村は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「職員初動マニュアル」等を作成・配布し、災害発生時に必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしていることから、これらの研修については、必要に応じて県へ支援を要請しながら行うものとする。

村職員への教育内容

- ① 地震に対する基礎知識
- ② 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格とこれに基づく措置及び情報伝達体制
- ③ 村及び各機関が実施している地震対策と課題
- ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の動員体制、任務分担等）
- ⑤ その他

※ ④については、年度当初に職員に周知徹底する。

2 住民に対する防災知識の普及・教育

村は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及・教育を図る。

(1) 普及の方法

- ア 防災指導員による指導啓発
- イ 「広報なるさわ」の活用やハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- ウ 村ホームページの活用
- エ 社会教育の場の活用
- オ 県立防災安全センターの活用
- カ 防災関係資料（防災パンフレット・防災ハンドブック等）の作成、配布
- キ 防災ビデオ等の貸出し
- ク 講演会等の開催

(2) 普及内容

- ア 東海地震及び地震に関する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法

- エ 警戒宣言が発せられたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
 - オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
 - カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等、平常時における準備
 - キ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 3 幼児、児童・生徒に対する教育
- 村は、幼児、児童・生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

第2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

- ① 電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。
- ② 道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。
- ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
- ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動、情報の確保等が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。このため、村は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと、自主防災組織の設置を推進することで、「出火防止、初期消火、負傷者救出、避難誘導、炊き出し、避難所開設」等の災害初期の活動が一定程度できることを目標とする。

村及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 自主防災組織の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災組織は、区等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

会 長	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 全体調整 ◦ 他機関との連絡調整
	情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 正確な情報の収集、伝達 ◦ ボランティア要請のための被災者のニーズの把握
	消 火 班	◦ 火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救 出 救 護 班	◦ 資機材を活用し、被災者の救出
	避 難 誘 導 班	◦ 危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給 食 給 水 班	◦ 飲料水、非常食品の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

自主防災組織は、平常時には概ね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図るものとする。

— 平常時の活動内容 —

- | | |
|----------------------|----------------|
| ○ 防災知識の普及 | ○ 防災用資機材の備蓄・点検 |
| ○ 防災訓練の実施 | ○ 情報の受伝達体制の確立 |
| ○ 地域の危険箇所（ブロック塀等）の確認 | ○ 地域内の要配慮者の把握 |
| ○ 災害危険箇所の調査 | ○ 防災マップの作成・配布等 |

2 村の指導

村は、次の措置を推進し、自主防災組織の充実強化に努める。

なお、これらの措置を推進するにあたって、女性の参画の促進に努める。

- (1) 村による指導啓発
- (2) 防災訓練を通じ、防災用資機材の使用法、避難方法、避難所の開設・運営の習得
- (3) 消防本部で行う普通救命講習等への参加促進
- (4) 県立防災安全センター等を活用した研修会開催等による自主防災組織指導者の育成。その際、女性の参画の促進に努める。

第3 事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動に努めるものとする。

そのために、自衛消防組織等を組織し、事業所内における安全確保対策の実施や緊急出動体制の構築等を推進するほか、地域の一員として平素から地域の自主防災組織とも緊密な連携を図り、合同の防災訓練を実施するなど、当該地域の防災力の強化に努めるものとする。

事業所における自主防災活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 防災訓練の実施 | ○ 火災その他災害予防対策 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 情報の収集、伝達体制の確立 |
| ○ 事業継続計画（BCP）の策定 | ○ 帰宅困難者対策 |
| ○ 施設及び設備の耐震性の確保 | ○ 救出及び応急救護方法の習得 |
| ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 | |

第7節 防災ボランティア育成強化計画

防災ボランティアは、地震災害の軽減等、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

村は、県、村社会福祉協議会等との連携のもと、防災ボランティアの育成強化に努める。

第1 防災ボランティアの登録

村は、村社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアの登録を推進する。

第2 防災ボランティアの育成

1 活動内容の周知

村は、研修会の実施、村が実施する防災訓練への参加等により、災害時における防災ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した防災ボランティアの育成

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われている。また、県においては、平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

村においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

村は、村社会福祉協議会と連携して地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

4 ボランティアの受入体制の整備

住民登録者数が少ないことなどから、防災ボランティアが足りなくなることが予想されるため、外部からの受入体制の整備を図る。

第3 防災ボランティアの活動内容

1 防災ボランティアの活動内容

災害時に防災ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

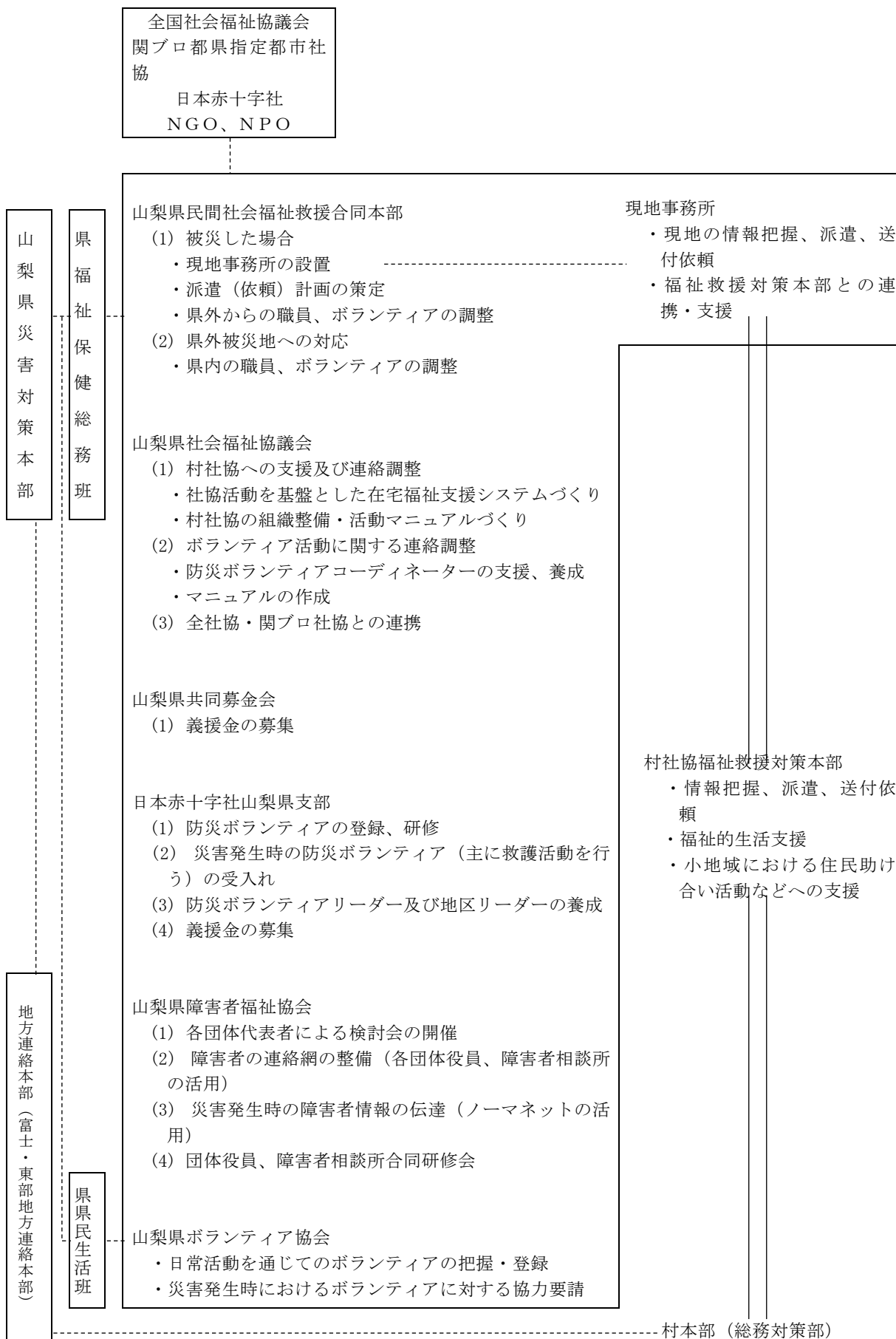
主な活動内容

- | | |
|--------------------|----------------|
| ○ 災害・安否情報等の収集、伝達 | ○ 救援物資の仕分け |
| ○ 炊き出し | ○ 物資等の輸送 |
| ○ 応急救護活動 | ○ 避難所等における物資配布 |
| ○ 高齢者・障害者等への支援及び介助 | ○ 外国人への通訳 |

2 ボランティアセンターの設置

村は、ボランティアによる活動を効果的に支援するために、ボランティアセンターを鳴沢村保健センターに設置する。

山梨県民間社会福祉救援合同本部



第8節 防災訓練計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによるものとするが、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第9節 要配慮者対策の推進計画

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、観光客等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

第1 社会福祉施設対策の推進

各社会福祉施設管理者は、災害時の行動等が不自由な利用者のため、次の対策を講じるよう努める。また、村は、防災訓練等を通じて、社会福祉施設管理者が行う対策について指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

社会福祉施設管理者は、地震発生時等における施設の安全を確保するため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、災害時に迅速な避難等ができるよう、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災設備等の整備

消防法等により整備を必要とする防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、要配慮者の実状等に応じた非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

村との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

社会福祉施設管理者は、施設の職員や利用者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

社会福祉施設管理者は、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域住民との協力体制を構築できるよう、各地区で行われる防災訓練に積極的に参加する。

第2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

平成18年3月に国（内閣府）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、村は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 庁内に、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障害者等の救援を担う人材を育成をして、その活用を図る。
- (4) 地域住民が参加して行う自主防災マップ作りを通じ、災害危険箇所等のほか要配慮者の所在等を把握する。
- (5) 災害時に障害者や高齢者等の要配慮者を介護する支援員を確保するため、要配慮者の近隣住民や福祉ボランティア等に協力を依頼し、避難誘導等の訓練を通じて支援体制の確立を図る。

2 プライバシー保護に配慮した要配慮者把握と避難誘導体制の確立

別に定める災害時要配慮者プランを準用する。

- (1) 自主防災組織や民生委員、関係団体等を通じ、要配慮者を把握する。把握にあたっては、要配慮者のプライバシーには十分に配慮する。
- (2) 個々の要配慮者に複数の支援員を配置し、個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 東海地震の「注意情報」発表時や、村長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始」発表時に、健常者より先に要配慮者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図るものとする。

3 緊急通報システムの活用

ふれあいペンダントを活用して、65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者等に対して、急病や事故等の緊急時に迅速な対応が図れるよう、富士五湖広域市町村が民間へ委託し緊急通報システムを導入している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等しておくものとする。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 村は、在宅高齢者、障害者等の地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、県が作成した「障害者と高齢者のための災害時要援護者支援マニュアル」等を活用し、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 村は、訓練等を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。
- (3) 地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

5 避難場所における対応

村は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

6 介護等を必要とする要配慮者対策

(1) 福祉避難所の整備等

村は、災害の状況により、一般の避難者との共同生活が困難な介護等を要する者に対しては、次の施設を福祉避難所として開設し、収容するため、当該施設に福祉避難所として必要な設備の整備に努める。

また、村は、平素から村内の社会福祉施設等と、災害時における要配慮者の受入れ等の協力体制・連携体制の構築に努める。併せて、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時より連携に努めるものとする。

施設名	所在地	電話番号
鳴沢小学校特別教室	鳴沢村1585	0555-85-2015
特別養護老人ホーム 富士山荘	鳴沢村5061	0555-85-2878
鳴沢保育所	鳴沢村1553	0555-85-2481

(2) 福祉避難室の整備

村は、状況によって、指定避難所の一部の部屋等を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営計画等を作成する。

(3) 福祉避難所相談員の確保

村は、平素から村保健師、医療関係機関、施設の保健医療担当者等の中から、福祉避難所開設時に要配慮者の健康管理や相談等を担当する福祉避難所相談員を確保する。

7 被災者への情報伝達体制の構築

村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平素から情報伝達体制の構築等に努める。

8 応急仮設住宅設置時における対応

村は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居など高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

村は、地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人

に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、関係団体と、村の避難場所位置の周知方法や地震発生時の対応措置等について協議を行っておくものとする。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 災害情報など各種情報の伝達
- ② 被災外国人の要望等の把握、報告
- ③ 災害応急活動状況・復旧状況の説明

第4 幼児、児童・生徒保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は、地震の発生に備え平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童・生徒に対して実践的な防災教育の実施に努める。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名しておく。

(3) 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の運営及び管理活動が円滑に機能するよう、運営組織の体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 幼児、児童・生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

- ア 各教科、各学年間と相互に関連を図った防災教育
- イ 防災ボランティア活動の進め方
- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

地震が発生した場合に、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 鳴沢村災害対策本部の設置

地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、鳴沢村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

1 村本部の設置基準

一般災害編第3章第1節第1「鳴沢村災害対策本部の設置」「1 村本部の設置基準」を準用する。

2 村本部廃止の時期

村本部は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は村の地震災害応急対策が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

村本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
村出先機関	村防災行政無線、電話、FAX、連絡員
村議会	電話、口頭
消防本部	県防災行政無線、村防災行政無線、電話、FAX
一般住民	村防災行政無線、広報車、村ホームページ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX
富士吉田警察署	電話、連絡員
報道機関	電話、FAX、文書

4 村本部の標識の掲出等

村本部を設置した場合は、村庁舎正面玄関に「鳴沢村災害対策本部」の標識を掲げる。

また、本部長、副本部長、班長、班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用し、自動車を使用する際には所定の標旗を掲げるものとする。

5 村本部の設置場所

村本部は、村庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、「鳴沢村保健センター」に設置する。

第2 村本部の組織、分掌事務等

村本部の分担任務、組織、分掌事務等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」の定めると

ころによる。

第3 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 現地本部長等の指名

現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部付、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。

3 設置場所

現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

4 県の現地災害対策本部との連携

村本部は、村内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を「鳴沢村役場会議室」に受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 村本部の配備基準

村本部の配備基準は、「鳴沢村災害対策本部活動要領」に定めるところによる。

資料編 ○鳴沢村災害対策本部活動要領

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達・配備

ア 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につくものとする。

総務対策部長（総務課長）は、本部長（村長）に連絡するとともに、口頭、電話等により職員への周知を図る。

イ 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務対策部長は、直ちに各対策部長に当該体制を通知するとともに、口頭、電話等により周知の徹底を図る。

各対策部長は、直ちに各班長に連絡し、班員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。

配備該当職員は、速やかに所定の場所に配備につき、指示された業務に従事する。配備該当職員以外の職員は、地震情報や被害情報、村本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 初動期における留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

配備時の留意事項

- ① 来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導
- ② 火災発生防止措置
- ③ 余震による落下物への注意

(3) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

勤務時間内における遵守事項

- ① 常に地震情報、村本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ④ 災害現場に出動する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。
- ⑤ 自らの言動で来庁者等に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をす

2 勤務時間外における伝達及び配備

(1) 村職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機とする。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡システムに基づき緊急招集する。

ア 震度3の地震発生

村職員は、テレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急参集命令にも対応できるよう自宅待機する。

イ 震度4の地震発生

あらかじめ指名されている総務対策部、振興対策部の職員は、速やかに勤務場所に参集し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

ウ 震度5弱又は5強の地震発生

あらかじめ指名されている総務対策部、振興対策部の職員、またこれ以外の各対策部長及び班長は、速やかに勤務場所に参集し、被害状況の把握、広報の実施、県への報告等を行う。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

エ 震度6弱以上の地震発生

村本部が自動設置されるため、全職員は速やかに庁舎、勤務場所に参集する。

(2) 当直者の対応

当直者は、参集職員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。

(3) 職員の自主参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、配備該当職員以外の職員も自主的に庁舎、勤務場所に参集する。

(4) 初期活動の実施

あらかじめ「初動体制職員」として指名された庁舎近くに居住する職員は、夜間に震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに庁舎に参集し、必要な業務を行うものとする。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）

イ 本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、標識、腕章等）

- ウ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- エ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- オ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- カ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

参集時の留意事項

- ① 参集時期
配備基準に該当する地震情報を覚知したときは、自主的に所属の勤務場所に参集する。
- ② 参集困難な場合の措置
災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
また、負傷その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属班長若しくは最寄りの施設責任者へ連絡する。
- ③ 参集時の服装等
応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れておくなど、平素から準備しておくものとする。
- ④ 参集途上の情報収集
参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区被害状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他対策部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出勤場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

第3節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、村は、地震の規模や被害の程度に応じて、村の所有する通信手段、機材を効果的に用い、又は防災関係機関との連携により概括的な情報も含め多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員・住民等に伝達する。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村長又は警察官に通報する。通報を受けた村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

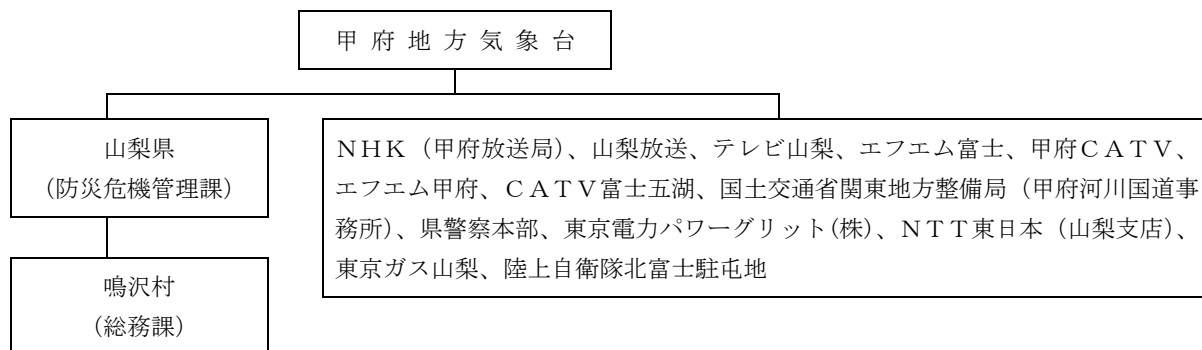
(1) 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

情報等の種類	内容
① 震度速報	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（気象庁が定める地域）、地域内の最大震度と地震の揺れの発現時刻を速報
② 震源に関する情報	震度3以上が観測され、津波による被害のおそれがない場合、地震の震央地名と震源の緯度、経度、深さ及び地震の規模（以下、震源要素という）を発表。「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
③ 震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測された地震の震源要素・震央地名、震度3以上の地域名と市町村名を発表
④ 各地の震度に関する情報	最大震度1以上が観測された地震の震源要素・震央地名、観測点ごとの震度の情報
⑤ 地震に関するその他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震の活動状況等に関する情報、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報など
⑥ 推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に1km四方ごとに推計した震度4以上の図情報

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

情報の種類	伝達基準
① 震度速報	関東・甲信越・東海地方のいずれかで震度3以上を観測した場合
② 震源に関する情報	本州中部付近の震度観測点の震度観測点で震度3以上の揺れが観測された場合で、津波の心配のないとき。 (気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。)
③ 震源・震度に関する情報	県内の震度観測点で震度3以上を観測したとき、隣接地域で震度4以上を観測したとき及びその他の地域で震度5弱以上を観測したとき。 (気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。)
④ 各地の震度に関する情報	県内の震度観測点で震度1以上を観測したとき。
⑤ 地震に関するその他の情報	地震回数情報は、県内及び隣接地域を震源とする地震に限る。その他は全国いずれの震源でも伝達する。
⑥ 推計震度分布図	全国のいずれかで震度5弱以上を観測し、山梨県内で震度4以上が推計された場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

3 緊急地震速報（警報、特別警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報、特別警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(注) 緊急地震速報（警報、特別警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（震度6弱以上が想定されるときは「特別警報」）である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

村は、村庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制をとる。

5 出先機関等への伝達

村本部は、村出先機関にも収集した災害情報の共有化を図るため、速やかに村防災行政無線、電話等で伝達する。

出先機関等への主な伝達事項

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 地震情報（震度、震源、規模等） | ③ 道路通行状況 |
| ② 災害発生状況 | ④ ライフライン供給状況 |

6 住民への地震情報の伝達

住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、村防災行政無線、村ホームページ等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は、主に次のとおりとする。

住民への主な伝達事項

- ① 地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）
- ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- ③ 電話・自動車の使用を自粛すること。
- ④ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- ⑤ 被害が発生した場合は、直接又は区長を通じて村役場に報告すること。
- ⑥ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

第4節 消防対策計画

大地震発生時には、火災の同時多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防対策計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ① 火災が、同時に各所で発生すること。
- ② 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- ④ 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- ⑤ 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

村は、このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

活動区分	警防活動の基本方針
1 倒壊建築物からの救出	地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれることも予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。 消防団員は、近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、村本部、消防署等との連絡に努める。
2 消防活動の優先	地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。 震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。 また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開する。
3 避難の安全確保	最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。 したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎょ活動に全力を傾注する。
4 人命救助活動	震災時には建築物の倒壊のほかに、障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。 したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図る。

第3 消防活動

1 初動期の活動

村は、大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり、消防活動体制を整える。

(1) 高所監視

火災発生を早期に発見するため、直ちに火の見や付近の耐火高層建築物等を利用して、高所監視を行う。

(2) 消防自動車の出動準備

火災発生時に、直ちに消防自動車が出動できるよう、必要な消防器具を積載する等の準備を行う。

(3) 被害状況の収集等

被害の発生状況を把握するため、地域内の巡回を実施し、被害状況を村本部等に報告するとともに、住民に対して出火防止等の広報を実施する。

(4) 消防施設の安全確保

地震の規模によっては、消防職員及び分団器具置場の間近に居住する消防団員は、直ちに消防施設内の消防車両や消防器具を屋外に搬出し、消防施設の倒壊に備えるものとする。

2 消火活動

村は、火災が発生したとき、前記「第2 警防活動の基本方針」に基づき、富士五湖消防本部消防団との緊密な連携をもって、消防の全機能を挙げて消火活動にあたる。

(1) 消防相互応援協定による応援要請

火災の延焼が拡大して大火となり、村の消防力では延焼を阻止することが困難な場合には、「山梨県常備消防相互応援協定」等に基づき、他の消防本部や締結市町村に応援を要請するものとする。

なお、応援を要請する場合には、次の事項等に留意して要請するものとする。

ア 応援部隊の集結場所を指定し、集結場所には地元の誘導部員を派遣しておく。

イ 応援部隊の水利について、延焼阻止線に最も近く安全な道路を選んで誘導する。

(2) ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請をする。

資料 編	○ 応援協定締結機関連絡先一覧 ○ 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 ○ 山梨県常備消防相互応援協定書
-------------	--

3 消防水利

大地震時には、消火栓の使用が不可能と予想されるので、防火水槽又はプール等の水利を有効に使用して消火に当たる。

4 救出・救助活動

大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱等により、大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出・救助については防火活動に優先して行う。

5 避難路の確保

- (1) 大地震時においては、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防隊が消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全な一定区域まで行う。

第5節 避難対策計画

一般災害編第3章第16節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難所の開設、滞留旅客・帰宅困難者対策等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難場所の整備

村は、避難場所の整備について、次の点に留意するものとする。

- 1 避難場所において避難所として利用する建物について、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。
 - 2 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
 - 3 避難場所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
 - 4 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 5 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

第2 避難方法等

1 避難場所の定義

避難場所には、次のとおり「指定緊急避難場所」と「指定避難所」がある。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分		定 義
一次避難地	集 合 地	自主防災組織ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
二次避難地	避 難 地	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 指定避難所

区 分	定 義
指 定 避 難 所	<p>災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。</p> <p>※ 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山崩れ・崖崩れや液状化等の危険が見込まれる施設は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。

資 料 編 ○指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

2 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、村の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所・指定避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

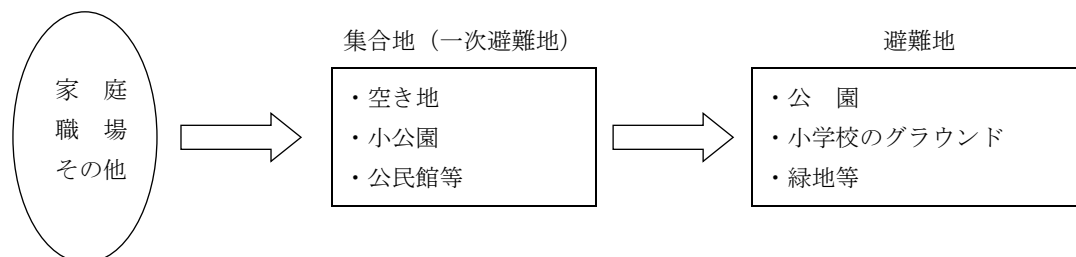
3 村の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の周知徹底や、避難誘導に努める。

4 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行い、その後に火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。状況により、安全確認が得られた指定避難所に避難する。



第3 指定避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、あらかじめ避難状況把握職員に指名されている職員は、直ちに担当指定避難所に立ち寄り、避難状況を村本部へ報告するなど必要な措置を行う。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

2 開設予定指定避難所の安全性の確認

指定避難所開設に先立ち、開設予定指定避難所が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

開設予定指定避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、村本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 安全が確認された他指定避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかない場合は、施設管理者は、村本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

村本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに指定避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

村は、安全が確認された指定避難所から順次、避難所管理職員（住民対策部）を派遣させ、避難所の開設に必要な業務にあたらせる。

資料編 ○ 指定避難場所一覧

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

指定避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者の保護

(1) 福祉避難所の開設

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により他の社会福祉施設等へ入所を依頼して保護するものとする。

(2) 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設する。

(3) 福祉避難所相談員の常駐

福祉避難所等の運営にあたっては、村保健師、医療関係者、施設の保健医療担当者等から選任された福祉避難所相談員を常駐させ、避難した要配慮者や村内の要配慮者の健康管理や相談等にあたるものとする。

6 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレをリース事業者等から直ちに調達し設置する。

7 避難者のプライバシー保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

8 避難者による自治組織発足への支援

避難所運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合、村は、避難者主体の自治組織の発足を促し、避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者主体により組織された自治組織によって自主的な管理運営がなされるよう必要な支援を行う。また、必要に応じてボランティア等に対して協力を求める。

9 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

村は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、公共施設等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第3 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者等対策の実施責任者

滞留旅客、帰宅困難者への対応は、原則としてバス利用旅客についてはバス事業者（富士急バス（株））が、自動車利用旅客については村及び中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。

ただし、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を行うものとする。

2 村の措置

村内に多くの滞留旅客、帰宅困難者が発生した場合は、村は、関係機関と連携して次の措置を行う。

(1) 関係機関から道路通行状況等の情報を収集し、防災行政無線、広報車、また主要な公共機関への張り紙等により、滞留旅客、帰宅困難者へ必要な情報を提供する。

(2) 状況により、次の措置を実施する。

ア 公共空地等への臨時駐車場の確保

イ 指定避難所への誘導

ウ 食料の斡旋

3 村外通勤者家族への対応

大規模地震が発生し、バス等が不通となり、本村への帰宅が困難になった場合には、原則としてそれぞれの家族が各自で家族の所在等の確認をするものとするが、村は、民心の安定を図るため、次の措置を行う。

(1) バス事業者から運行状況、復旧状況等の情報を収集し、また富士吉田警察署等から村域周辺の道路通行状況を把握し、当該情報を村ホームページへの掲載、また主要な公共機関への張り紙等によ

り、住民に必要な情報を提供する。

- (2) 災害時に運用を開始するNTT東日本の「災害用伝言ダイヤル」や(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等の携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の利用方法を臨時広報紙の配布や村ホームページへの掲載等により、安否確認方法を周知する。

資料編 ○災害用伝言ダイヤルの利用方法

第6節 応急教育対策計画

一般災害編第3章第23節「応急教育対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 村教育委員会の震災対策

村教育委員会は、直ちに児童生徒、施設利用者の被災状況、また学校及び社会教育施設等の被害状況を調査、把握し、村本部に被害状況等を報告するとともに、被害状況等に応じた必要な応急措置を実施する。

第2 学校の震災対策

1 緊急避難等の対策

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

村本部から村域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか村教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに村教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握、報告

校長は、地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、村教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また指定避難所として使用可能かどうかについても確認し、村教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、村教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保

健室等)等について、日常的に点検を行う。災害発生後は、速やかに安全点検を行い、危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第3 社会教育施設等の震災対策

1 安全避難

地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被害状況の報告

被災状況を調査し、速やかに村教育委員会へ報告するものとする。

第7節 応急住宅対策計画

一般災害編第3章第25節「応急住宅対策計画」によるものとするが、「大規模地震発生後における応急仮設住宅建設用地の確保」及び「被災建築物の応急危険度判定」に関してはこの節で定めるものとする。

第1 応急仮設住宅建設用地の確保

村は、大規模な地震が発生した時、震災後、建設事業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅の建設を行うこととするが、この事業を迅速に実施するためには、事前に用地を確保しておく必要がある。

村域内の応急仮設住宅建設用地は以下のとおりである。

箇所数	仮設住宅戸数
1	80戸分

なお、確保された応急仮設建設用地は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○ 応急仮設住宅建設候補地

第2 応急危険度判定

1 応急危険度判定体制

村は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、県に対して、業務に必要な資格を有する者の派遣を要請する。

2 公共建築物の確認

村は、公共建築物、宅地、仮設住宅建設予定地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、村役場、指定避難所など、防災上重要な施設から行う。

3 一般住宅の応急危険度判定の実施

(1) 村は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

(2) 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

(3) 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

4 応援要請

村内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。

5 広報及び指導・相談の実施

村は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物等の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第8節 建築物応急対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあり、そのため、被災建築物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行なう。

応急危険度判定は、村の災害対策本部から県への派遣要請に基づいて行なう。

第1 応急危険度判定

ア 県に登録されている被災建築物応急危険度判定士が、被災した建築物の危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行なう。

ウ 被災建築物応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーで建物の出入り口等の見やすい場所に表示される。

避難所等の耐震改修に係わる補助対象とするには、地域防災計画に避難所等として位置付けられた建築物であることが必要である。

資料編 ○被災建築物 応急危険度判定フロー

第9節 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行なう。

危険度判定は、村の災害対策本部から県への派遣要請に基づいて行なう。

第1 危険度判定

ア 県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査表に基づき行なう。

ウ 危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーで建物の出入り口等の見やすい場所に表示される。

避難所等の耐震改修に係わる補助対象とするには、地域防災計画に避難所等として位置付けられた建築物であることが必要である。

資料編 ○被災宅地危険度判定フロー

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章「災害予防計画」による。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月、定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

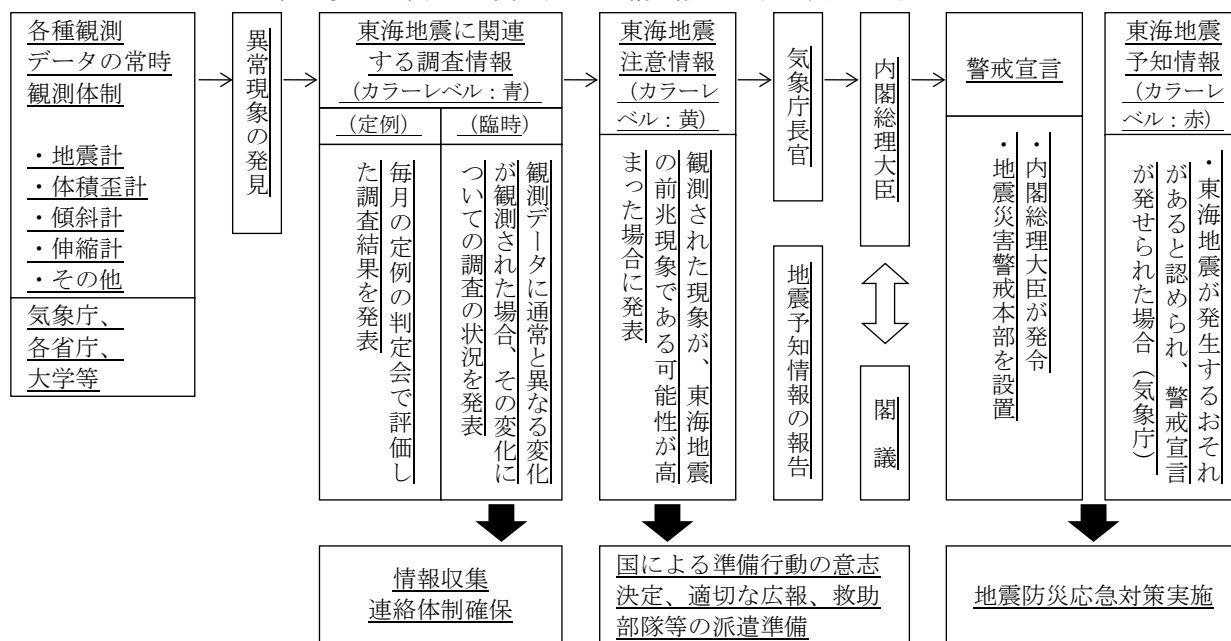
2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 村職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、各対策部長、班長、あらかじめ指名された総務対策部・振興対策部の職員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備える。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

村は、行政防災班の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

(1) 職員への周知

口頭等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）発表の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

村防災行政無線、広報車、村ホームページを活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、村長は消防隊の出動準備、物資の点検、調達、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じる。

2 村職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに口頭等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- ① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、村が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ 県への報告、必要な要請等の実施
- ⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 住民への広報

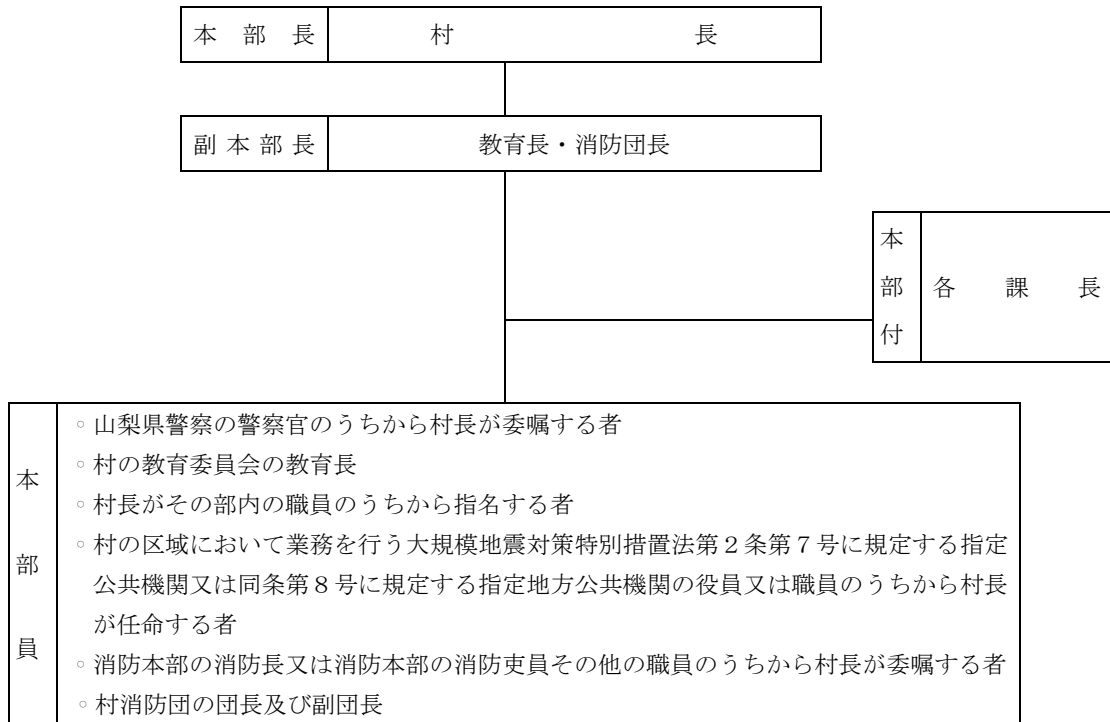
村防災行政無線、広報車、村ホームページを活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体制

1 鳴沢村地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報が発表された場合、「鳴沢村地震災害警戒本部条例」及び「鳴沢村地震災害警戒本部活動要領」に基づき、村長は、直ちに鳴沢村地震災害警戒本部（以下「村警戒本部」という。）を「鳴沢村役場」に設置する。

村警戒本部の概要は、次のとおりである。



資 料 編 ○ 鳴沢村地震災害警戒本部条例
 ○ 鳴沢村地震災害警戒本部活動要領

2 村職員の配備

直ちに口頭等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 村警戒本部の事務

村警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③ 避難の勧告又は指示
- ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他村内での地震防災対策の実施

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配 備 基 準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	各対策部長、班長 ※鳴沢村災害対策本部職員配備基準第1配備に準じる
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員
東海地震予知情報（警戒宣言）配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	全職員

第4 地震発生時の体制

1 村本部（鳴沢村災害対策本部）

- (1) 村長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため村本部を設置する。
- (2) 村警戒本部から村本部に移行するときの村本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

村本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

3 村本部の事務

村本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生を防ぎよ、拡大防止のための措置等

第3節 情報の内容と伝達

第1 地震予知に関する情報等の伝達

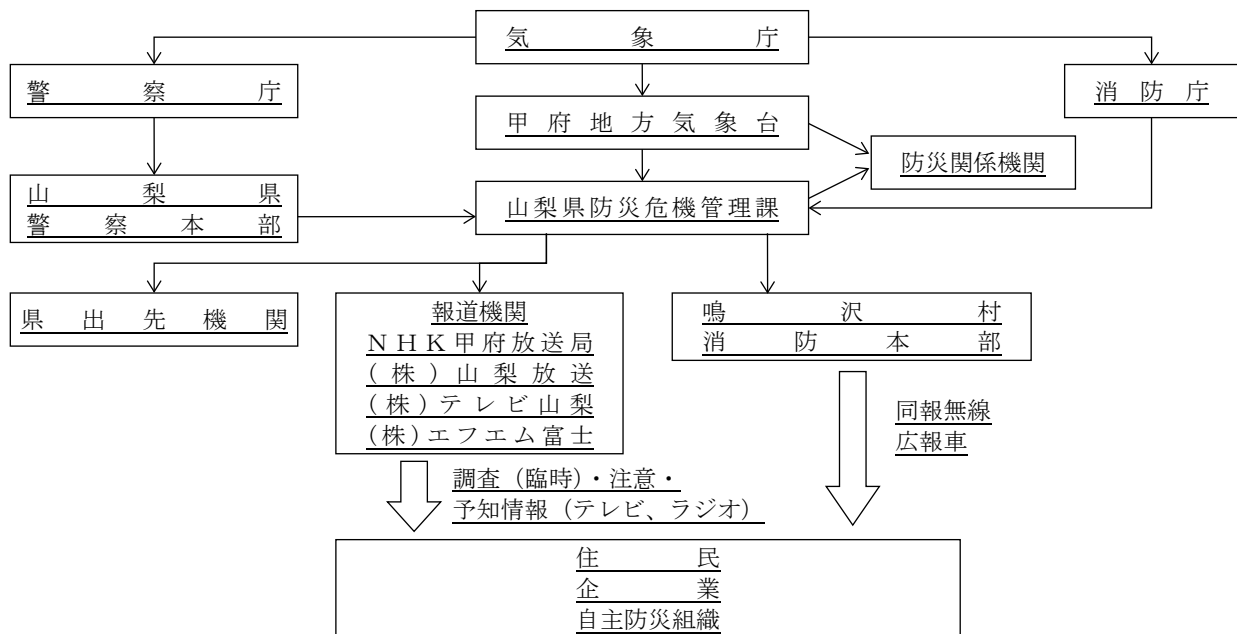
1 情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

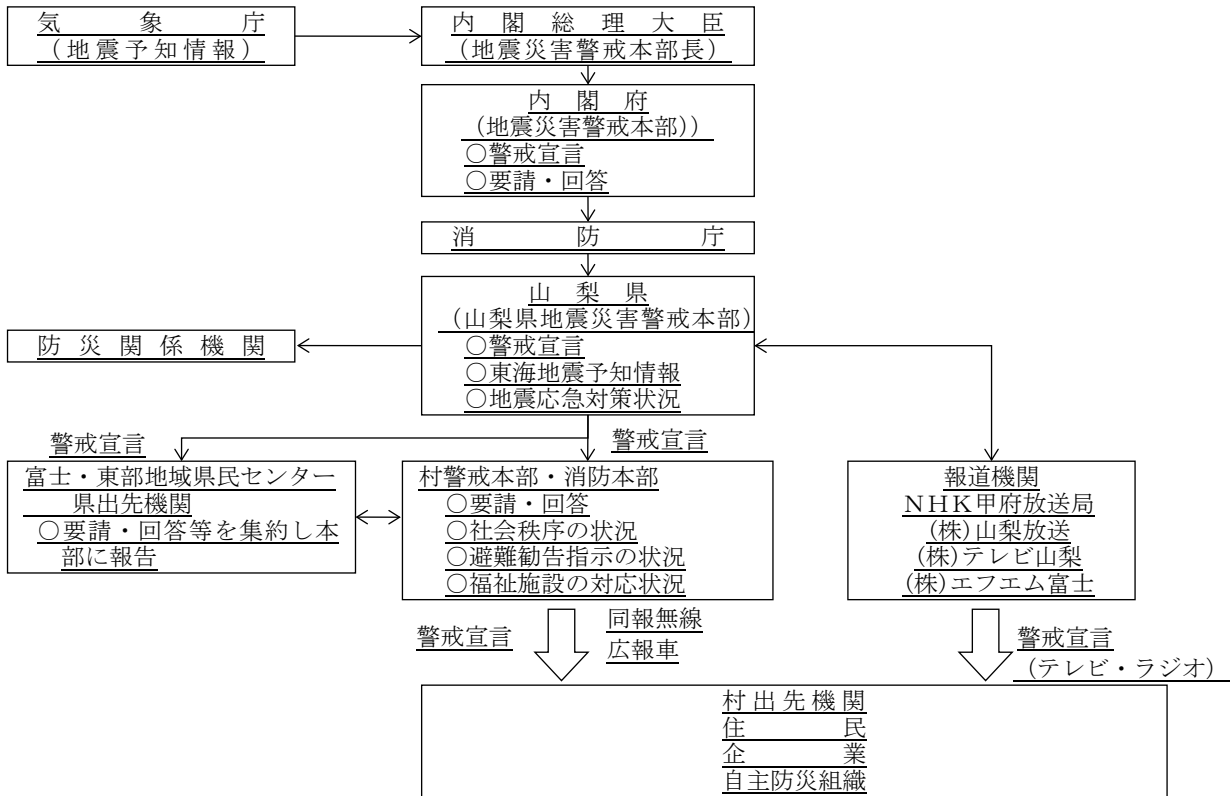
種 類	内 容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
警 戒 宣 言	内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたととき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報

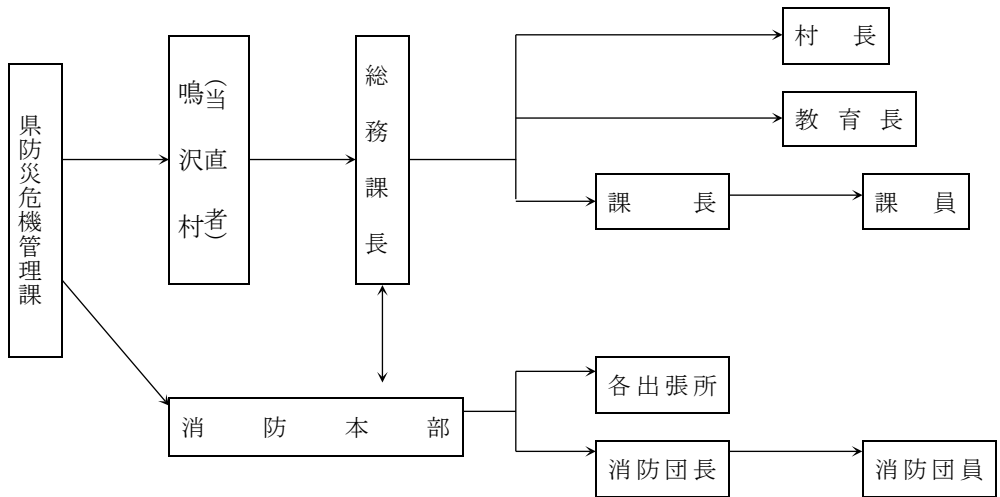


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

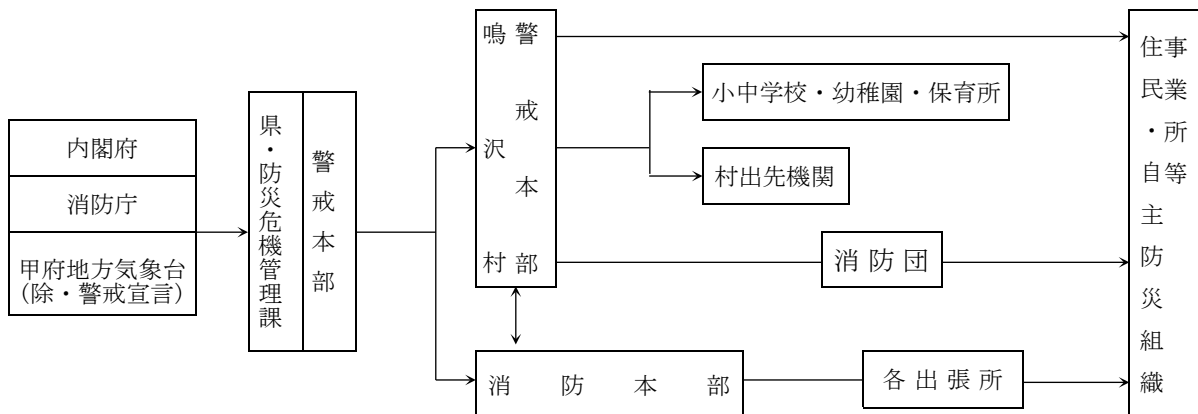


3 村域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

1 防災関係機関との情報収集伝達

村は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

村警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
富士吉田医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
富士吉田警察署	通行規制の状況
N T T 東日本(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
富士急山梨バス(株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
村住民課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
村教育委員会	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難場所の施設管理者	避難状況
河口湖商工会	主要スーパーの営業停止店舗数

(2) 県警戒本部への報告

村警戒本部は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

関係機関名		報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	村→富士・東部地域県民センター→防災危機管理課
	設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部
	設置前	村→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課
	設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部
	設置前	村教育委員会→富士・東部教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課
	設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部
	設置前	村→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課

設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
設置前	村→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	村内小売店舗の営業停止店舗数
設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

村は、次の様式により各状況を富士・東部地域県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

村は、次の様式により各状況を富士・東部地域県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 市町村別避難所開設状況一覧表（様式4-5-1）
- ウ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

資料編 ○ 「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

第4節 広報活動

第1 村の広報活動

警戒宣言等の地震予知に関する情報が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能（防災無線、村ホームページ、広報車、サイレン、警鐘、エフエム甲府等）を活用するとともに、報道機関等の協力を得て、直接村長に対し正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

1 広報内容

村は、次の事項について広報を行う。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- ② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ④ ライフラインに関する情報
- ⑤ 緊急時以外の電話の自粛
- ⑥ 村内の生活関連情報
- ⑦ 事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑧ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- ⑨ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑩ 家庭において実施すべき事項
- ⑪ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- ⑫ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑬ 村の準備体制の状況
- ⑭ その他必要な事項

2 広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

- ① 村防災行政無線
- ② 緊急速報メール
- ③ 広報車（消防車含む）
- ④ 村ホームページ
- ⑤ 臨時広報誌
- ⑥ 自主防災組織を通じた広報活動

資料 編 ○ 「東海地震に関連する情報」に伴う広報文例

第2 県の広報活動

県は、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施することとなっている。

第3 県警察の広報活動

1 広報内容

- (1) 地震予知に関する情報等の正確な内容

- (2) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (3) 交通の状況と交通規制の実施状況
- (4) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (5) その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

2 広報手段等

- (1) 交通、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- (2) 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用
- (3) 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設
- (4) ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用
- (5) 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- (6) 自主防災組織との連携
- (7) ヘリコプターによる広報

第4 防災関係機関の広報活動

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

4 NTT

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

5 バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

6 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

7 その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

警戒宣言が発せられた場合、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次の実施責任者である村長を中心として相互に連絡を取り村民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- (1) 村長（大震法第21条、災対法第60条）。
- (2) 知事又はその命を受けた県職員（大震法第21条、水防法第29条）
- (3) 水防管理者（水防法第29条）
- (4) 警察官（大震法第25条、災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の基準等は、「警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地区（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。」である。

なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で要配慮者の避難を実施することができるものとする。

第3 村が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

本村における警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地区は、資料編に掲載の地区とする。

資料編 ○東海地震事前避難対象地区及び避難場所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

村は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難場所、避難場所までの避難路
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤ 避難の勧告と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 避難勧告・指示及び警戒区域の設定

村長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

4 自主防災組織への指示

村長は、警戒宣言発令時には、自主防災組織に対し次の指示を行う。

自主防災組織への指示事項

- ① 防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
- ② 避難地、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難場所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑦ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

5 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、広報車等による外国語放送、チラシ、村ホームページへの外国語掲載など、適切な措置を講じる。

6 帰宅困難者及び滞留旅客対策

バス事業者等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者・滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援の対策を実施する。

7 避難場所における避難生活の確保

- (1) 村が設置した避難場所には、情報連絡のため村職員（住民対策部）を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等の協力によって準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、関係事業者等（宿泊事業者）と協議する。
- (5) 村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 村は、トイレの近くや段差のない場所を要配慮者の避難スペースとして確保するなど要配慮者に配慮するとともに、保健師・ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配など重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難場所では自主防災組織単位で行動する。

資料編 ○ 指定避難場所一覧

第6節 村民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、原則として住民が自主的に確保する。
- ② 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 村は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 調達の方法、品目等

一般災害編第3章第20節「食料供給対策計画」、第21節「生活必需物資供給対策計画」を準用する。

3 村の活動内容

警戒宣言発令時における村の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 防災備蓄倉庫の在庫状況の把握
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (5) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における村の活動内容は、次のとおりである。

- 1 村は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。
- 2 住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。
- 3 村は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 4 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- 5 給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。
- 6 水道工事業者等との協力体制を整える。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における村の活動内容は、次のとおりである。

- 1 村内医療機関は、地震発生に備え、自ら避難することが困難な者等の安全確保対策など地震防災応急対策を実施するほか、医薬品等の転倒防止対策・緊急調達、また医療救護班の編成等を行う。
また、各診療所についても、同様の必要な措置を行う。

- 2 村は、避難所等に、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備するなど医療救護所の開設準備を行い、受入体制について、富士・東部保健所に通知する。
- 3 村内医療機関の診療継続状況を把握する。
- 4 傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。
- 5 住民に対して、医療救護所、病院等の受入体制について広報を行う。

資料編 ○ 村内医療機関一覧

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 村の活動内容

警戒宣言発令時における村の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの準備を行う。
- (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- (3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

2 住民・自主防災組織の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災組織において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材、仮設トイレを準備する。

第5 幼児、児童・生徒の保護活動

1 東海地震注意情報が発表されたとき

小学校、保育所（以下「学校等」という。）は、次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族児童・生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引き渡す。

2 警戒宣言が発令されたとき

学校等は、次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、村警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

各自主防災組織は、注意情報発表時から災害発生時までの間、村等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等要配慮者が避難を開始する場合は、必要により村保健師と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、村や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

- ア 村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
- ウ 避難応急対策実施状況について、必要に応じ村へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検の実施及び消防水利の確認をして、準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ タンス、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策

- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して村長の避難勧告又は指示を伝達し、速やかに資料編に掲載のあらかじめ定められた避難場所に避難させる。避難後は避難状況を確認し、村警戒本部に報告する。
- イ 自力避難の困難な病人等要配慮者については、必要な場合には、村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送する。
- ウ 避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。
- エ 事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空き地等へ避難するよう勧める。

資料編 ○東海地震事前避難対象地区及び避難場所一覧

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、村等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、村防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
村防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。
 - ア 不要不急の旅行、出張の自粛
 - イ 自動車の使用を控える。
 - ウ 食料・飲料水等の確保
 - エ 浴槽等への水の汲み置き
 - オ 家族同士の連絡方法の確認
 - カ 室内の家具の固定
 - キ その他必要な準備行動の実施
 - (2) 村防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施

する。

ア 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難

イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認

ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施

エ 指定緊急避難場所・指定避難所の確認

オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。

カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

キ その他必要な防災行動の実施

(2) 村防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

(3) 病人等要配慮者は、家族と、あるいは自主防災組織等の協力によって、指定避難場所に避難する。

第7節 防災関係機関の講じる措置

第1 電力（東京電力パワーグリッド(株)）

- 1 東京電力パワーグリッド(株)非常災害対策本部を設置するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施するものとする。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立するものとする。
また、公衆通信、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努めるものとする。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施するものとする。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施するものとする。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。

第2 通信（NTT、エヌ・ティ・ティ・ドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じるものとする。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施するものとする。
- 3 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずるものとする。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努めるものとする。

第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立するものとする。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) ガスの供給継続を確保する。
 - (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
 - (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
 - (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

資料編 ○村内簡易ガス事業者一覧

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講じるよう要請することとなっている。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じるものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止するものとする。

※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止することとなっている。
- (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じるものとする。
- (4) 郵便局については、日本郵便株式会社と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
- (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じるものとする。
- (6) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図るものとする。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとるものとする。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図るものとする。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとるものとする。
- (4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じるものとする。

- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図るものとする。

第5 バス（富士急山梨バス株式会社等）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知するものとする。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施することとなっている。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施するものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示するものとする。児童・生徒については、スクールバス運転手等は、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

第6 医療機関

1 医療機関の措置

病院対策部は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置をとるものとする。村は、村内医療機関についても同様の措置をとるよう、富士吉田医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講じる。

- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講じるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。

- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

- エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

村は、医療機関における外来患者の受入れは、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、村ホームページ等を活用し、また自主防災組織を通じて、理解と協力を求める。

第7 商店等

1 商店等に対する依頼

村は、商店等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては次の措置を行うよう、河口湖商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 商店・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知することとする。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知することとする。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講じるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講じることとする。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 商店・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知するものとする。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講じるものとする。

2 住民への広報

村は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、村ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第8 県・村社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立するものとする。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行うものとする。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供するものとする。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行うこととする。
- 5 要配慮者に関するニーズ把握を行うこととする。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、村は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴、②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、村ホームページ等の活用により、広報を行う。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

- ① 村内での一般車両の走行は極力抑制する。
- ② 村内への一般車両の流入は極力制限する。
- ③ 村外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施にあたっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施するものとする。
- (2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行うものとする。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行うものとする。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛すること。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

村は、警戒宣言が発せられたときは、県警察と連携して一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、村は、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、村域内の一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出る。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。村においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応
保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 村の措置

村は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報なるさわ」、村ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の対策を実施する。

- 1 平常時の措置
村は、消防署と連携して、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。
 - (1) 施設・設備の安全対策の推進
 - (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
 - (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
 - (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄

(5) 防災訓練の実施

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

村は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

ア 施設・設備の転倒防止措置、看板等の落下防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施

イ 早期退社の勧め

ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知

エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定場所

イ NTT東日本やエヌ・ティ・ティ・ドコモが地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤル、iモード災害用伝言板の利用方法

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 関係者との連絡協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

災害応急対策に必要な資機材及び人員については、一般災害編第3章第20節「食料供給対策計画」及び第21節「生活必需物資供給対策計画」を準用する。

2 人員の配置

人員の配置については、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」を準用する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置については、一般災害編第2章第5節「防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画」を準用する。

第2 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、地震編第2章第5節「広域応援体制整備計画」を準用する。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、地震編第3章第5節「避難対策計画」を準用する。

第3節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報等について

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※キーワードを付して情報を発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

第2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震編第4章第2節第1「東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制」を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震編第4章第2節第3「東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体制」を準用する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

地震編第4章第2節第2「東海地震注意情報発表時の体制」を準用する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程

度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後
に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同
じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対
して注意する措置をとるものとする。

(4) 広報活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する情報が発せられた場合の広報活動につい
ては、地震編第4章第4節「広報活動」を準用する。

(5) 避難活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する情報が発せられた場合、一時的に安全な
場所に避難させるための計画は、地震編第4章第5節「避難活動」を準用する。

(6) 村民生活防災応急活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する情報が発せられ災害応急対策をとるべき
期間における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、地震編第4章第6節「村民生活防災応
急活動」を準用する。

(7) 防災関係機関の講じる措置

電力、通信、ガス、金融機関、バス、医療機関、商店等、県・村社会福祉協議会及び山梨県ボ
ランティア協会の講じる措置については、地震編第4章第7節「防災関係機関の講じる措置」を
準用する。

(8) 交通対策

南海トラフ地震臨時情報における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難
と緊急輸送道路の確保のための交通対策については、地震編第4章第8節「交通対策」を準用す
る。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措
置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報・伝達に係る関係者の役割
分担や連絡体制は、地震編第4章第2節第3「東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体
制」を準用する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

地震編第4章第2節第2「東海地震注意情報発表時の体制」を準用する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又は
プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（た
だし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週
間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測され
たケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化し
ていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるも
のとする。

(4) 村が実行すべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第4節 防災訓練計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによるものとするが、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、地震編第2章第6節「防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画」によるものとする。

富士山火山編

第1章 総論

第1節 地域防災計画・火山編の概要

この計画は、村民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、本村及び防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、110の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は500km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

- (1) 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的

に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。

最新の富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図（第2版）（高田ほか、2016）では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約8,000年前）と須走期（約8,000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a（約8,000年前～約5,600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b（約5,600年前～約3,500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c（約3,500年前～約2,300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d（約2,300年前以降）に分けられている。

なお、宮地（1988）等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」にする。

○ 噴火年代区分

年代区分		時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期		約10万年前 ～約17,000年前	—	爆発的噴火 複数回の山体崩壊※2
富士宮期		約17,000年前 ～約8,000年前	—	溶岩の大量流出
須走期	須走-a期	約8,000年前 ～約5,600年前	(静穏期)	小規模な火砕物の噴出 (富士黒土層※3の主要部分形成)
	須走-b期	約5,600年前 ～約3,500年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生 (現在の円錐形の火山体の形成)
	須走-c期	約3,500年前 ～約2,300年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊※2
	須走-d期	約2,300年前 ～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火(宝永噴火)

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土（腐植土）に富む地層。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～8年（西暦864～866年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（西暦1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるよ

うな活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○ 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。

800 (延暦19. 4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)
864 (貞観6. 5. ～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083 (永保3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略紀)
1707 (宝永4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)

第3 富士山における噴火の特徴

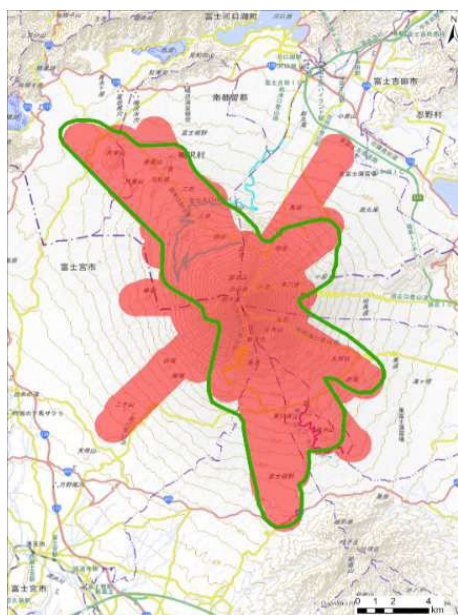
噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では、繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では近隣の火口からの噴火は認められるが、同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模のものが圧倒的に多く、約2300年前以降で最大の火砕物噴火で宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも西暦781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

第1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）では、平成16年の富士山ハザードマップ作成以降に明らかになった火口に加え、ハザードマップの対象とすべき富士山の噴火年代が変更になった約5600年から現在までの実績火口をもとに、噴火する可能性のある範囲である「想定火口範囲」を再設定した。「想定火口範囲」は既存火口と山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域と山頂付近の伏在火口を考慮した範囲をあわせた範囲である。この「想定火口範囲」は噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。



上記の図、着色部分が平成16年富士山ハザードマップ想定火口範囲、実線部分が令和3年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。

第2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

ア 火山性地震（かざんせいじしん）

火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。

イ 火山性微動（かざんせいびどう）

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

ウ 山体膨張（さんたいぼうちょう）

山体の一部が膨張する現象である。

エ 火山ガス（かざんがす）（噴気（ふんき）とも）

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

(2) 火災災害事象の解説

ア 溶岩流（ようがんりゅう）

溶けた岩石が連続的に流れる現象で、富士山の溶岩流の温度は1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。

イ 降灰（こうはい）

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは、厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

ウ 大きな噴石（ふんせき）

気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えると考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2キロ～4キロの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10キロほど離れた場所で20センチ程度の軽石が到達し、さらに20キロ離れたところでも数センチの軽石が到達した。

エ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。

オ 融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

カ 降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）

山の斜面に積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10センチメートル以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

キ 岩屑なだれ（がんせつなだれ）

山の一部分が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れる現象である。富士山では、約2500年前に御殿場方面に崩れたことや、さらにそれ以前にも複数回発生していた可能性がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。

ク 水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）

熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。

ケ 火山ガス（かざんがす）

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

コ 空振（くうしん）

噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

サ 洪水氾らん（こうずいはらん）

川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。

シ 津波（つなみ）

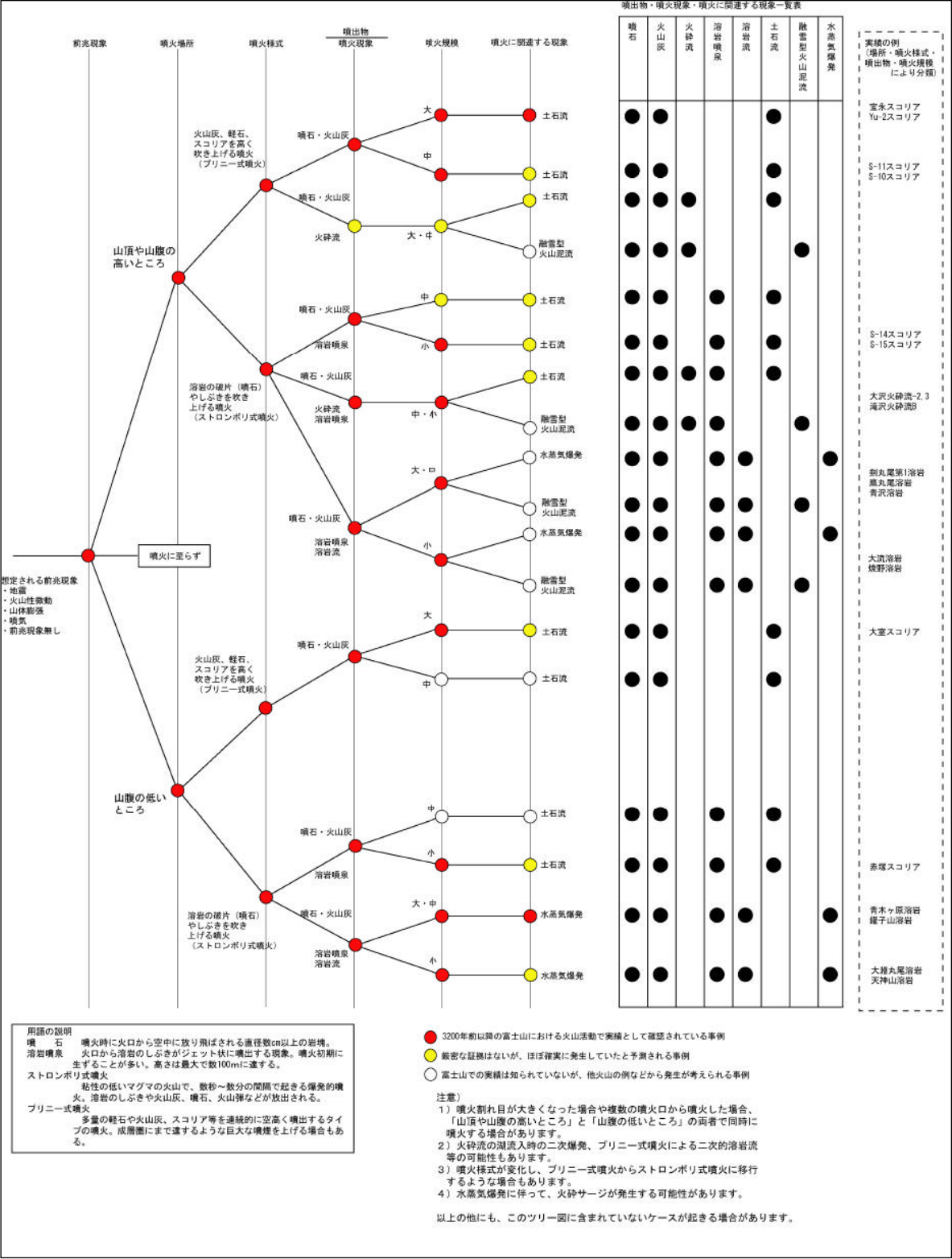
山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第6節 想定する火山災害

第1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを標記する。

図「噴火のシナリオ」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

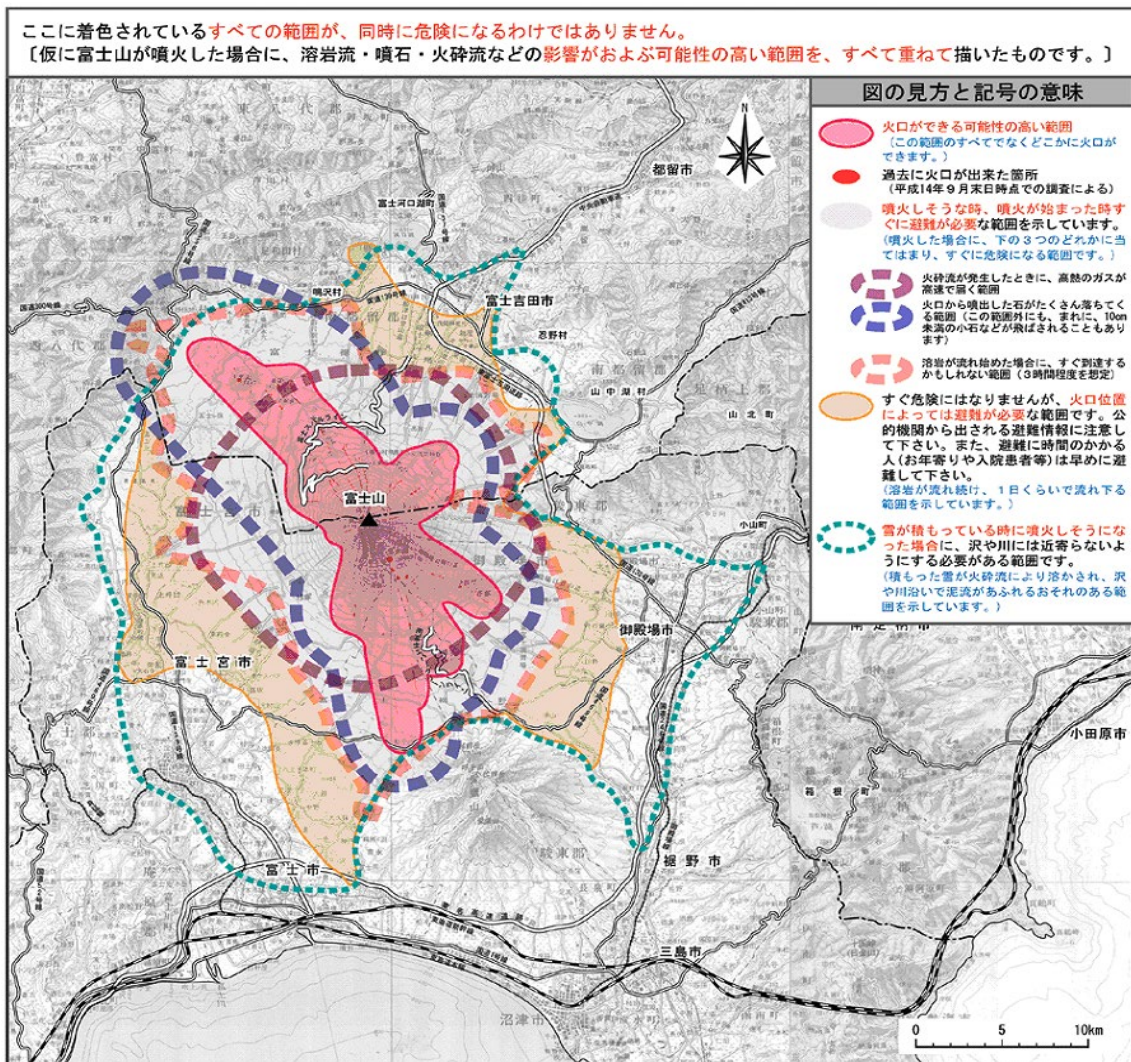
第2 防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲

(1) この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され、緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象とする。

- ア 火口形成
- イ 火砕流・火砕サージ
- ウ 大きな噴石
- エ 溶岩流
- オ 融雪型火山泥流
- カ 降灰・小さな噴石
- キ 降灰後の降雨による土石流

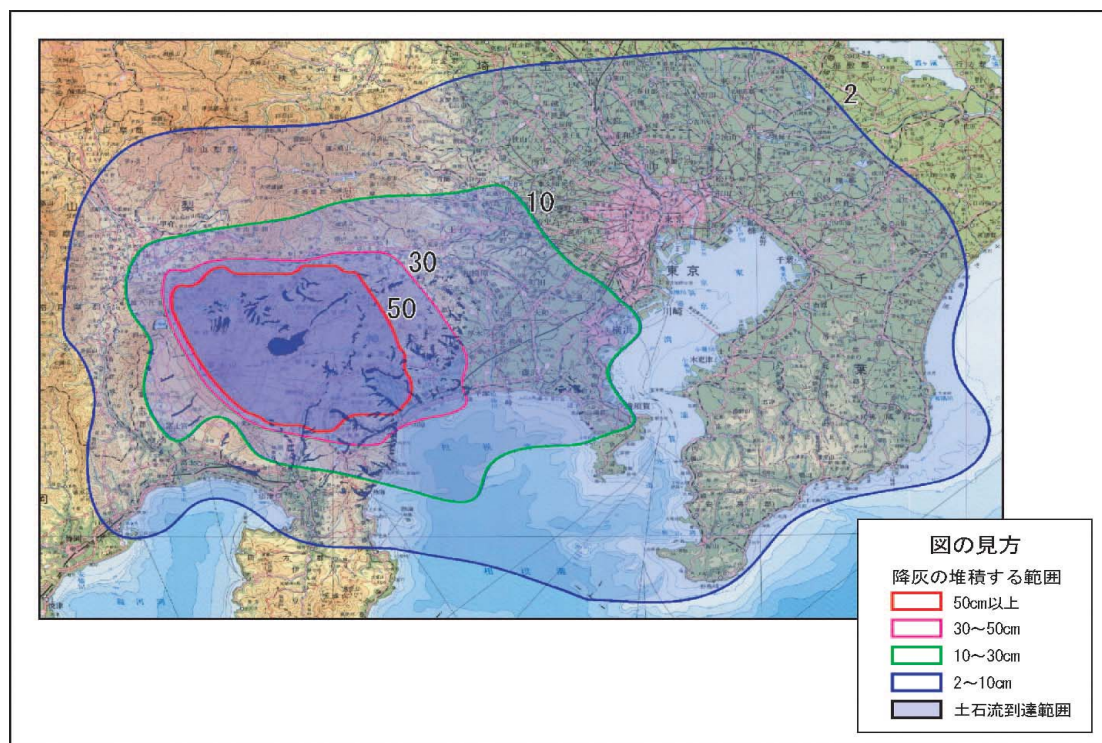
(2) 各火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本方針及び国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された範囲とし、その影響予想範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図1から図3に示す。なお、このハザードマップによる各火山現象の影響予想範囲は、一定の条件にもとづき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化する。

図1 「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予想範囲」



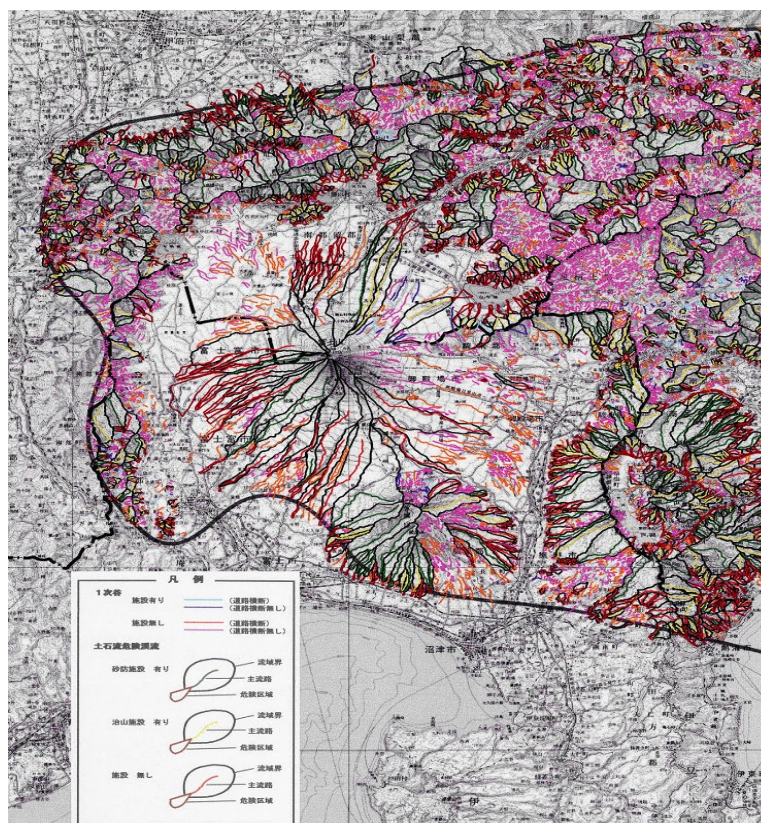
資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

図2 「降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

図3 「降灰の影響予想範囲」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火情報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合、予想される影響範囲を付した名称で発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は「噴火警報（居住地域）」で略称は「噴火警報」となる（以下、「噴火警報」とする）。火口周辺のみに重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で略称は火口周辺警報となる（以下、「火口周辺警報」とする）。

2 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

	名称	略称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
				火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

4 降灰予報

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

5 火山情報等

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する。

(2) 火山活動解説情報

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが必要に応じ作成し、発表する。

第2 富士山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）
火口の広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぶような噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼし、生命に危険が及ぶような噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られ、人体に影響が及ぶ。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

※噴火の規模の区分は、噴出量により 2～13億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 安全な土地利用

- (1) 村は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者、児童、乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努める。
- (2) 村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。
- (3) 村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

- (1) 村
公共施設、避難所となる施設並びに学校について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。
- (2) 施設管理者
医療・社会福祉施設などの要配慮者利用施設等について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 情報発信拠点等の整備

村は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、富士山火山防災情報センター、研究施設、観光案内施設、博物館、資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化が図られるように努める。

第4 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2節 防災関連施設・地域防災力等の把握

村は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況

- (5) 避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

第3節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

村は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) 住民避難マニュアルの整備

第2 観光客・観光事業者への普及・啓発

- (1) 村は、鳴沢村観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布するとともに、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムの作成等により、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努めるものとする。

第3 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

村の災害予防責任者は、防災関係機関と連携し、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及及び教育の徹底を図る。

第4 教職員等への防災教育

村は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

村は、小学校低学年、高学年等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

村、防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及・教育内容

- (1) 火災に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

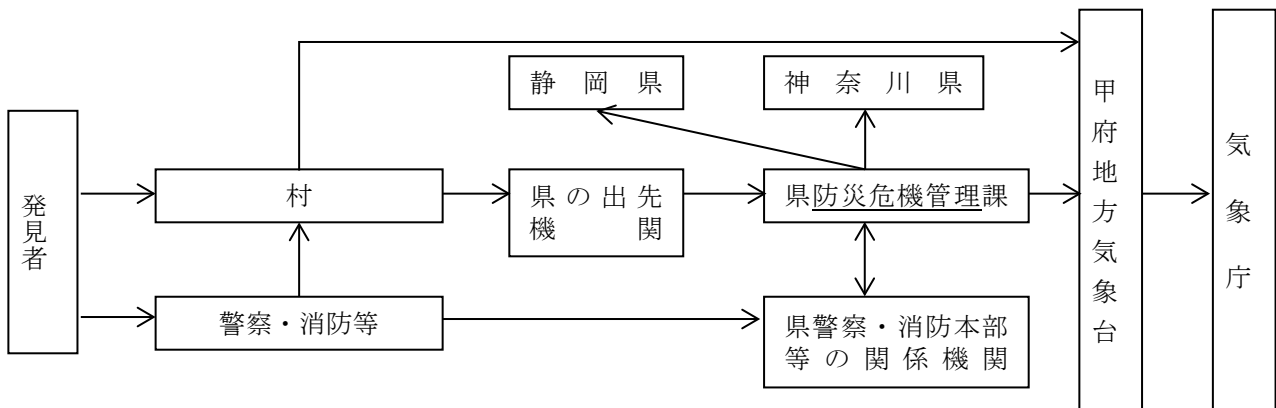
第4節 火山観測・監視体制の整備

村は、火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努める。

第5節 異常現象発見の通報・伝達

第1 異常現象発見時の通報・伝達

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村又は消防機関若しくは警察署（以下、「村等」という。）に通報する。
- (2) 通報を受けた村等は、出来るだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。村は、必要に応じ甲府地方气象台にも伝達する。
- (3) 県は、村等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方气象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行うものとする。
- (4) 伝達系統



第2 通報を要する異常現象

- (1) 噴煙
噴煙の出現、増加又は現象、色の変化
- (2) 火口付近の状態
火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
- (3) 地熱地帯の状態
地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (4) 鳴動
異常音の発生
- (5) 火山性地震
有感地震の発生
- (6) 温泉、湧水
新温泉の湧出、湯量の増加又は現象、温度の変化
- (7) 河川、湖沼、井戸などの異常
変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (8) その他
火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第6節 関係機関との連携体制の整備

村は、必要に応じて富士山の火山災害に関係する市町村（富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会構成市町村（以下、「関係市町村」という。））及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。

また、村は、県、国、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第7節 防災訓練

第1 村及び関係市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 広域市町村合同訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練

(8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練

(9) 個別訓練（家族会議等）

第2 村民

村及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第8節 火山専門家との協力体制の整備

1 村は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。

2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方气象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。

また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

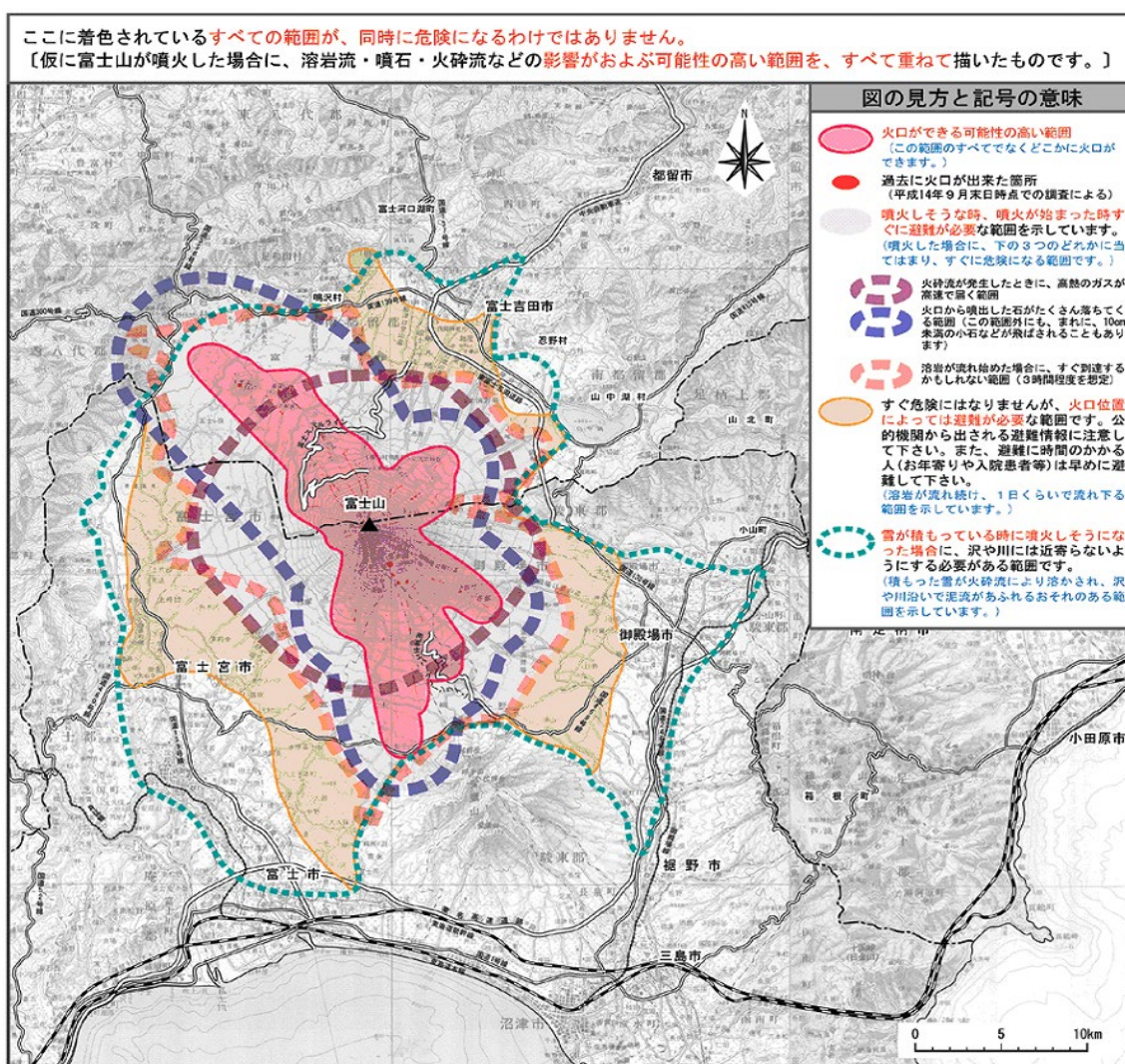
第9節 噴火前に避難行動をすべき範囲

本村は、村域の大部分が避難ゾーンとなっている。

村長は、以下に示す火山現象の影響予想範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき範囲（以下「避難対象範囲」という。）を次の3地域に区分してあらかじめ設定する。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとって分かりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティに応じた自治会」、「道路・河川水路などの地勢・地理」などを境界線に考慮して、範囲を設定するものとする。

図1 「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予想範囲」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第1 第1次避難対象範囲（第1次避難ゾーン）（ふじてんスノーリゾート周辺）

想定火口範囲

第2 第2次避難対象範囲（第2次避難ゾーン）

火砕流・火砕サージ、噴石影響予想範囲及び溶岩流3時間以内影響予想範囲を重ねた範囲から第1次避難対象範囲を除いた範囲とし、積雪時には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予想範囲を加えた範囲。

第3 第3次避難対象範囲（第3次避難ゾーン）

溶岩流24時間以内影響予想範囲から第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲を除いた範囲。

第10節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、村と協力して、次の自主防災活動を行う。

- (1) ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一時避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 要配慮者の把握やその支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

第11節 各施設等の防災対応力の向上

第1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

- (1) 要配慮者施設の施設管理者
 - ア 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法を明確にしておく。
また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。
 - イ 村との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。
- (2) 村
 - 避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

- (1) 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者
 - ア 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。
 - イ 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。
 - ウ 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。

(2) 村

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

第3 避難促進施設の指定

村は、突発的な噴火が発生した場合、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると認められる火山災害警戒地域内の施設を富士山火山防災協議会の基準により指定した。

資料編 ○ 避難促進施設一覧**第12節 避難に関する情報伝達体制の整備**

- 1 村は、避難指示等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図る。
- 2 村は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、鳴沢村観光協会等関係機関との連携体制の整備に努める。

第13節 避難活動体制の整備**第1 避難に関する体制の整備**

村は、村長が、避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて県や火山専門家に対し助言を求められることができるよう、それらと連携できる体制の整備を行う。

第2 広域避難のための体制の整備

- (1) 村は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村に避難するための広域避難計画の策定に努める。
- (2) 村は、高齢者等避難、避難指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について連携をとれる体制の整備に努める。
- (3) 村は、村外から受け入れた避難者の安否情報の収集や村外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- (4) 村は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- (5) 村は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じ県と連携を図り、避難者受け入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- (6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、富士急行(株)は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第3 避難場所の整備

村は、噴火による災害から避難する住民等の避難場所の整備・指定について、次の点に留意する。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地をあらかじめ指定する。
- (2) 要配慮者の避難については、再避難をさける地域とする。

- (3) 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (5) 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (6) 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 一次・二次避難地は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (8) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

第4 避難経路の設定

- (1) 村長は、速やかに住民が避難できるように、土砂災害の発生状況や避難可能な道路の把握、避難対象者への伝達方法をあらかじめ定めておくなど、事前対策の充実に努める。
- (2) 村長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第5 緊急輸送体制の整備

- (1) 村は、噴火警戒レベル4（噴火の可能性）の発表時に避難用車両を確保する。
- (2) 村は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するためにバス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- (3) 村は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- (4) 村は、避難車両の確保、村とバス事業者等の連携体制について、必要に応じて県に対し調整・支援を求める。

第6 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第14節 家畜避難体制の整備

- 1 村及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない市町村へ広域的な家畜移送を実施するための計画策定についての検討を進める。
- 2 村は、畜産農家等が円滑な家畜避難ができるよう噴火警報・火山情報等が的確に伝達できるような伝達体制の整備を図る。

第15節 医療救護体制の整備

- 1 村は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するように努める。
- 2 村は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療の為、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 村は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第16節 食糧及び生活必需品の調達

第1 基本方針

- (1) 避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

第2 村

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 救助物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制の整備を図る。

第17節 飲料水の確保、給水活動

- (1) 村は、火山観測情報発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- (2) 村は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- (3) 村は、大量降灰等により、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- (4) 村は、水道工事事業者との協力体制の整備を図る。
- (5) 村は、自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等が必要な場合は、県に対し要請する。

第18節 防災ボランティア支援体制の整備

- 1 村は、鳴沢村社会福祉協議会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。
- 2 村は、県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

第 19 節 要配慮者支援体制の整備

第 1 要配慮者支援体制

- (1) 村は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 村は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (4) 村は、必要に応じ、保健師及び栄養士等の派遣並びに要配慮者のための物資の提供について県に要請する。

第 2 要配慮者の把握

村は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して要配慮者の把握に当たる。

第 3 人材確保

- (1) 村は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。その際、必要に応じ人材確保について県に支援を要請する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本方針

- (1) 村及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、村、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 村の活動体制

- (1) 村は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合又は、村長が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、鳴沢村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 村本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- (3) 村は、噴火警報（噴火警戒レベル5）発表時に設置される国・県・富士山周辺市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

第3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- (1) 村は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・村の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行う。
- (2) 村は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- (3) 合同現地対策本部設置後、村は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行う。
- (4) 村及び県の意志決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るよう努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 村職員の配備体制

職員の配備基準については、一般災害編第3章第1節第2「村本部の概要」を準用する。

- 1 第3配備体制（火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）又は、状況によって噴火警戒レベル

2 (火口周辺規制) が発表されたとき)

火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手するものとする。

2 第4配備体制(噴火警報:噴火警戒レベル4(高齢者等避難)・噴火警戒レベル5(避難)が発表されたとき)

事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒体制を確立し要配慮者の避難や自主避難等の対応にあたる。また、速やかに災害対策本部に移行できるように努める。

なお、噴火警戒レベル5が発令された際には災害対策本部が設置されていない場合は、速やかに災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。また、災害対策本部は、国の非常(緊急)災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。

第3節 廃止基準

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が村地域に対する火山災害の発生するおそれなくなったと認めるとき、または、本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第4節 情報の伝達・収集・広報

第1 噴火警報・火山情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台

気象庁地震火山部(火山監視・情報センター)が富士山についての火山情報を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

(2) 県

ア 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。

イ 火山専門家から火山活動状況、火山情報に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

ウ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国や県が実施することとされている緊急調査の結果から、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、情報の提供を受ける。

(3) 村

ア 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

イ 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光

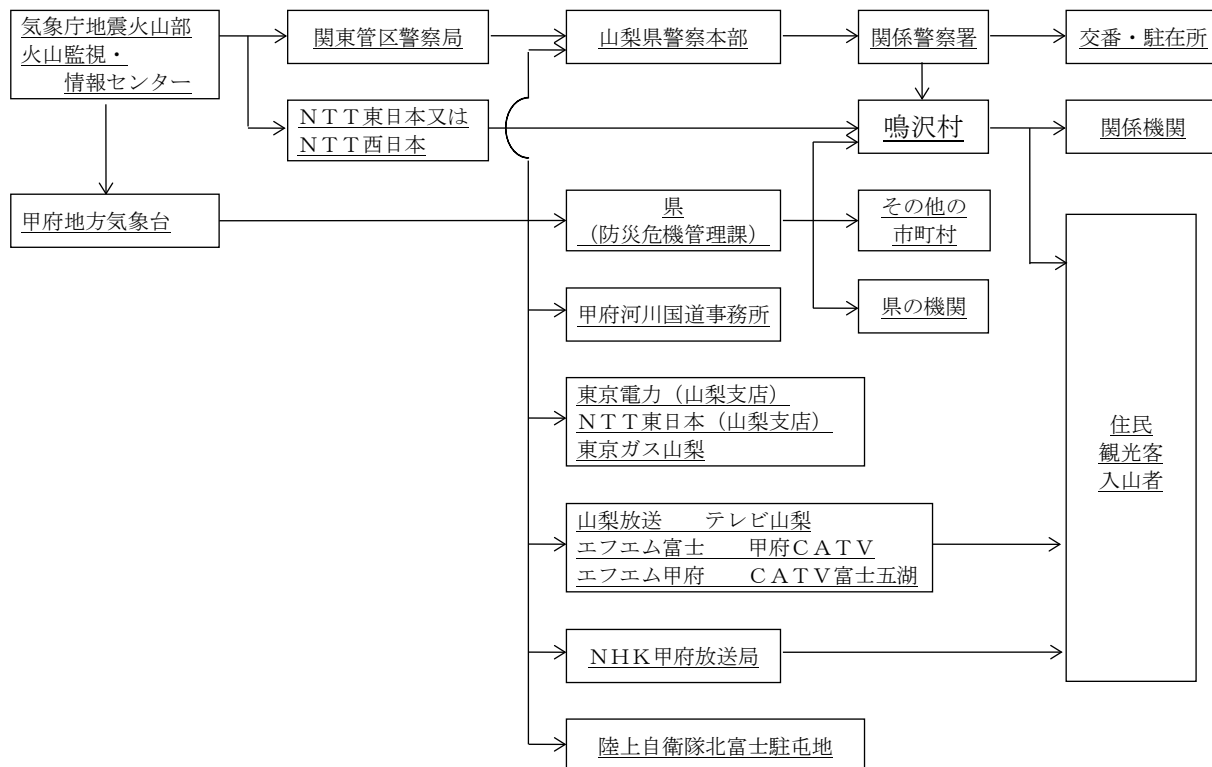
客、登山者等並びに関係機関に周知徹底を図る。

(4) 道路管理者

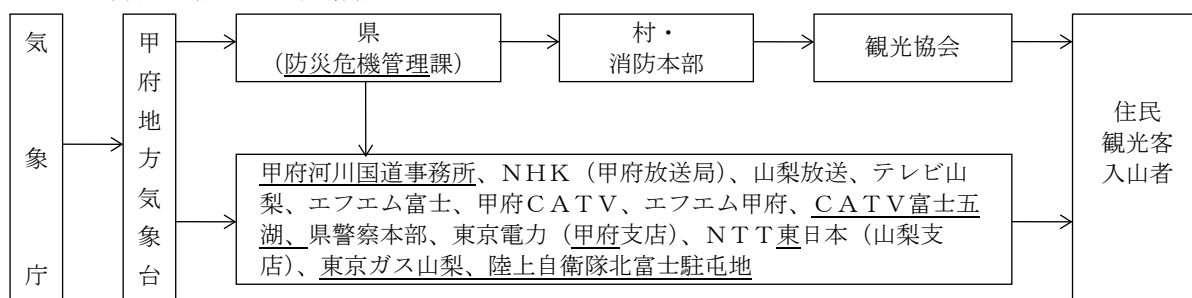
火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、火山情報に関する内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

(5) 伝達系統

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



イ 降灰予報及び火山情報



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 村は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ火山情報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼び掛ける。
- (2) 村は、噴火警報（噴火警戒レベル4以上）が発表された場合、広報車、チラシ、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- (3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛を呼び掛け、

観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行うものとする。

- (4) 県、村及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行うものとする。

第3 避難に関する情報伝達

- (1) 村長は、高齢者等避難、避難指示を、チラシ、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) 村は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。
- (3) 村長は、避難指示を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

村は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- (1) 被害状況の確認
- ア 村は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
- イ 県は、アのほかに地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
- (2) 情報の伝達
- 村は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

村は、臨時火山情報及び緊急火山情報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第5節 避難行動

第1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難指示

- (1) 村長
- 火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に

対して速やかに高齢者等避難、避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 知事

村長が高齢者等避難、避難指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

(3) 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要と認めるとき、村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を村長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、村の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場に居ない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛省大臣の指定する者に通知する。

第3 避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあたってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

- (1) 避難対象範囲
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 高齢者等避難、避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第4 警戒区域の設定

(1) 村長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(2) 知事

村長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、村長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示することとなっている。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ村長若しくは、村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは、直

ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を村長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、村長若しくは、村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を村長に通知する。

第5 住民等の避難準備・避難行動

- (1) 村長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。
- (2) 住民等は、避難指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。
- (3) 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、村長があらかじめ指定した二次避難地に移動し、村が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- (4) 要配慮者施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- (5) 医療機関に入院している者は、村、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

第6 状況に応じた避難活動

村長は、次のとおり火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。

なお、下表の火山情報については、本編第1章第7節によるものであり、避難対象地域については、本編第2章第9節に示す避難範囲による。

火山活動の状況 (噴火警戒レベル 及び噴火警報等)	避難対象地域	村長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対し て (入山者、観光客 等)
		一般住民	要配慮者等 特に避難行動に時 間を要する者	
火口周辺警報（レ ベル3：入山規 制）が発表され たとき	第1次避難対象範囲			当該地域内からの 下山及び入山自 粛等の呼び掛け を実施する。
噴火警報（レベル 4：高齢者等避 難）が発表され たとき	第1次避難対象範囲	避難指示を実施する。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う)		
	第2次避難対象範囲	高齢者等避難を発令する。 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内での入 山・観光自粛、帰 宅の呼び掛けを 実施する。
	第3次避難対象範囲	必要に応じて避難 の準備を行う旨の 情報を発令する。 (避難所の開設)	避難開始の情報を 発令する。(福祉 避難所の開設)	当該地域内での観 光自粛等の帰宅 呼び掛けを実施 する。

噴火警報（レベル5：避難）が発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲	第1次避難対象範囲は、避難指示を継続し、第2次避難対象範囲は、避難指示を行う。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う）		
	第3次避難対象範囲	高齢者等避難を発令する。 （避難所・福祉避難所の開設）	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。	
噴火警報が発表された後に噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が、発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難指示を継続する。		
	第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	火山活動の状況に応じて、避難指示を解除する。		当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象範囲	必要に応じて避難準備の呼び掛けを実施する。	避難準備の呼び掛けを実施する。 （福祉避難所の開設）	
噴火警報が発表されずに噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が、発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難指示を実施する。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う） ※ 自ら噴火を確認したものは、避難指示を待たずに直ちに当該地域から避難する。		
	第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	避難準備の呼び掛けを実施する。 （避難所・福祉避難所の開設）		当該地域内からの下山の呼び掛け及び入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象範囲	必要に応じて、避難準備の呼び掛けを実施する。	避難準備の呼び掛けを実施する。 （福祉避難所の開設）	当該地域内の観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。
溶岩流が発生し火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	第3次避難対象範囲内、溶岩流の影響が予想される範囲	避難指示を実施する。		
	溶岩流の流下により、その影響が第3次避難対象範囲を越えることが予想される範囲	避難指示を実施する。		
降灰予報が県内を対象として発表されたとき	降灰が予想される範囲	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。		
火口周辺警報及び噴火警報で大量の降灰がある旨発表されたとき	大量の降灰が予想される範囲 （概ね30cm/日）	避難指示を実施する。		
火口周辺警報（レベル2：火口周辺規制）が発表されたとき	噴火が予報される火口周辺	火口の出現の状況に応じて、必要となる立入規制を行う。		

第7 住民等が実施する自衛措置

(1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災

ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

- (2) 要配慮者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、村長から高齢者等避難の発令があった場合には、早期の避難を行う。
- (3) 一時滞在者は、村長等から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び観光自粛の呼び掛けがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

第8 避難所の開設・運営

(1) 避難場所の開設

- ア 村長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- イ 村長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- ウ 村長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

(2) 避難場所の運営管理

- ア 村は、各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。
- イ 避難所毎に収容されている避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。
- ウ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、要配慮者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。
- エ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。
- オ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難場所の早期解消に努める。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 村長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。
- 2 村長は、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う場合、必要に応じ県に助言を求める。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 村長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じる。
- 2 村長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じ国、専門家に助言を求める。

第8節 家畜避難

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として移送計画に基づき家畜避難を開始する。また、家畜避難時には、逃走による危険が生じるおそれがあるため、危険防止の対策を講じるものとする。

第9節 交通応急対策

村は、火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速・的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

村は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策をとるため、県や関係機関と連携する体制整備に努める。

警察及び道路管理者は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、村で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。

〔参考〕 県の計画における交通応急対策の基本方針は次のとおり

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第10節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。
- 3 村、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第11節 降灰対策

- 1 村は、降灰があった場合、県など関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 村は、降灰が予想される場合、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスウィーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。
- 6 水道事業者は、降灰により水道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。

第12節 被害拡大防止対策

村、県及び防災関係機関は、噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施するものとする。

第1 村・県・防災関係機関

- (1) 溶岩流流下防止（築塁、築溝、溶岩トンネルの爆破、防水活動など）
- (2) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (4) 洪水氾濫防止（築堤）
- (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第13節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行うこととなっている。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については村長が行うものとする。

第14節 住宅供給の実施

村は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供等を実施する。

第1 応急的な住宅確保

村は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。
このため、村は、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第15節 残留者・行方不明者等の搜索

- 1 村は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 村、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第16節 防災ボランティア支援対策

第1 防災ボランティアの受け入れ

村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第2 防災ボランティアの促進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同対策本部の整備促進に努めており、村においても、関係機関と連携するなかで、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

第17節 要配慮者支援対策

第1 要配慮者への配慮

(1) 村は、避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

(2) 村は、避難場所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 要配慮者向けの情報提供

村は、要配慮者に対応した情報提供が適切に行われるように配慮する。

第3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。また、村は、県及び関係機関と協力し、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。村災害本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

村は、大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

第1 村

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 村は正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努める。
- 2 村は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努める。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 村は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- 3 村は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅

館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画

第1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

第2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

第3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

村は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 職業安定

村は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進する。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

村は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用

- 1 村は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図る

よう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。

2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。